

# 社会保障審議会介護保険部会（第66回）議事次第

平成28年10月12日（水）

15：00～18：00

於 ベルサール半蔵門 ホールA

## 議 題

- 1 軽度者への支援のあり方
- 2 福祉用具・住宅改修
- 3 その他

## 【資料】

- |       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 資料1   | 軽度者への支援のあり方                   |
| 資料2   | 福祉用具・住宅改修                     |
| 参考資料1 | 軽度者への支援のあり方（参考資料）             |
| 参考資料2 | 福祉用具・住宅改修（参考資料）               |
| 参考資料3 | 第3回社会保障審議会療養病床の在り方等に関する特別部会資料 |

# 軽度者への支援のあり方

# 軽度者への支援のあり方

## 現状・課題

### 1. これまでの議論と次期介護保険制度改革に向けた検討

要支援・要介護度に応じた支援のあり方については、介護保険制度の創設時をはじめ制度改革時などにおいて議論されてきており、予防給付の創設や介護報酬改定など給付の見直しが行われてきた。

次期介護保険制度改革に向けては、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）等において、以下の検討が求められている。

#### 【経済財政運営と改革の基本方針2015（抄）（平成27年6月30日閣議決定）】

公的保険給付の範囲や内容について検討した上で適正化し、保険料負担の上昇等を抑制する。このため、次期介護保険制度改革に向けて、高齢者の有する能力に応じ自立した生活を目指すという制度の趣旨や制度改革の施行状況を踏まえつつ、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う。

#### 【経済・財政再生アクション・プログラム（抄）（平成27年12月24日経済財政諮問会議決定）】

公的保険給付の範囲や内容について検討した上で適正化し、保険料の上昇等を抑制するため、（ ）次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活支援サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行、負担のあり方を含め、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む）。

# 軽度者への支援のあり方

## 現状・課題

【経済財政運営と改革の基本方針2016（抄）（平成28年6月2日閣議決定）】

社会保障分野においては、世界に冠たる国民皆保険・皆年金を維持し、これを次世代に引き渡すことを目指し、「経済・財政再生計画」に掲げられた医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化、薬価・調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革、年金、生活保護等に係る44の改革項目について、改革工程表に沿って着実に改革を実行していく。

下線は事務局が付した

# 軽度者への支援のあり方

## 現状・課題

### 2. 給付の見直しや地域支援事業への移行について

(訪問介護における生活援助)

訪問介護とは、訪問介護員等が、利用者の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯、掃除等の家事を提供するものであり、介護報酬上は、身体介護が中心である場合、生活援助が中心である場合等に分かれている。

このうち、生活援助については、これまでの介護報酬改定において、訪問介護の利用の実態等を踏まえ、以下の対応を実施している。

(平成18年度改定)

- ・将来的な報酬体系の機能別再編を視野に入れつつ、当面は現行の身体介護・生活援助の区分を維持し、生活援助の60分以上の利用について適正化。

(平成24年度改定)

- ・限られた人材の有効活用を図り、より多くの利用者に対し、そのニーズに応じたサービスを効率的に提供する観点から、45分での区分を基本とした見直し。

なお、要介護度別に訪問介護の利用者一人一月当たりの生活援助(身体介護と組み合わせて提供される場合を含む)の平均利用時間をみると、要介護度の軽重に関わらず生活援助が利用されている実態がうかがえる。

介護サービスを提供する人材不足が緊喫の課題である中で、特に、訪問介護員の平均年齢は他の介護関係職種と比較しても高く、60歳以上の構成割合が3割を超えているという調査結果もあることから、介護人材の専門性などに応じた有効活用の観点も踏まえた対応を検討する必要がある。

# 軽度者への支援のあり方

## 現状・課題

(その他の給付( ))

( )訪問介護における生活援助以外の介護給付及び予防給付

その他の給付についても、重度化の防止、本人の自立を支援するという観点を踏まえながら、保険給付の効率化・重点化を検討する必要がある。

一方で、介護予防訪問介護と介護予防通所介護については、平成27年4月から平成29年3月にかけて総合事業への移行が進められており、地域における「多様な主体」による「多様なサービス」の展開を促進するためには、市町村は生活支援コーディネーターの配置等の取組を進める必要がある。また、総合事業等の実施状況については、引き続き把握・検証を行う必要がある。

## 現状・課題

### 3. 負担のあり方について

利用者負担については、平成26年の介護保険法改正において、一定以上所得のある方について負担割合を2割としており、所得に応じた負担割合の設定はされているものの、要支援・要介護度に応じて負担のあり方に違いを設けることはしていない。

要支援・要介護度に応じて負担のあり方に違いを設けることについては、これまでの介護保険部会等において議論が行われてきた。

特に、訪問介護における生活援助については、民間家事代行サービスの利用者との公平性等の観点から、保険給付の割合を大幅に引き下げるべきとの意見がある。

# 軽度者への支援のあり方

## 論点

軽度者に対する訪問介護における生活援助やその他の給付の地域支援事業(総合事業)への移行に関しては、まずは介護予防訪問介護と介護予防通所介護の総合事業への移行や、「多様な主体」による「多様なサービス」の展開を着実に進め、事業の把握・検証を行った上で、その状況を踏まえて検討を行うべきではないか。

軽度者に対する訪問介護における生活援助やその他の給付について、利用の実態等を踏まえつつ、自立支援や重度化防止といった介護保険の理念や制度の持続可能性の観点から、どのような方策が考えられるか。

例えば、次回介護報酬改定において、訪問介護における生活援助については、要介護度に関わらず、生活援助を中心にサービス提供を行う場合の人員基準の見直し等を行うことも考えられるか。

訪問介護における生活援助やその他の給付についての負担のあり方に関しては、要支援・要介護度に応じて違いを設けることについて、どのように考えるか。

(軽度者の利用者負担に関する主な議論の内容)

- ・生活援助などは軽度者の生活に必要なものであり、重度化防止の観点からも給付の削減は反対。
- ・早期発見を通じた重度化防止が重要であり、利用抑制により重度化が進みかえって費用がかかる。
- ・要介護の程度によって自己負担の引き上げや新たな利用者負担の導入を検討する時期に来ている。
- ・給付の内容に応じて自己負担の割合に差を付けることも検討すべき。



# 福祉用具・住宅改修

# 福祉用具貸与・特定福祉用具販売について

## 現状・課題

### (福祉用具貸与・特定福祉用具販売の価格)

福祉用具貸与・特定福祉用具販売の価格は、貸与・販売事業者がその運営規程において定めているが、価格の設定に当たっては、通常、製品価格のほか、計画書の作成や保守点検などの諸経費が含まれている。

しかしながら、貸与・販売価格の設定が事業者の裁量によることから、同一製品であっても、平均的な価格と比べて非常に高価な価格請求が行われているケースが存在しているとの指摘があり、これまで貸与価格については、

- ・ 平成21年度より、保険者が国保連合会の介護給付費データを活用し、同一製品の貸与価格幅等が記載された介護給付費通知を発出することを可能としたほか、
  - ・ 平成26年3月より、(公財)テクノエイド協会が国保連合会から、種目別の全国平均価格と全国最頻価格(実勢値)の提供を受け、製品情報と合わせてホームページ上で公開する運用の開始、
  - ・ 平成27年度より、複数の福祉用具を貸与する場合において、事業者は一定のルールの下、都道府県等に届け出ている福祉用具の価格よりも減額して貸与することを可能とすること、
- といった取組を行ったところである。

また、一部の自治体においては、福祉用具貸与適正化のため独自に価格を公表するなどの取組を行っている。

しかしながら、適正な価格・サービス競争の促進、地域差の是正等の観点から、製品の希望小売価格や耐用年数を考慮して算定される価格と、搬出入や保守点検のサービス等に要する価格に区分し、価格形成について利用者・保険者への情報開示を進めるべきとの意見もある。

一方、一般社団法人日本福祉用具供給協会からは、利用者の重度化を防ぎ、介護離職ゼロを進め、介護費用を抑制するために軽度者に対する福祉用具サービス等については継続するよう要望が出されるとともに、レンタル価格及びサービスの適正化に向けて、「価格の見える化」や「外れ値」対策等を協会においても行うとの提案がなされている。

## 現状・課題

### （福祉用具の適切な利用の促進）

福祉用具の利用に当たっては、介護支援専門員（ケアマネジャー）がケアプランに記載するだけでなく、福祉用具専門相談員が専門的知識に基づき利用者又はその家族に助言をしながら利用開始時に適切なアセスメントを行うとともに、利用者の状態を考慮した定期的なマネジメントを適切に行い、利用すべき福祉用具が決定される必要がある。

そのため、以下の対応を行っているところである。

- ・ 平成24年度より、福祉用具専門相談員に対し、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画の策定を義務化した。また、計画に基づき、目録等の文書を示し、福祉用具の機能、使用方法、利用料等の情報を提供し、利用者の同意を得ることとしている。
- ・ 平成27年度より、福祉用具専門相談員の指定講習カリキュラムの見直しや自己研鑽の努力義務化を行うことにより、福祉用具専門相談員の質の向上を図っている。

## 現状・課題

### (住宅改修の工事価格・適切な利用の促進)

市町村は、居宅要介護被保険者等が住宅改修を行ったときは、当該居宅要介護被保険者等に対し、支給限度基準額である20万円を上限に、居宅介護住宅改修費を支給することとしている。住宅改修に係る工事価格の設定は、住宅改修を行う事業者の裁量による。

しかしながら、平成24年度に実施したアンケート調査によると、約6割の保険者が「事業者により技術・施工水準のバラツキが大きい」と回答している。

また、住宅改修費は償還払いのため、国保連合会に給付データの蓄積がないなど、工事価格等の取引実態の把握が進んでいない状況にある。

これを踏まえ、住宅改修の質の向上に向けた対応として、平成27年3月に住宅改修事業者や関係職種向けのテキストの編集と都道府県を通じた市町村への周知を行ったところである。

なお、一部の自治体においては、建築の専門職が事前に申請内容を確認する、PT・OT・その他住宅改修に関する知見を備えた者が関与する等、利用者にとって適切な住宅改修の利用につなげているところもある。

## 現状・課題

### (保険給付の範囲・利用者負担)

福祉用具は、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は改善を図り、状態の悪化の防止に資するとともに、介護者の負担の軽減を図る役割を担っている。

保険給付の範囲については、「福祉用具の範囲の考え方について」（平成10年8月24日医療保険福祉審議会老人保健福祉部会事務局提出資料）を考慮しつつ、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会において議論を行い、給付を行うことが適当と判断されたものに限り保険給付の対象種目としている。

一方、住宅改修は、段差の解消や手すりの設置などを通じて、高齢者の自立を支援する役割を担っている。

保険給付の範囲については、「個人資産の形成につながる面があり、また、持ち家の居住者と改修の自由度の低い借家の居住者との受益の均衡を考慮」し、小規模なものに限定されている（平成10年8月24日第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会事務局提出資料）。

利用者負担は、福祉用具、住宅改修ともに、他のサービスと同様、1割負担（一定所得以上の者は2割負担）となっている。

これらに関して、要介護区分ごとに標準的な貸与対象品目を定めることや、軽度者に対する保険給付の割合を引き下げるべきなどの意見がある。

( 経済財政運営と改革の基本方針等における記載内容 )

経済財政運営と改革の基本方針2015 ( 抄 ) ( 平成27年 6 月30日閣議決定 )

公的保険給付の範囲や内容について検討した上で適正化し、保険料負担の上昇等を抑制する。このため、次期介護保険制度改革に向けて、高齢者の有する能力に応じ自立した生活を目指すという制度の趣旨や制度改革の施行状況を踏まえつつ、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う。

経済・財政再生アクション・プログラム ( 抄 ) ( 平成27年12月24日経済財政諮問会議決定 )

公的保険給付の範囲や内容について検討した上で適正化し、保険料の上昇等を抑制するため、( )次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活支援サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行、負担のあり方を含め、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる ( 法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む )。

経済財政運営と改革の基本方針2016 ( 抄 ) ( 平成28年 6 月 2 日閣議決定 )

社会保障分野においては、世界に冠たる国民皆保険・皆年金を維持し、これを次世代に引き渡すことを目指し、「経済・財政再生計画」に掲げられた医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化、薬価・調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革、年金、生活保護等に係る44の改革項目について、改革工程表に沿って着実に改革を実行していく。

## 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

福祉用具貸与の価格について、給付費請求データに基づいて全ての福祉用具の貸与価格情報を把握し、全国レベルでホームページにおいて公表する仕組みを作ってはどうか。

利用者が、自立支援や状態の悪化の防止に資する適切な福祉用具を選択できるよう、福祉用具専門相談員が、貸与価格情報等を用いて貸与しようとする製品の価格・特徴等を利用者に説明すること、及び複数の製品を提示することを義務づけてはどうか。併せて、利用者に交付しなければならない福祉用具貸与計画書を介護支援専門員（ケアマネジャー）にも交付することとしてはどうか。

福祉用具貸与価格に、極端な価格差が生じないようにするため、極端に高い額を貸与価格とする場合には、あらかじめ保険者の了解を必要とすることとしてはどうか。また、貸与事業者に対し、介護給付費請求書の適切な記載方法の徹底を図ってはどうか。

## 住宅改修

住宅改修の内容や価格を、保険者が適切に把握・確認できるようにするとともに、利用者の適切な選択に資するため、

- ・ 事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式（改修内容、材料費、施工費の内訳が明確に把握できるもの）を、国が示すこととしてはどうか。
- ・ 複数の住宅改修事業者から見積りを取るよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が利用者に対し説明することとしてはどうか。

建築の専門職やOT・PT・福祉住環境コーディネーター・その他住宅改修に関する知見を備えた者が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等、保険者の取組の好事例を広く紹介してはどうか。

## 共通事項

その他、福祉用具や住宅改修が、利用者の自立支援、状態の悪化の防止、介護者の負担軽減等の役割を果たしていることも考慮した上で、価格設定や保険給付の対象範囲、利用者負担のあり方等について、どのように考えるか。

社会保障審議会 介護保険部会（第66回）	参考資料 1
平成28年10月12日	

# 軽度者への支援のあり方 (参考資料)



・新たな課題への対応 - 将来展望 -

(1) 介護予防の推進；「介護」モデル 「介護+予防」モデル

高齢者人口が増大する中において、介護保険制度の「持続可能性」を高め、「明るく活力ある超高齢社会」を築くためには、制度全体を『予防重視型システム』へ転換することが重要である。

このため、要介護状態になる前の段階から、要支援、要介護1程度までの高齢者に対して、統一的な体系の下で、効果的な介護予防サービスが提供される「総合的な介護予防システム」を確立する必要がある。

(中略)

・給付の効率化・重点化

1. 総合的な介護予防システムの確立

(1) 「予防重視型システム」への転換

現状における問題点を踏まえ、今後、制度全体を「予防重視型システム」へ転換していくことが必要である。

(現状における主な問題点)

- ・介護予防に関連する制度・事業は一貫性・連続性に欠け、内容が不十分。
- ・要支援、要介護1が増加し全体の5割近くに達しているが、これら軽度者に対するサービスが、利用者の状態の改善につながっていないとの指摘。

(2) 「総合的な介護予防システム」の確立のための制度見直し

市町村を責任主体とする「統一的な介護予防マネジメント」の確立。

市町村の老人保健事業や介護予防事業の基本的な見直し。

介護保険制度に基づく事業に位置づけることも検討。

介護保険制度における要支援、要介護1などの軽度者を対象とした「新・予防給付」の創設。

「新・予防給付」

- ・高齢者の状態像に合った「介護予防プラン」を策定。サービスについては、既存サービスを介護予防の視点から見直すとともに、筋力向上トレーニング(機械器具を使うものに限らない)、転倒骨折予防、低栄養改善、口腔ケア、閉じこもり予防等の新たなサービスの導入を検討。

(3) 関連サービスの見直し

現行の訪問介護については、個別ケアの推進、生活機能の向上等の観点から、「身体介護型」「生活援助型」という区分を行為別・機能別に再編し、基準・報酬の設定について機能に応じた見直しを検討する必要がある。

また、利用者が自ら実施できるにもかかわらず、掃除、調理等を利用者に代わって実施する「家事代行」型については、自立支援の観点から、給付の対象期間、方法について見直しを検討する必要がある。

なお、生活援助の見直しに関しては慎重であるべきとの意見があった。

## 経済財政運営と改革の基本方針2015 (骨太方針)

### 第3章 「経済・財政一体改革の取組—「経済・財政再生計画」 5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題 (1) 社会保障

#### (負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化)

社会保障制度の持続可能性を中長期的に高めるとともに、世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、医療保険における高額療養費制度や後期高齢者の窓口負担の在り方について検討するとともに、介護保険における高額介護サービス費制度や利用者負担の在り方について、制度改革の施行状況も踏まえつつ、検討を行う。

社会保障制度改革プログラム法に基づく検討事項である介護納付金の総報酬割やその他の課題について検討を行う。

医療保険、介護保険ともにマイナンバーを活用すること等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて、実施上の課題を整理しつつ、検討する。

公的保険給付の範囲や内容について検討した上で適正化し、保険料負担の上昇等を抑制する。このため、次期介護保険制度改革に向けて、高齢者の有する能力に応じ自立した生活を目指すという制度の趣旨や制度改革の施行状況を踏まえつつ、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う。

## 経済・財政再生アクション・プログラム (平成27年12月24日経済財政諮問会議)

### 2) 負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化 (取組方針・時間軸)

世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、

- ( ) 医療保険における高額療養費制度及び介護保険における高額介護サービス費制度の見直しについて、関係審議会等において具体的内容を検討し、2016年末までに結論を得て、その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。【工程表⑳】
- ( ) 介護保険における利用者負担の在り方について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)。【工程表㉑】

現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るための社会保障改革プログラム法における検討事項である介護納付金の総報酬割導入や医療保険において金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)。【工程表㉒】

公的保険給付の範囲や内容について検討した上で適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するため、

- ( ) 次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行、負担の在り方を含め、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)。  
なお、福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付の適正化については、2  
検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。【工程表㉓】

# 経済・財政再生計画 改革工程表

経済・財政再生計画 改革工程表  
(抜粋)(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)

	2014・2015年度 主担当府省庁等	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度	2017年度	2018年度				
負担能力に合わせた公平な負担、給付の適正化		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
		<p>&lt;㉗公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討&gt;                      &lt;( )次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討&gt;</p>						
		<p>軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の在り方について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論</p>		<p>関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる (法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)</p>				
		<p>軽度者に係る生活援助、福祉用具貸与及び住宅改修に係る負担の在り方について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論</p>						
	<p>軽度者に係る福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付の適正化について、地域差の是正の観点も踏まえつつ、関係審議会等において具体的内容を検討し、2016年末までに結論</p>		<p>関係審議会等における検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる</p>					
	厚生労働省							

# 訪問介護の概要

「訪問介護」とは、訪問介護員等（ ）が、利用者（要介護者等）の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を提供するものをいう。

「訪問介護員等」

介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級又は旧2級課程修了者をいう。

「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日厚生労働省老健局老人福祉計画課長通知）（いわゆる「老計10号」）

## 身体介護（抜粋）

- 1 - 0 サービス準備・記録等：サービス準備は、身体介護サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。：健康チェック／利用者の安否確認、顔色・発汗・体温等の健康状態のチェック／環境整備／換気、室温・日あたりの調整、ベッドまわりの簡単な整頓等／相談援助、情報収集・提供／サービス提供後の記録等
- 1 - 1 排泄・食事介助：排泄介助（トイレ利用・ポータブルトイレ利用・おむつ交換）／食事介助／特段の専門的配慮をもって行う調理
- 1 - 2 清拭・入浴、身体整容：清拭（全身清拭）／部分浴（手浴及び足浴・洗髪）／全身浴／洗面等／身体整容（日常的な行為としての身体整容）／更衣介助
- 1 - 3 体位変換、移動・移乗介助、外出介助
- 1 - 4 起床及び就寝介助
- 1 - 5 服薬介助
- 1 - 6 自立生活支援のための見守りの援助（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）

## 生活援助（抜粋）

- 2 - 0 サービス準備等：サービス準備は、家事援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。：健康チェック／利用者の安否確認、顔色等のチェック／環境整備／換気、室温・日あたりの調整等／相談援助、情報収集・提供／サービスの提供後の記録等
- 2 - 1 掃除：居室内やトイレ、卓上等の清掃／ゴミ出し／準備・後片づけ
- 2 - 2 洗濯：洗濯機または手洗いによる洗濯／洗濯物の乾燥（物干し）／洗濯物の取り入れと収納／アイロンがけ
- 2 - 3 ベッドメイク：利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等
- 2 - 4 衣類の整理・被服の補修：衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等）／被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）
- 2 - 5 一般的な調理、配下膳：配膳、後片づけのみ／一般的な調理
- 2 - 6 買い物・薬の受け取り：日用品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）／薬の受け取り

# 訪問介護の生活援助に関するこれまでの主な見直し内容

## 平成18年度介護報酬改定

### 生活援助が中心である場合

(改正前)

生活援助が中心である場合

所要時間30分以上1時間未満の場合 208単位

所要時間1時間以上の場合 291単位

(所要時間1時間から計算して30分を増すごとに83単位を加算した単位数)

(改正後)

生活援助が中心である場合

所要時間30分以上1時間未満の場合 208単位

所要時間1時間以上の場合 291単位

(削除)

## 平成24年度介護報酬改定

### 生活援助が中心である場合

(改正前)

生活援助が中心である場合

所要時間30分以上1時間未満の場合 229単位

所要時間1時間以上の場合 291単位

(改正後)

生活援助が中心である場合

所要時間20分以上45分未満の場合 190単位

所要時間45分以上の場合 235単位

# 訪問介護の報酬体系

## 訪問介護のサービス類型

「訪問介護」は、その行為の内容に応じ、次の3類型に区分した報酬体系となっている。

**身体介護中心型**      利用者の身体に直接接触して行われるサービス等を中心としたサービス  
(例：入浴介助、排せつ介助、食事介助 等)

**生活援助中心型**      日常生活の援助であり本人の代行的に行われるサービスを中心としたサービス  
(例：調理、洗濯、掃除 等)

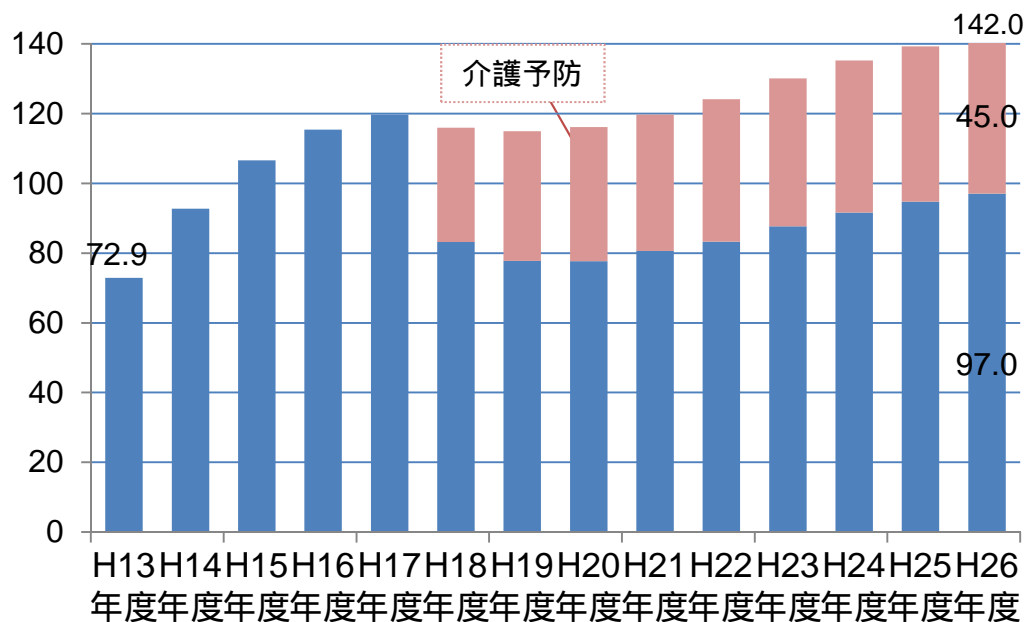
**通院等乗降介助中心型**      通院等のための乗車又は降車の介助（乗車前・降車後の移動介助等の一連のサービス行為を含む）を中心としたサービス

生活援助中心が算定される場合；専ら生活援助を行う場合、生活援助に伴い比較的手間のかからない体位交換、移動介助などの身体介護を行う場合（例；5分程度の移動介助後に35分程度の居室の掃除を行う場合）

# 訪問介護の実施状況

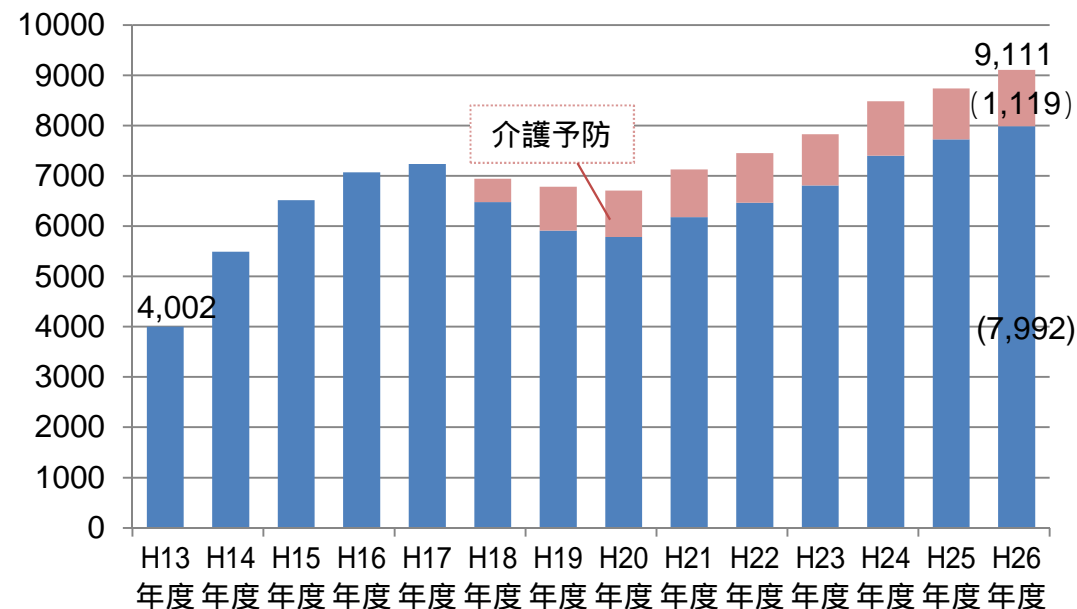
(単位:万人)

## 受給者数



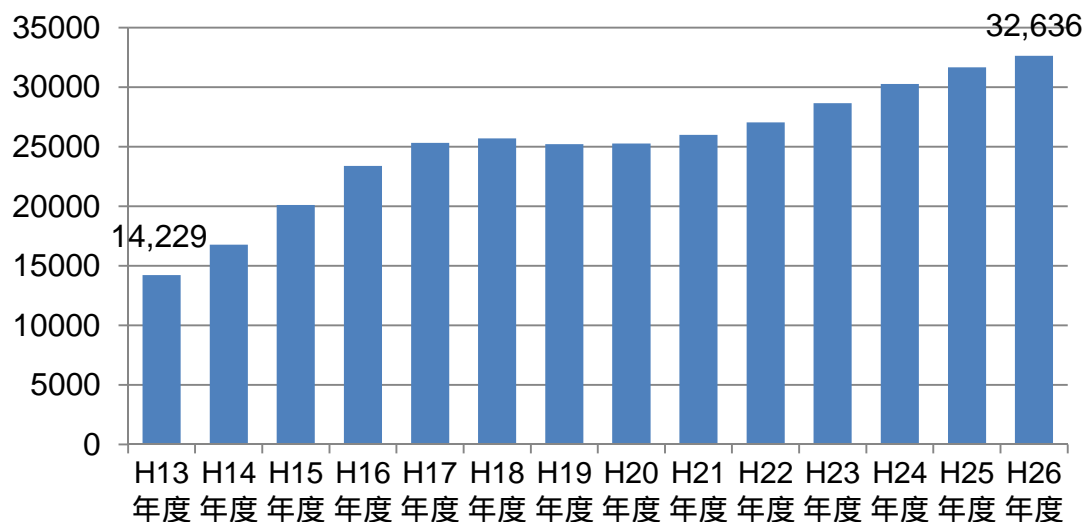
(単位:億円)

## 費用額



(単位:事業所)

## 請求事業所数



注1) 費用額の値は、介護給付費実態調査の5月審査(4月サービス)分から翌年の4月審査(3月サービス)分までの合計である。

注2) 受給者数・請求事業所数の値は、介護給付費実態調査を用いて、各年度の3月サービス分(4月審査分)の値としている(つまり、各年度末の値を記載している)。

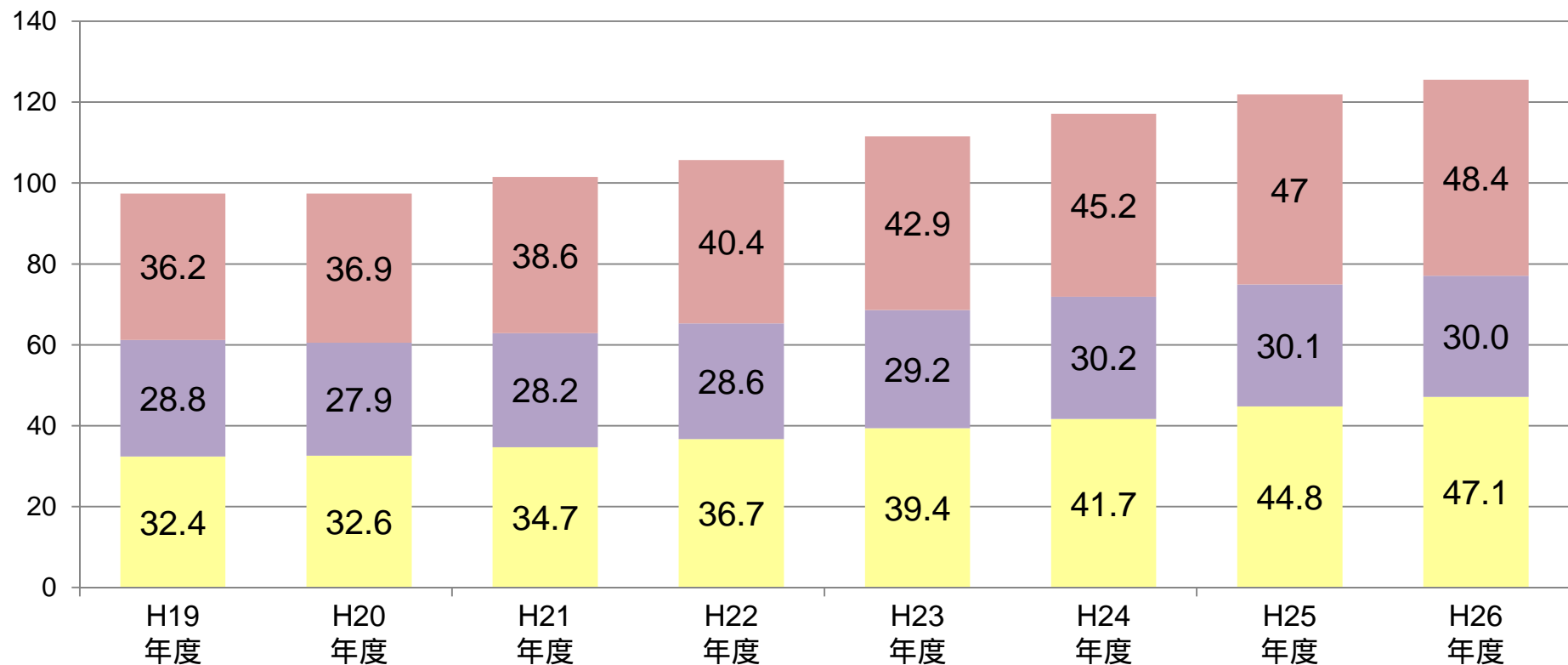
# 訪問介護の内容類型別受給者数の推移（介護予防訪問介護を除く）

生活援助中心型、身体介護中心型 + 生活援助加算、身体介護中心型ともに受給者数は増加している。

:生活援助中心型
  :身体介護中心型 + 生活援助加算
  :身体介護中心型

(単位:万人)

受給者数



注1) 受給者数の値は、介護給付費実態調査を用いて、各年度の3月サービス分(4月審査分)の値としている(つまり、各年度末の値を記載している)。

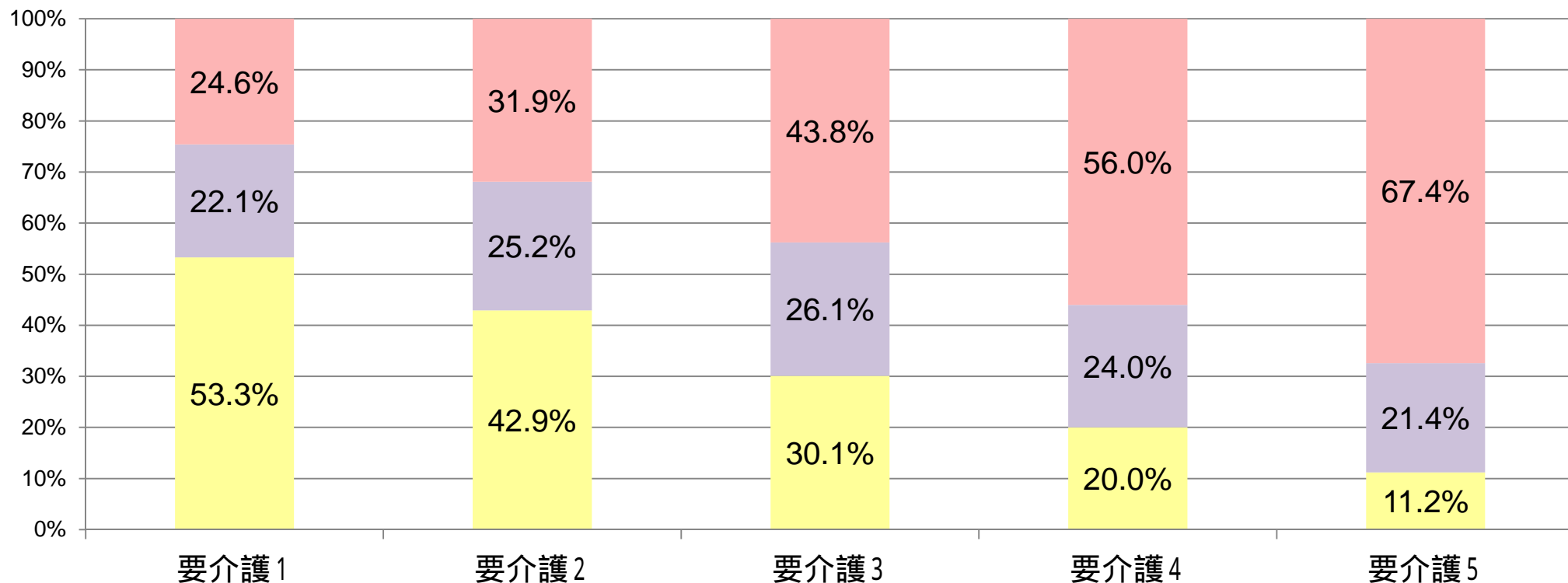
注2) 内容類型別受給者数は、同月内に異なる種類のサービスを受けた場合、それぞれの区分に1人と計上されるが、同一の種類のサービスを受けた場合は、該当の区分に1人と計上される。



# 訪問介護の内容類型別受給者数の構成割合【要介護度別】

要介護度別の構成割合を比較すると、要介護度が高くなるにつれて、身体介護中心型の比率が高くなっている。

: 生活援助中心型
  : 身体介護中心型 + 生活援助加算
  : 身体介護中心型



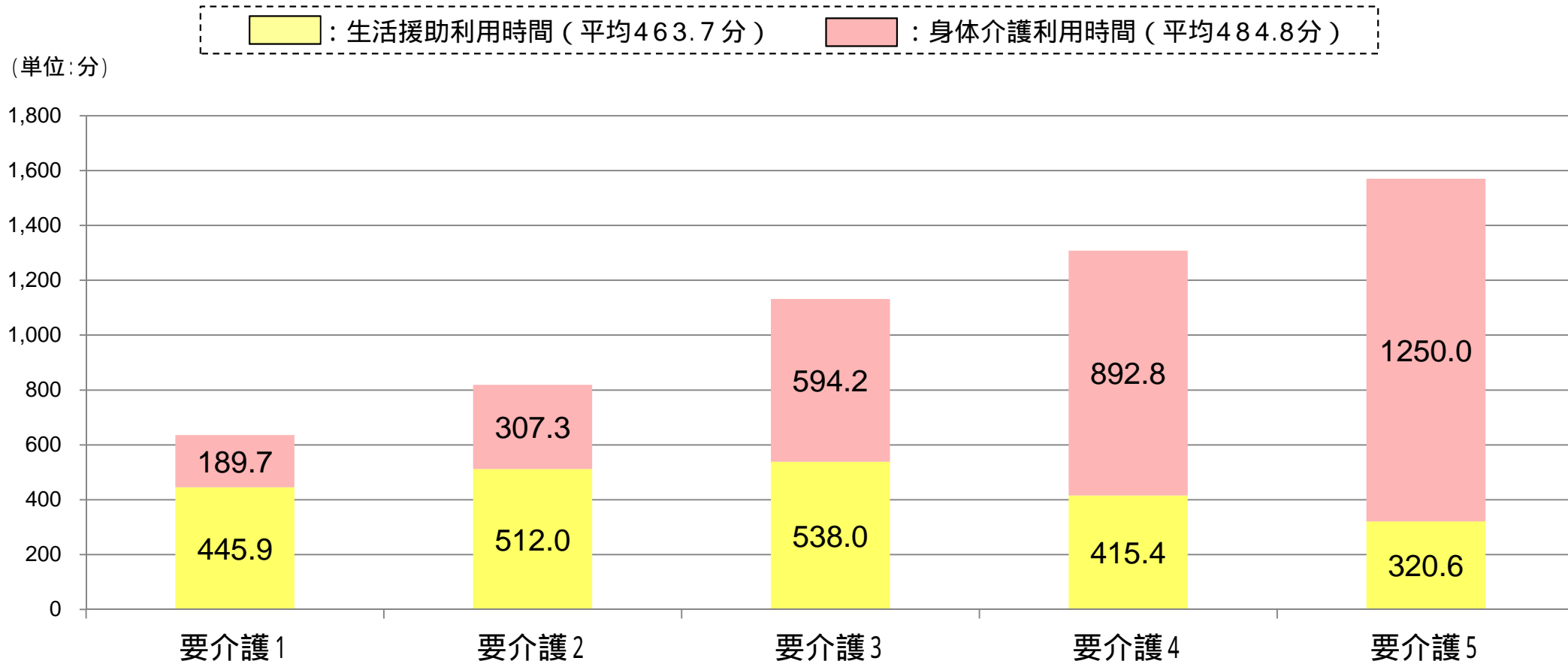
注1) 平成27年3月サービス分(4月審査分)の受給者について、要介護度別に構成割合を算出したもの。なお、同月内に異なる種類のサービスを受けた場合、それぞれの区分に1人と計上されるが、同一種類のサービスを受けた場合は、該当の区分に1人と計上されている。

注2) 「生活援助中心型」及び「身体介護中心型」とは報酬上の区分であり、1回の訪問において「身体介護」と「生活援助」が組み合わせて提供されている場合も含んでいる。

【出典】平成26年度介護給付費実態調査

# 訪問介護の利用者一人一月当たり生活援助、身体介護の平均利用時間【要介護度別】

身体介護の利用時間は要介護度が高くなるにつれて長くなっているが、生活援助の利用時間は要介護3が最も長く、要介護5が最も短くなっている。



注1) 平成27年10月サービス分(11月審査分)の介護報酬請求上の時間で分類し、集計したもの。集計上、生活援助中心型は生活援助の利用時間、身体介護中心型は身体介護の利用時間に分類。ただし、「身体介護中心型+生活援助加算」での請求は、その中で請求されるそれぞれの時間を分離し、「身体介護の利用時間」と「生活援助の利用時間」に分類。

注2) 各時間区分における階級値(中間値)を時間として使用し、回数を掛けることにより、利用時間を計算。

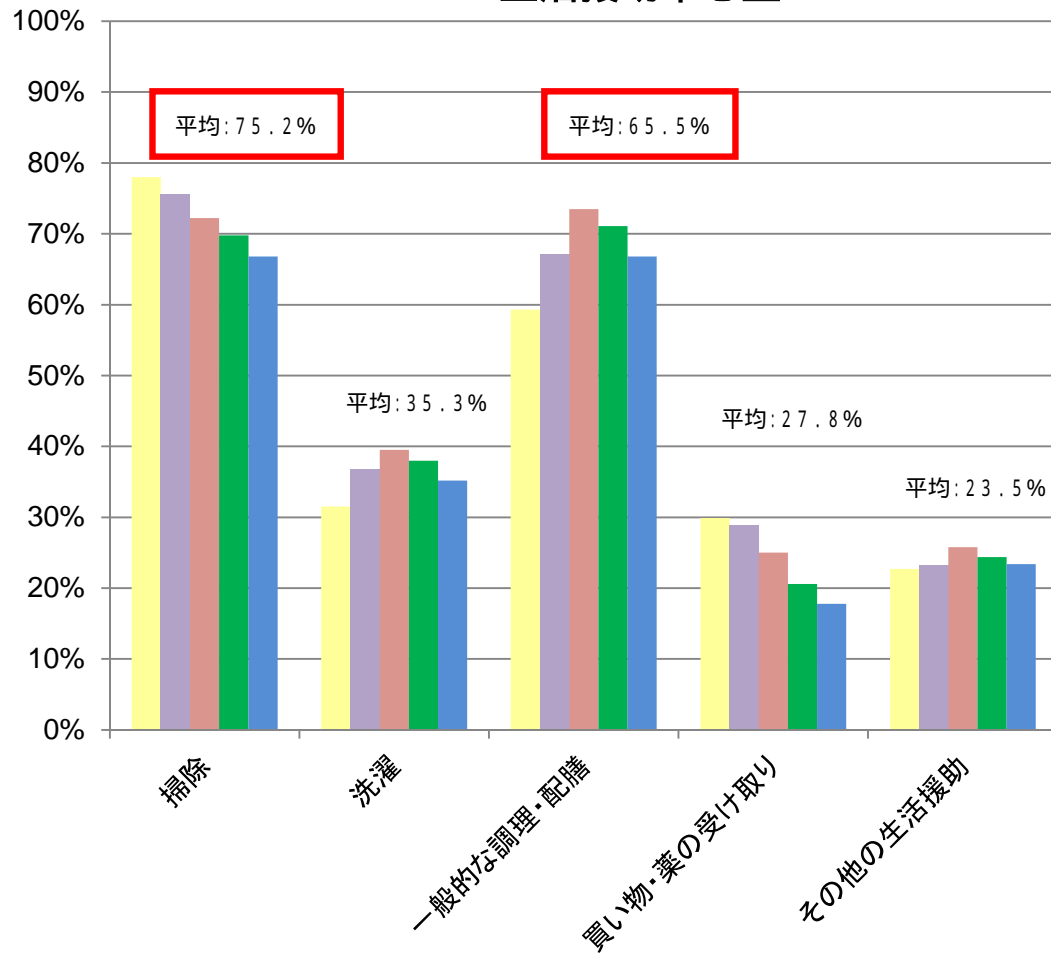
【出典】介護保険総合データベース(平成27年11月審査分)

# 生活援助の提供内容の実施割合

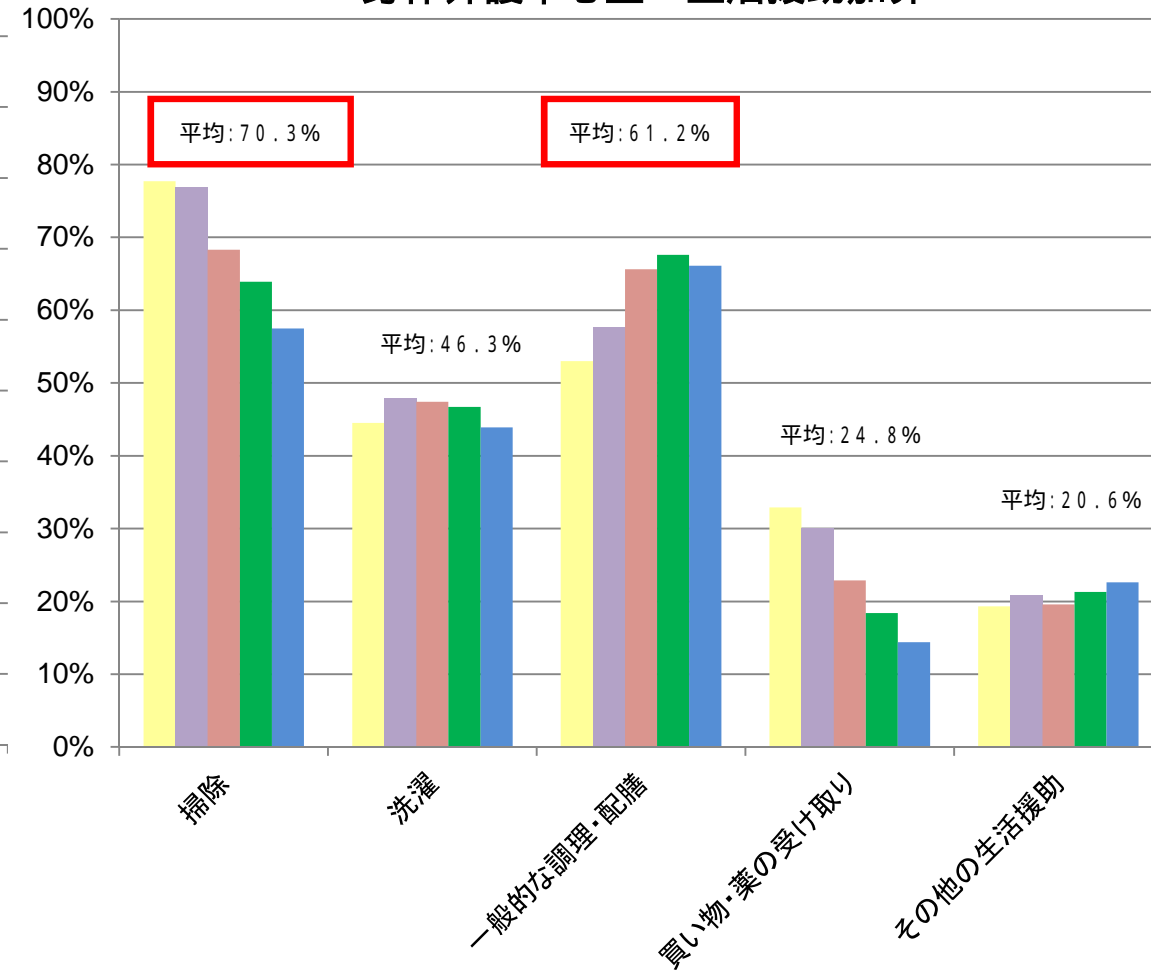
生活援助の提供内容の実施割合では、掃除と一般的な調理・配膳が特に高くなっている。

: 要介護 1
  : 要介護 2
  : 要介護 3
  : 要介護 4
  : 要介護 5

### 生活援助中心型



### 身体介護中心型 + 生活援助加算



注) 訪問介護の生活援助中心型、身体介護中心型 + 生活援助加算の請求区分について、要介護度ごとに生活援助の提供内容の実施割合を複数回答で集計したもの。(平成24年10月1日時点)

# 2020年代初頭に向けた介護人材確保について

利用者約12万人分の基盤整備に伴い約5万人の介護人材が必要

介護サービス約12万人増 × 利用者1人あたり必要な介護人材数(平均)0.4人 ... 約5万人

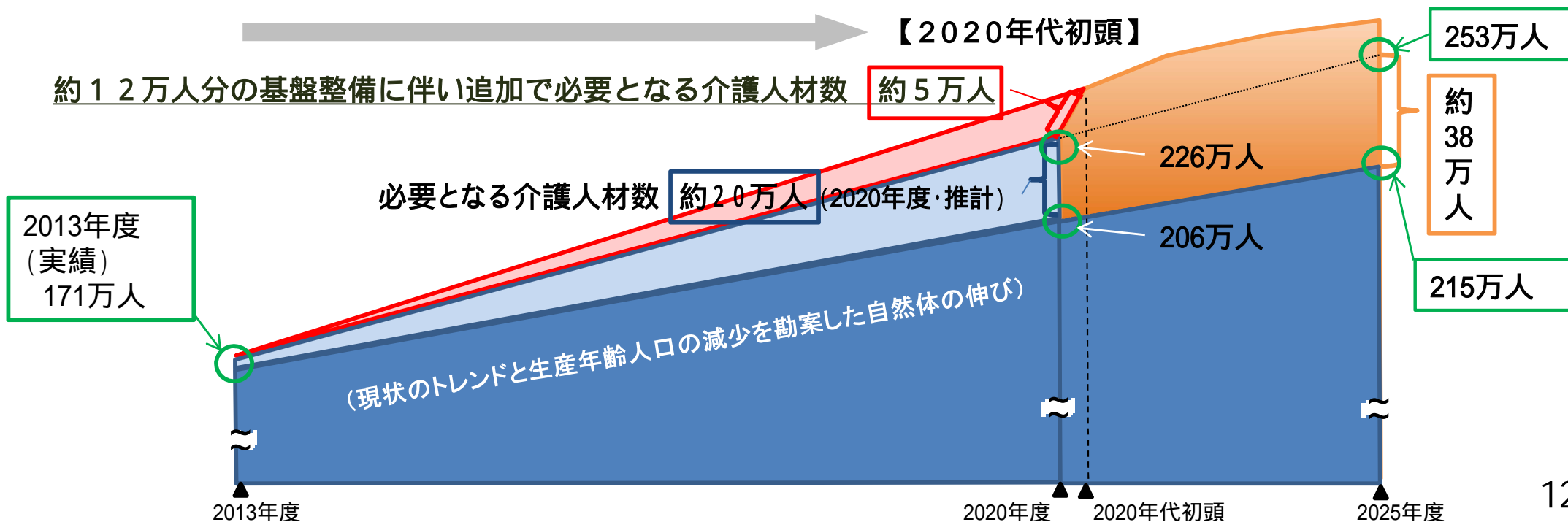


2020年度に必要となる介護人材 約20万人 (需要見込みと供給見込みの差)

需要見込み: 市町村による第6期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等に基づく推計  
 供給見込み: 入職・離職等の動向に将来の生産年齢人口の減少等の人口動態を踏まえた推計\*  
 (平成27年度以降に追加的に取り組む施策の効果は含んでいない)

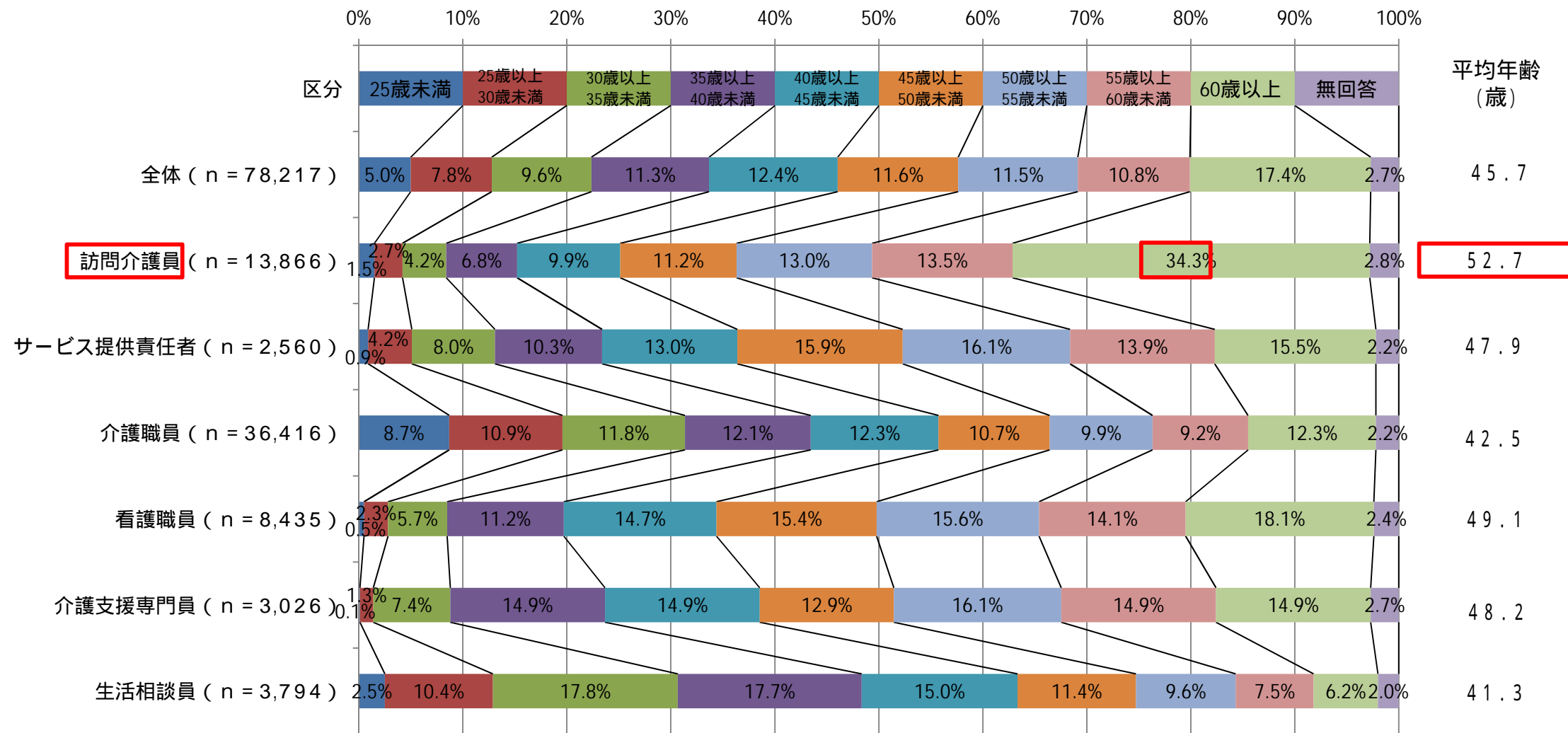
\* 入職・離職等の見込みは、現状維持を前提とし、さらに生産年齢人口の減少を折り込んだ堅めの推計となっている

介護人材 約25万人 確保のため対策を総合的・計画的に推進



# 介護関係職種別の年齢階級別構成割合及び平均年齢の比較

訪問介護員の平均年齢は52.7歳、60歳以上の構成割合が3割を超えている。（平成26年10月1日時点）



【出典】平成26年度介護労働実態調査

## 予防給付の利用者数・費用額

予防給付	利用者数(人)		費用額(百万円)
	平成27年3月	平成28年3月	平成26年度年間
介護予防訪問看護	45,200	52,900	16,184
介護予防訪問リハビリテーション	12,100	13,100	4,338
介護予防通所リハビリテーション	136,500	141,200	69,632
介護予防短期入所療養介護	1,200	1,200	540
介護予防居宅療養管理指導	35,000	38,400	4,298
介護予防短期入所生活介護	10,200	9,900	4,234
介護予防小規模多機能型居宅介護	8,800	10,100	6,956
介護予防特定施設入居者生活介護	26,000	26,800	29,901
介護予防認知症対応型共同生活介護	900	900	2,522
介護予防認知症対応型通所介護	1,000	1,000	544
介護予防訪問入浴介護	500	500	193
介護予防福祉用具貸与	342,600	387,700	23,871
介護予防支援	1,070,200	1,074,400	55,302

介護給付費実態調査月報（平成27年4月審査分及び平成28年4月審査分）、介護給付費実態調査年報（平成26年度）より作成

## 2．地域支援事業の見直しに併せた予防給付の見直し

### （見直しの背景・趣旨）

「1(4)生活支援サービスの充実・強化」でも述べたとおり、一人暮らし高齢者等の急速な増加、家族の介護力の低下、地域を支える若年層の減少などにより、生活支援ニーズの高まりが顕在化する。

特に、要支援者は生活支援のニーズが高く、その内容は配食、見守り等の多様な生活支援サービスが求められており、生活支援の多様なニーズに応えるためには、介護サービス事業者以外にも、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人など、多種多様な事業主体の参加による重層的なサービスが地域で提供される体制の構築が重要である。併せて、今後の地域における少子高齢化の進行やそれに伴い介護人材の確保が難しくなる状況を考えれば、高齢者は単にサービスの受け手・利用者ではなく、高齢者が積極的に生活支援の担い手となって、支援が必要な高齢者を支える社会を実現することが求められている。

また、「1(5)介護予防の推進」で述べたとおり、地域に多様な通いの場を作り、社会参加を促進していくことは、高齢者の介護予防にとって極めて重要であるが、趣味やボランティア活動等の社会参加についても、生活支援サービスと同様、地域の中で多様な主体により多様な場を確保していくことが重要である。

このような生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加促進の必要性に応えるためには、地域支援事業の枠組みの中で介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を発展的に見直し、サービスの種類・内容・人員基準・運営基準・単価等が全国一律となっている予防給付のうち、訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組を含めた多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、地域支援事業の形式に見直すことが必要である。

（中略）

予防給付のうち、訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問看護、福祉用具等）は、多様な形態でのサービス提供の余地が少ないことから、市町村の事務負担も考慮して、引き続き予防給付によるサービス提供を継続することが適当である。

第2部 社会保障4分野の改革

医療・介護分野の改革

2 医療・介護サービスの提供体制改革

（4）医療と介護の連携と地域包括ケアシステムというネットワークの構築

（中略）これと併せて、介護保険給付と地域支援事業の在り方を見直すべきである。地域支援事業については、地域包括ケアの一翼を担うにふさわしい質を備えた効率的な事業（地域包括推進事業（仮称））として再構築するとともに、要支援者に対する介護予防給付について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組等を積極的に活用しながら柔軟かつ効率的にサービスを提供できるよう、受け皿を確保しながら新たな地域包括推進事業（仮称）に段階的に移行させていくべきである。

<地域包括ケア研究会> 地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点（抜粋）

（平成24年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金）

<第三部> 地域包括ケアシステムにおけるサービスのあり方

1. 要支援者向けのサービスのあり方

<地域や個人の固有性を重視したアプローチ>

一般的に、要支援者と要介護者を比較した場合、要支援者は、残されている心身の能力が高い。また、残されている能力が高いほど、従来の生活スタイルや嗜好性を重視する人が多いことから、要支援者向けのサービスについては、多様な需要に対応することが必要になる。



# 新しい地域支援事業の全体像

< 改正前 >

介護保険制度

< 改正後 >

【財源構成】

国 25%

都道府県 12.5%

市町村 12.5%

1号保険料 22%

2号保険料 28%

【財源構成】

国 39%

都道府県 19.5%

市町村 19.5%

1号保険料 22%

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)  
 訪問看護、福祉用具等  
 訪問介護、通所介護

介護予防事業  
 又は介護予防・日常生活支援総合事業  
 二次予防事業  
 一次予防事業  
 (介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。)

包括的支援事業  
 地域包括支援センターの運営  
 ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業  
 介護給付費適正化事業  
 家族介護支援事業  
 その他の事業

改正前と同様

事業に移行

全市町村で実施

多様化

充実

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)

介護予防・日常生活支援総合事業 (要支援1~2、それ以外の者)  
 介護予防・生活支援サービス事業  
 ・訪問型サービス  
 ・通所型サービス  
 ・生活支援サービス(配食等)  
 ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)  
 一般介護予防事業

包括的支援事業  
 地域包括支援センターの運営 (左記に加え、**地域ケア会議の充実**)  
**在宅医療・介護連携推進事業**  
**認知症総合支援事業**  
 (認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業 等)  
**生活支援体制整備事業**  
 (コーディネーターの配置、協議体の設置 等)

任意事業  
 介護給付費適正化事業  
 家族介護支援事業  
 その他の事業

地域支援事業

# 総合事業の実施に関する猶予期間

市町村が条例で定める場合は、総合事業の実施を平成29年4月まで猶予可能。

市町村は、できる限り早期から新しい総合事業に取り組む。一方で、受け皿の整備等のため、一定の時間をかけて、総合事業を開始することも選択肢。

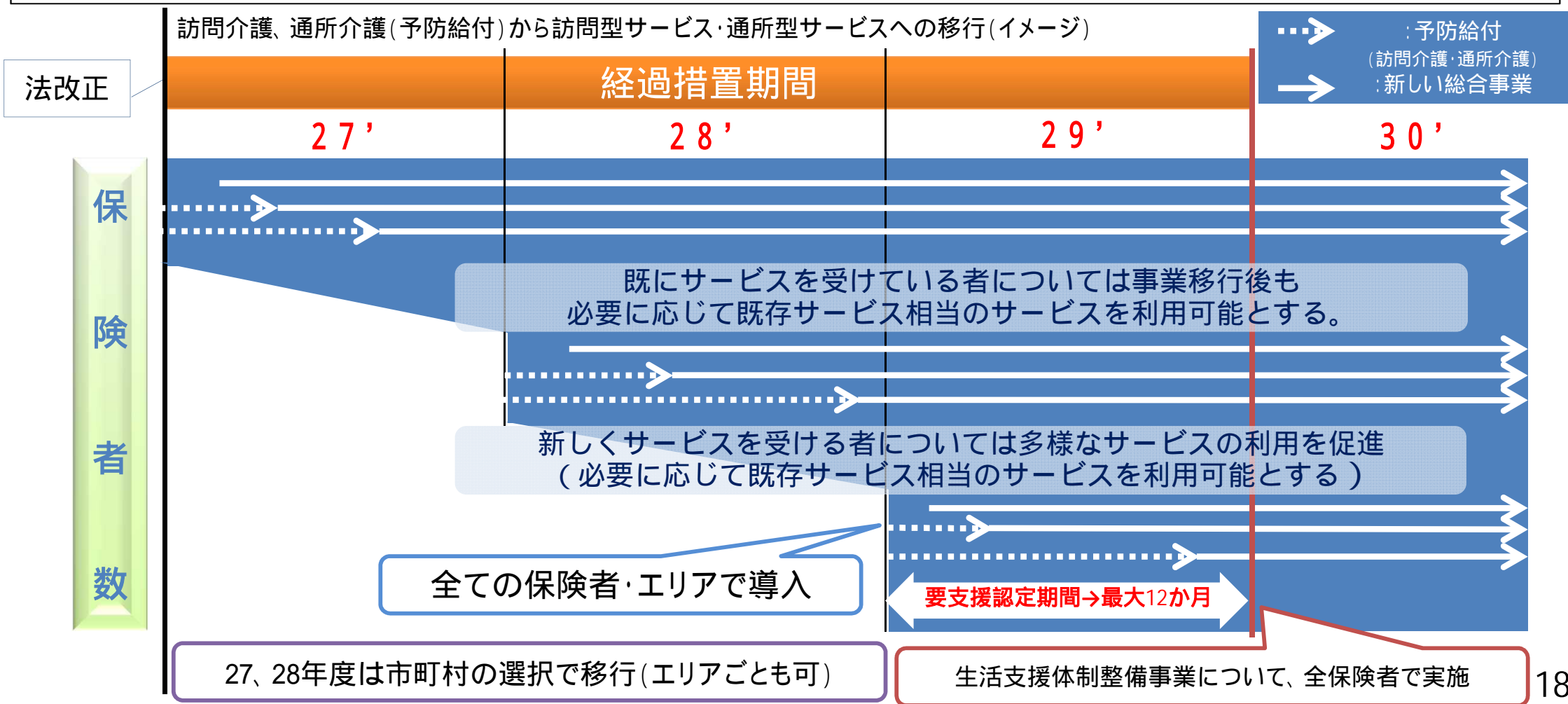
総合事業の実施を猶予する場合も、総合事業の実施猶予の趣旨を踏まえ、現在から着実に受け皿の整備を行うよう努めることが適当。

## < 段階的な実施例 >

エリアごとに予防給付を継続(【例】広域連合の市町村ごと)

初年度は総合事業によるサービスの利用を希望する者以外は予防給付を継続

既に給付によるサービスを利用している者は、初年度は予防給付とし、翌年度当初からすべての者を総合事業に移行



# 生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割

生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取組

**(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置** 多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
地域に不足するサービスの創出 サービスの担い手の養成 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など	関係者間の情報共有 サービス提供主体間の連携の体制づくり など	地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心

第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開

コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



**(2) 協議体の設置** 多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉法人

等

- これらの取組については、平成26年度予算においても先行的に取り組めるよう5億円を計上。
- コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要。

# 総合事業・包括的支援事業(社会保障充実分)の実施状況について

平成28年7月1日調査

	介護予防・日常生活支援総合事業		生活支援体制整備事業		在宅医療・介護連携推進事業		認知症総合支援事業			
	保険者数	実施率 (累積)	保険者数	実施率 (累積)	保険者数	実施率 (累積)	認知症初期集中支援推進事業		認知症地域支援・ケア向上事業	
							保険者	実施率 (累積)	保険者	実施率 (累積)
平成27年度中	288	18.2%	873	55.3%	682	43.2%	285	18.0%	740	46.9%
平成28年度中	338	39.6%	326	75.9%	442	71.2%	412	44.1%	337	68.2%
うち 平成28年4月	228	32.7%	246	70.9%	287	61.4%	143	27.1%	207	60.0%
平成29年4月 (総合事業) 平成29年度中 (総合事業以外)	953	100.0%	160	86.1%	232	85.9%	432	71.5%	203	81.1%
平成30年4月	-	-	150	95.6%	137	94.6%	320	91.8%	193	93.3%
実施時期未定	0	-	70	4.4%	86	5.4%	130	8.2%	106	6.7%
合計	1,579		1,579		1,579		1,579		1,579	

平成28年4月までの総合事業の実施保険者数は、平成28年1月1日調査である505自治体から516自治体となった。

# 総合事業への移行に関する対応状況等

## 総合事業に関する移行事務の状況

### 総合事業移行済み自治体

	対応済み	対応中 検討中	検討を開始 していない
生活支援のサービス・活動の今後の展開に関する方向性の決定	36.7%	58.3%	5.0%
通いの場のサービス・活動の今後の展開に関する方向性の決定	40.0%	56.7%	3.3%

### 総合事業移行前自治体

	対応済み	対応中 検討中	検討を開始 していない
生活支援のサービス・活動の今後の展開に関する方向性の決定	1.1%	66.9%	32.0%
通いの場のサービス・活動の今後の展開に関する方向性の決定	1.7%	69.2%	29.1%

(調査時点)平成27年10月時点

出典)平成27年度老人保健事業推進費等補助金「地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の市町村による円滑な実施に向けた調査研究事業」

## 市町村が総合事業への移行について、十分な検討が必要となる背景

### 先行例活用の限界

先進自治体の活動は、参考にはできるが、地域の実情が異なる以上、同じことをそのまま実施しても成功するとは限らないため、自治体ごとの創意工夫が必要

### 適切なニーズの把握

地域の声を適切に把握し、地域課題に即した施策をオーダーメイドで行政として作っていくことが必要

### 専門職の関与

住民主体の活動が必要としているのは、金銭的な支援とは限らず、専門家からのちょっとした助言や技術的なサポート、場所の提供や情報提供などが重要である

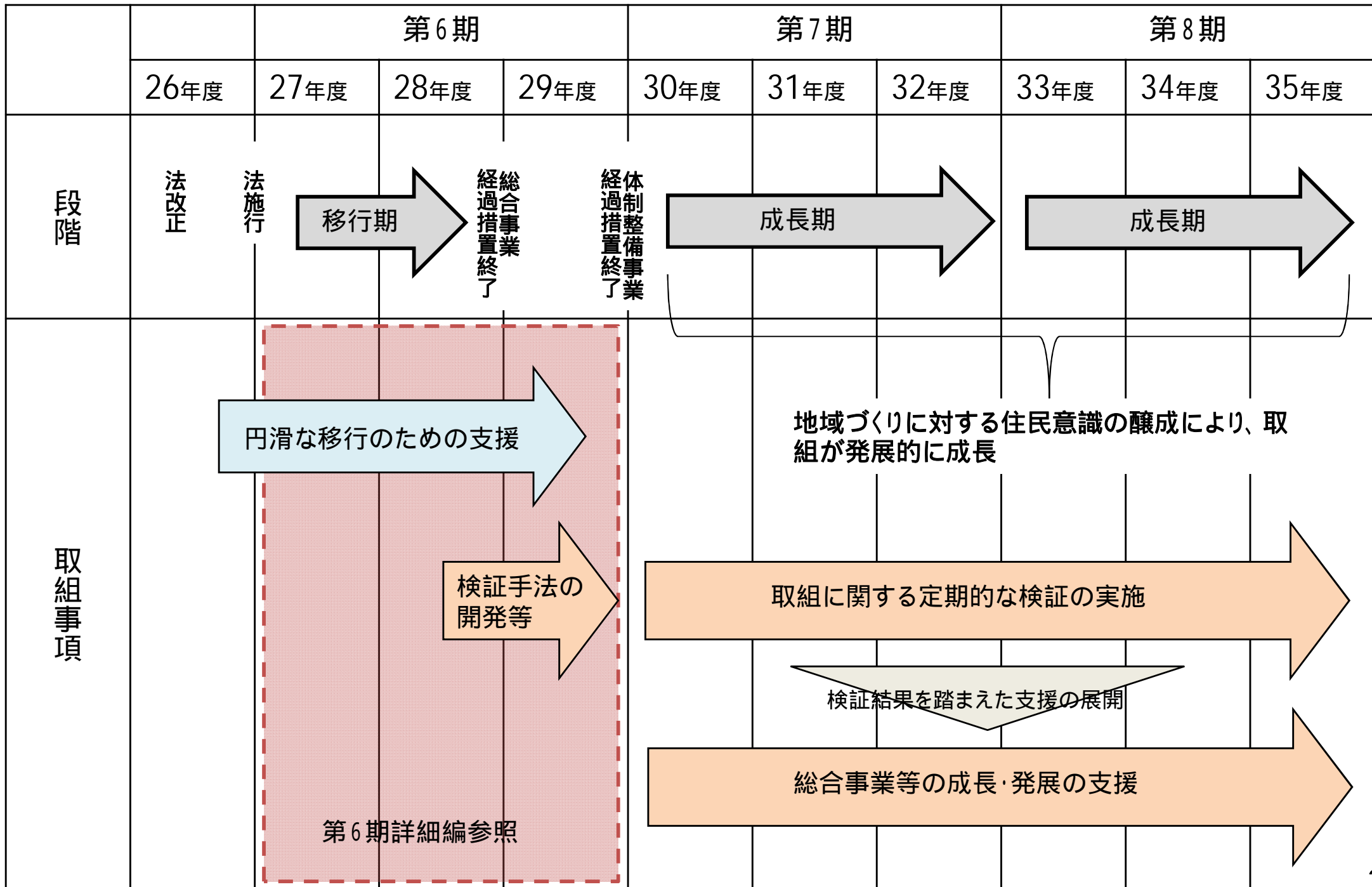
### 関係者の認識共有

総合事業で目指すのは住民主体の地域づくりであるが、そのためには、まず関係者との認識を共有することが必要

出展)

平成27年度老人保健事業推進費等補助金「地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の市町村による円滑な実施に向けた調査研究事業」

# 総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)等のロードマップ【第6～8期】(イメージ)



## 第2部 介護サービスのあり方

### 1. 介護給付の対象者

介護保険制度における介護給付は、加齢に伴う障害や痴呆症状等により自力で日常生活を送ることが困難で、介護が必要な状態（要介護）にある高齢者とする考えられる。

（中略）

### 2. 介護給付の対象となるサービス

（中略）

介護給付の対象となる在宅サービスは、高齢者の生活全般を支える観点から、次のようなサービスとすることが考えられる。

#### （ア）ホームヘルプサービス

高齢者の家庭を訪問して身体介護・家事援助サービスを提供するもの。

（中略）

### （3）いわゆる虚弱老人に対する家事援助サービスについて

いわゆる虚弱老人に対しても、その状態に対応してどのようなサービスがどの程度必要かを判定する明確な基準を設定した上で、寝たきりの予防や自立への支援につながるような形でのサービス提供を介護給付の対象とすべきである。

ただし、給付決定に際しては、（ア）高齢者や家族の生活状況、社会環境などを総合的に勘案した上で、給付対象とすべきかどうかを判断するとともに、（イ）リハビリテーションサービスやデイサービスなどと組み合わせ、上記の目標が達成されるよう提供されることが重要である。

# 介護保険制度の見直しに関する意見（抜粋）

（平成22年11月30日社会保障審議会介護保険部会）

## （2）要支援者・軽度の要介護者へのサービス

医療ニーズの高い要介護者など重度の要介護者向けのサービスの充実を図る一方で、要支援者・軽度の要介護者に対する介護サービスについては、その状態等を踏まえた検証が必要である。

平成18年度より、要支援1、2の要支援者には予防給付が提供されているが、本人の能力をできる限り活用して自立を目指すという制度の趣旨が必ずしも徹底されていない状況も見られる。そのため、予防給付の効果を更に高めるプログラムが求められている。

また、軽度の要介護者に対するサービスについて、例えば訪問介護をみると、多くの時間が生活援助に割かれている現状が指摘されている。

今後さらなる高齢化の進展とともに、介護給付が大幅に増加していくことが見込まれており、重度者や医療ニーズの高い高齢者に対して給付を重点的に行い、要支援者・軽度の要介護者に対する給付の効率化と効果の向上を図ることが適当か否かを検討する必要がある。

要支援者・軽度の要介護者にかかる給付については、次のような二つの意見があった。

・生活援助などは要支援者・軽度の要介護者の生活に必要なものであり、加齢に伴う重度化を予防する観点からも、その給付を削減することは反対である。

・介護保険制度の給付の対象外とすることや、その保険給付割合を引き下げ、利用者負担を、例えば2割に引き上げるなどの方策を考えるべきである。

要支援者・軽度の要介護者へのサービス提供のあり方については、保険給付の効率化・重点化の観点のみならず、重度化の防止、本人の自立を支援するという観点から、その状態にあった保険給付のあり方について、今後、さらに検討することが必要である。



## 保険給付の重点化

保険給付の重点化については、昨年の本部会における審議で検討した事項を中心に、社会保障・税一体改革を踏まえ、改めて、以下の項目について議論を行った。

なお、給付の見直し全般についての意見として、サービス利用者に現在以上の負担を求めるべきではない、消費税率の引上げという新たな負担が課されることと併せて介護分野で新たな負担を求めることに国民の理解を得ることは難しいのではないかという意見があった一方、現役世代の納得の上で持続可能な制度を構築するためには、給付の重点化・効率化が必要であるという意見、所得の水準や年齢区分、要介護区分などに応じて利用者負担割合を引き上げるべきとの意見、介護サービスをほとんど利用しない現役世代も高齢者と同様に消費税率の引上げに直面するのであるから、その理解を得る意味でも利用者負担も応分の負担をお願いするべき、低所得者には補足給付や高額介護サービス費における限度額設定など、利用者負担の増加が利用抑制につながらない配慮がなされている、との意見があった。

## （要支援者に対する給付）

事務局からは、社会保障・税一体改革において、重度化予防・介護予防として要介護認定者数を2025年に現行ベースより3%程度減少させることが課題となっていることを踏まえ、この実現に向けた制度的な対応としての利用者負担の引上げの是非及び給付の内容や方法についての検討の必要性について、問題提起がなされた。

利用者負担割合の引上げについては、要介護の程度によって自己負担の引上げや新たな利用者負担の導入を検討する時期に来ている、給付の内容に応じて自己負担の割合に差を付けることも検討すべきとの意見があった一方、早期発見を通じた重度化防止が重要であり、利用抑制により重度化が進みかえって費用がかかるとの立場から反対する意見も多かった。

しかしながら、利用者負担割合の引上げに反対する立場からのものも含めて、サービスが利用者の自立支援に資するものとなっているか否かの検証が必要である、要支援者に対する給付の内容についてリハビリテーションなど予防の効果の高い給付に重点化していくことが必要である、予防効果のないものは給付の対象から外すべき、予防給付のケアプランチェックが重要であるなどの意見も多くあった。これらを踏まえ、当部会においては引き続き制度的な対応に向けて検討を進める。

はじめに

～ 安心で希望と誇りが持てる社会の実現を目指して ～

（社会保障改革の必要性）

（略）

今後は、給付面で、子ども・子育て支援などを中心に未来への投資という性格を強め、全世代対応型の制度としていくとともに、負担面で、年齢を問わず負担能力に応じた負担を求めていくなど制度を支える基盤を強化していくことが必要である。こうした取組を通じて、世代間・世代内の公平を実現し、今は主たる負担者であっても高齢になれば主たる受益者となっていく現役世代や、今後生まれてくる将来世代のために、国民の共有財産である社会保障制度をしっかりと維持し、引き継いでいかなければならない。

（略）

（社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成）

（略）

また、我が国においては、今や国の一般歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超えており、税収が歳出の半分すら賄えていない現状に照らせば、社会保障関係費の相当部分を将来世代の負担につけ回していることになる。これに加え、毎年1兆円規模の社会保障の自然増が不可避となっており、今を生きる世代が享受する社会保障給付について、給付に見合った負担を確保しないままその負担を将来世代に先送りし続けることは、社会保障の持続可能性確保の観点からも、財政健全化の観点からも困難である。

国民すべてが人生の様々な段階で受益者となり得る社会保障を支える経費は、国民全体が皆で分かち合わなければならない。世代を通じて幅広い国民が負担する消費税の税率を引き上げるとともに、世代内でも、より負担能力に応じて社会保障の負担を分かち合う仕組みとしていくことにより、世代間・世代内の公平性を確保しつつ、社会保障の給付水準に見合った負担を国民全体で担っていかなければならない。

（略）

# 軽度者に対する生活援助サービスの在り方

財政制度等審議会 財政制度分科会  
資料(抜粋)(平成28年10月4日)

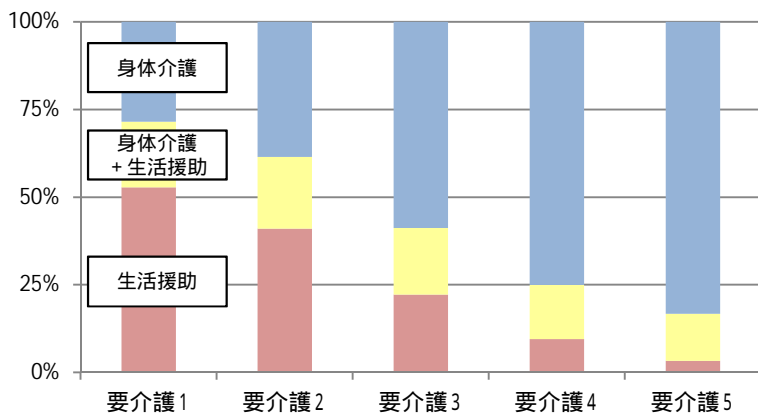
## 【論点】

訪問介護は「身体介護」と「生活援助」に分類されるところ、生活援助のみの利用回数の比率は、要介護5は3%程度であるが、軽度者(要介護1・2)は40%超~50%超となっており、基本報酬の実績でも、軽度者が全体の70%超を占めている。

(注)「身体介護」：食事、排泄、入浴等。「生活援助」：掃除、洗濯、買い物、調理等

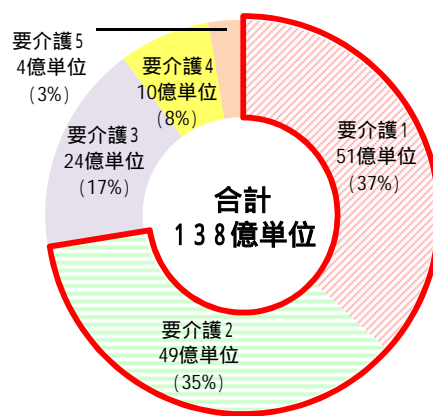
生活援助のみの1回当たり利用者負担額は、20分以上45分未満で1割負担の場合、平均187円程度(各種加算込み)であり、民間家事代行サービスを利用する場合、安くとも1時間925円(交通費別)であることに比べ、著しく割安となっている。

訪問介護のサービス種類別構成比  
(平成27年度回数ベース)



出所:厚生労働省「平成27年度介護給付費等実態調査」

生活援助のみの基本報酬  
(平成27年度実績)



出所:厚生労働省「平成27年度介護給付費等実態調査」

民間家事代行サービス価格との比較

生活援助(25分以上45分未満)	平均1,874円(各種加算込み) <b>1割負担で約187円</b> 1単位 = 10円換算
民間家事代行サービス(1時間)	平均2,496円(交通費別)
最高値(個人事業主)	3,996円(交通費別)
最安値(生活協同組合)	<b>925円(交通費別)</b>

(注) 民間家事代行サービスの価格は、全国の112事業者の価格(平日・日中)を地方財務局において調査。1回のみの利用よりも割安となる定期プラン等がある場合には、当該定期プラン等における価格を採用。

出所:厚生労働省「介護保険総合データベース(平成27年10月審査分)」

- 介護保険制度創設時の議論では、生活援助を保険給付の対象とすることについて、以下のような慎重論もあった中で、老人保健福祉審議会介護給付分科会報告(平成7月12月13日)において「基本的には、要介護状態の積極的な予防や自立した生活への支援につながるような形で介護給付の対象とすることが考えられる」とされた。
  - 「コックとメイドは多い方がいい」という諺のように、家事援助も無制限に求められるようでは困ったことになる。
  - 介護が必要な人は家事援助も不可欠であり介護保険で見るべきであるが、介護を伴わない家事援助は介護保険の範囲に入れる必要はないのではないか。
- その後も、生活援助に関しては、関係審議会等において、以下のような指摘がなされている。
  - 高齢者になったので車に乗れなくなったので買い物を代わりに代行してあげる。公的なサービスとして行われているんですが、まさにそれは自立支援を阻害するということではないか。
  - 軽度者支援について、各施策が自立支援や重症化予防にどの程度役に立っているのか、データとしてきちんと把握することが重要(中略)要介護度が低い方が生活援助を利用するケースが多いというデータが出ているのですけれども、これが本当に重症化予防につながるのかという部分。

出所:介護保険制度史研究会編著「介護保険制度史 - 基本構想から法施行まで -」2016、厚生労働省社会保障審議会(介護保険部会・介護給付費分科会)議事録

## 【改革の方向性】(案)

軽度者に対する生活援助については、介護保険の適用事業者に限らず、多様な主体が、利用者のニーズに柔軟に対応してサービスを提供していくことも可能と考えられることから、地域支援事業に移行すべき。

また、移行の前提として、以下の見直しを行い、制度趣旨に沿った適正利用を徹底すべき。

- 民間家事代行サービスの利用者との公平性や中重度者への給付の重点化の観点から、保険給付の割合を大幅に引き下げる。
- 生活援助により、どのように重度化の防止や自立支援につながるのかをケアプランに明記することを義務付ける。

# 軽度者に対するその他給付の在り方

財政制度等審議会 財政制度分科会  
資料(抜粋)(平成28年10月4日)

## 【論点】

近年の費用額の伸びについて、サービス種類別の寄与度を見ると、政策的に推進してきた地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護等）を超えて、通所介護の費用額の増加が顕著。また、通所介護については、費用額の約6割が軽度者（要介護1・2）に対するものとなっており、事業所数では、特に小規模型通所介護<sup>1</sup>が増加。

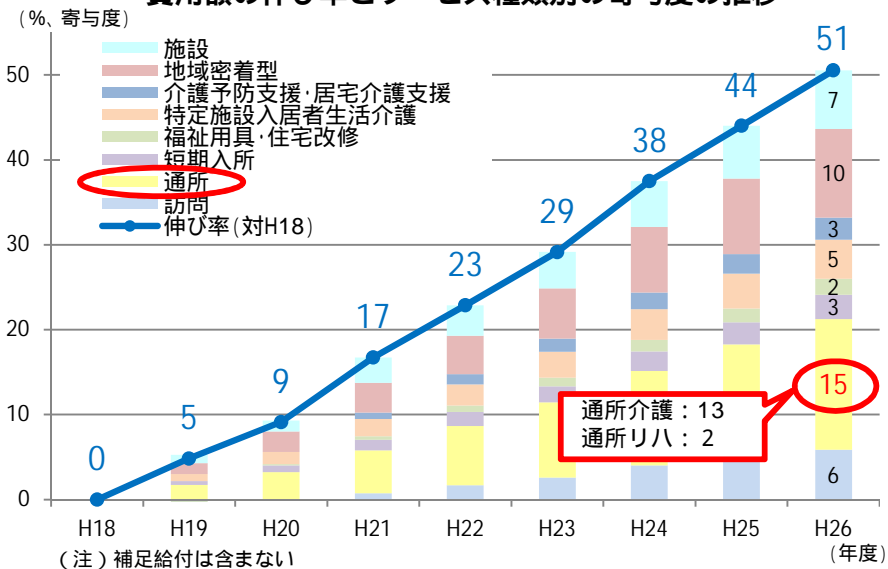
1 平成28年4月以降は、地域密着型（利用定員18人以下）や大規模型・通常規模型のサテライト型等へ移行（約85%が介護報酬が踏襲される地域密着型へ移行）。

小規模型は、サービス提供1回当たりの管理的経費が高いことが考慮され、他の類型より基本報酬が高く設定されている。このため、小規模型は、個別機能訓練加算<sup>2</sup>を取得している事業所の比率は他の類型より低いものの、サービス提供1回当たりの単位数は最も高くなっている。

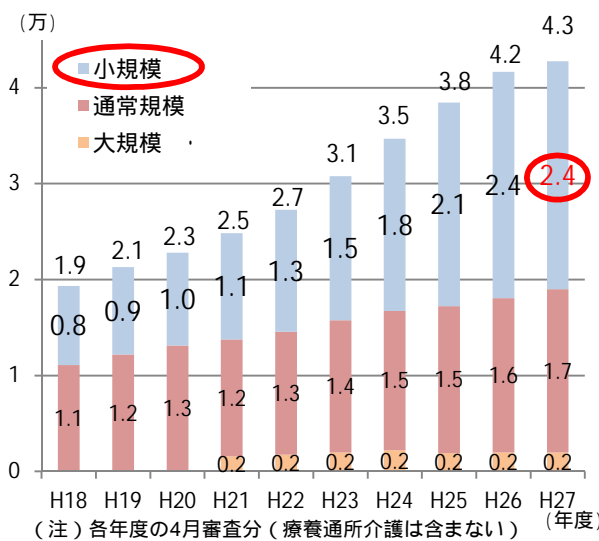
2 個別機能訓練加算（ ）46単位/日：生活意欲が増進されるよう、利用者による訓練項目の選択を援助。身体機能への働きかけを中心に行うもの。

個別機能訓練加算（ ）56単位/日：生活機能の維持・向上に関する目標（1人で入浴できるようになりたい等）を設定。生活機能にバランスよく働きかけるもの。

費用額の伸び率とサービス種類別の寄与度の推移



通所介護の介護報酬請求事業所数



通所介護の事業所規模別比較

	1回当たり単位数 (平成27年度)	個別機能訓練加算 取得事業所率 <sup>3</sup>	
		加算	加算
小規模	783単位	12.7%	26.7%
通常規模	754単位	22.2%	32.7%
大規模	763単位	40.3%	41.3%
大規模	735単位	55.8%	42.5%

3 「介護保険総合データベース(平成27年10月審査分)」から抽出した給付データを基に、同月中に1回でも加算を取得している事業所は、「加算取得事業所」と計上。

出所: 厚生労働省「平成27年度介護給付費等実態調査」  
「介護保険総合データベース(平成27年10月審査分)」

## 【改革の方向性】(案)

軽度者に対する通所介護など、介護保険の適用事業者に限らず、多様な主体が、利用者のニーズに柔軟に対応して必要な支援を行っていくことも可能と考えられるサービスについては、中重度者への給付の重点化や地域の実情に応じた効率的なサービス提供の観点から、地域支援事業に移行すべき。

また、移行の前提として、機能訓練がほとんど行われていないなど、サービスの実態が、重度化の防止や自立支援ではなく、利用者の居場所づくりにとどまっていると認められる場合には、減算措置も含めた介護報酬の適正化を図るべき。

社会保障審議会 介護保険部会(第66回)	参考資料2
平成28年10月12日	

# 福祉用具・住宅改修 (参考資料)

# 介護保険における福祉用具貸与・販売

## 【制度の概要】

介護保険の福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて、保険給付の対象としている。

【厚生労働大臣告示において以下のものを対象種目として定めている】

	福祉用具貸与	特定福祉用具販売
対象種目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車いす(付属品含む)</li> <li>・ 特殊寝台(付属品含む)</li> <li>・ 床ずれ防止用具</li> <li>・ 体位変換器</li> <li>・ 手すり</li> <li>・ スロープ</li> <li>・ 歩行器</li> <li>・ 歩行補助つえ</li> <li>・ 認知症老人徘徊感知機器</li> <li>・ 移動用リフト(つり具の部分を除く)</li> <li>・ 自動排泄処理装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 腰掛便座</li> <li>・ 自動排泄処理装置の交換可能部品</li> <li>・ 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト)</li> <li>・ 簡易浴槽</li> <li>・ 移動用リフトのつり具の部分</li> </ul>

## 【給付制度の概要】

### 貸与の原則

利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、貸与を原則としている。

### 販売種目(原則、同一種目は年間10万円を限度)

貸与になじまない性質のもの(他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し、再利用できないもの)は、福祉用具の購入費を保険給付の対象としている。

### 現に要した費用

福祉用具の貸与及び購入は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付における公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付する仕組みとしている。

# 介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方

(第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会事務局提出資料より抜粋(平成10年8月24日))

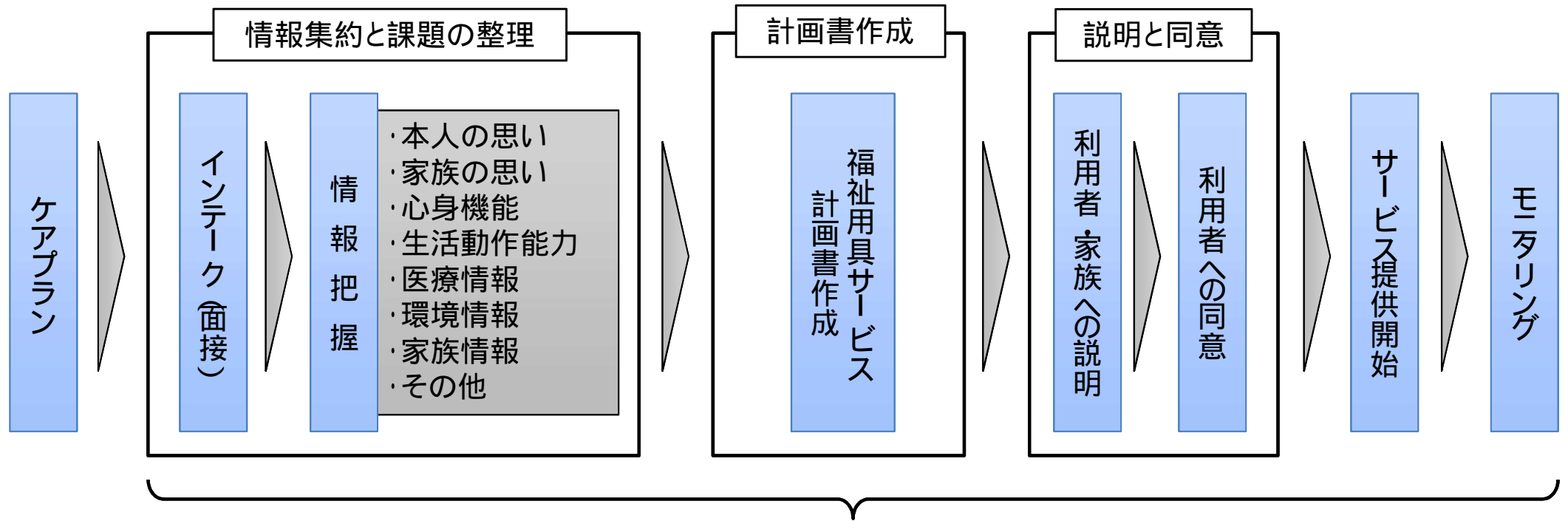
## 介護保険制度における福祉用具の範囲

- 1 要介護者等の自立の促進又は介助者の負担の軽減を図るもの
- 2 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの  
(例えば、平ベッド等は対象外)
- 3 治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの  
(例えば、吸入器、吸引器等は対象外)
- 4 在宅で使用するもの  
(例えば、特殊浴槽等は対象外)
- 5 起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの  
(例えば、義手義足、眼鏡等は対象外)
- 6 ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより利用促進が図られるもの  
(一般的に低い価格のものは対象外)
- 7 取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの  
(例えば、天井取り付け型天井走行リフトは対象外)

## 居宅福祉用具購入費の対象用具の考え方

- 福祉用具の給付は、対象者の身体の状態、介護の必要度の変化等に応じて用具の交換ができること等の考え方から原則貸与
- 購入費の対象用具は例外的なものであるが、次のような点を判断要素として対象用具を選定
  1. 他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの (入浴・排泄関連用具)
  2. 使用により、もとの形態・品質が変化し、再度利用できないもの (つり上げ式リフトのつり具)

# 福祉用具貸与・販売の流れ



福祉用具専門相談員(福祉用具貸与・販売事業所)が関与

福祉用具貸与及び特定福祉用具販売については、要介護者等の自立の促進及び介助者の負担の軽減を図り、利用者の状態に応じた福祉用具の選定を行うため、福祉用具貸与事業者及び特定福祉用具販売事業者は、**利用者ごとに個別サービス計画(福祉用具サービス計画)を作成**することとしている。

## 【福祉用具サービス計画に記載すべき事項】

利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえた

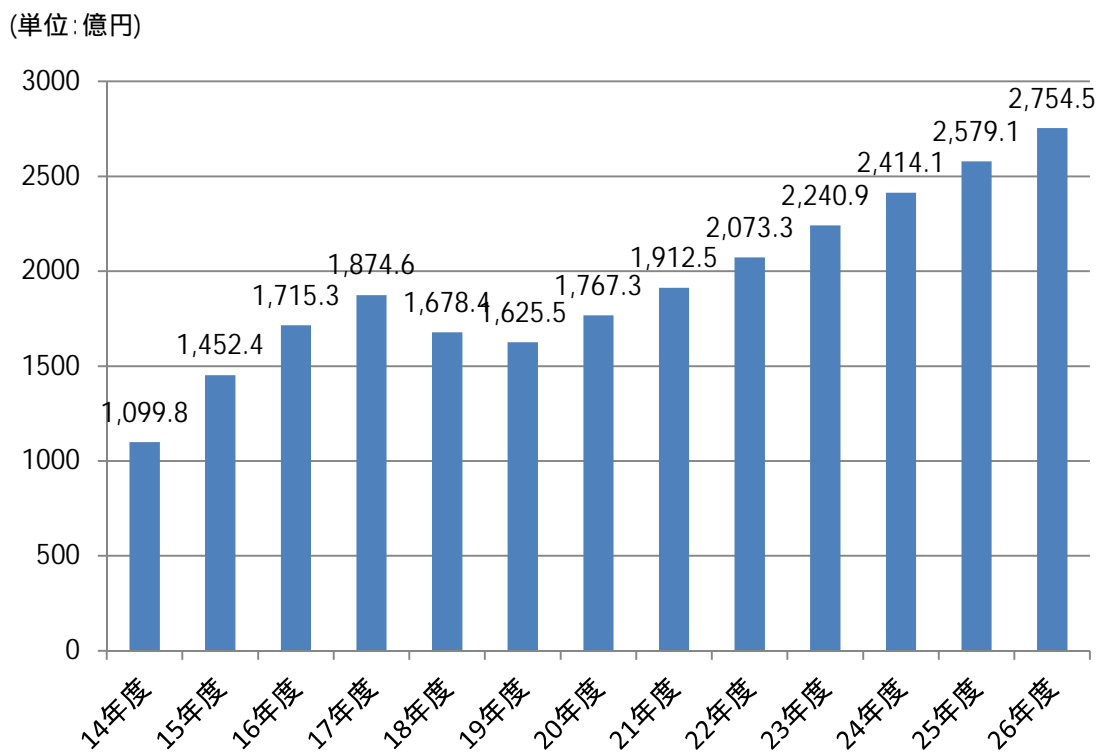
- ・ 利用目標
- ・ 利用目標を達成するための具体的なサービス内容
- ・ 福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
- ・ 関係者間で共有すべき情報  
(福祉用具使用時の注意事項等) 等



# 福祉用具貸与の保険給付の状況

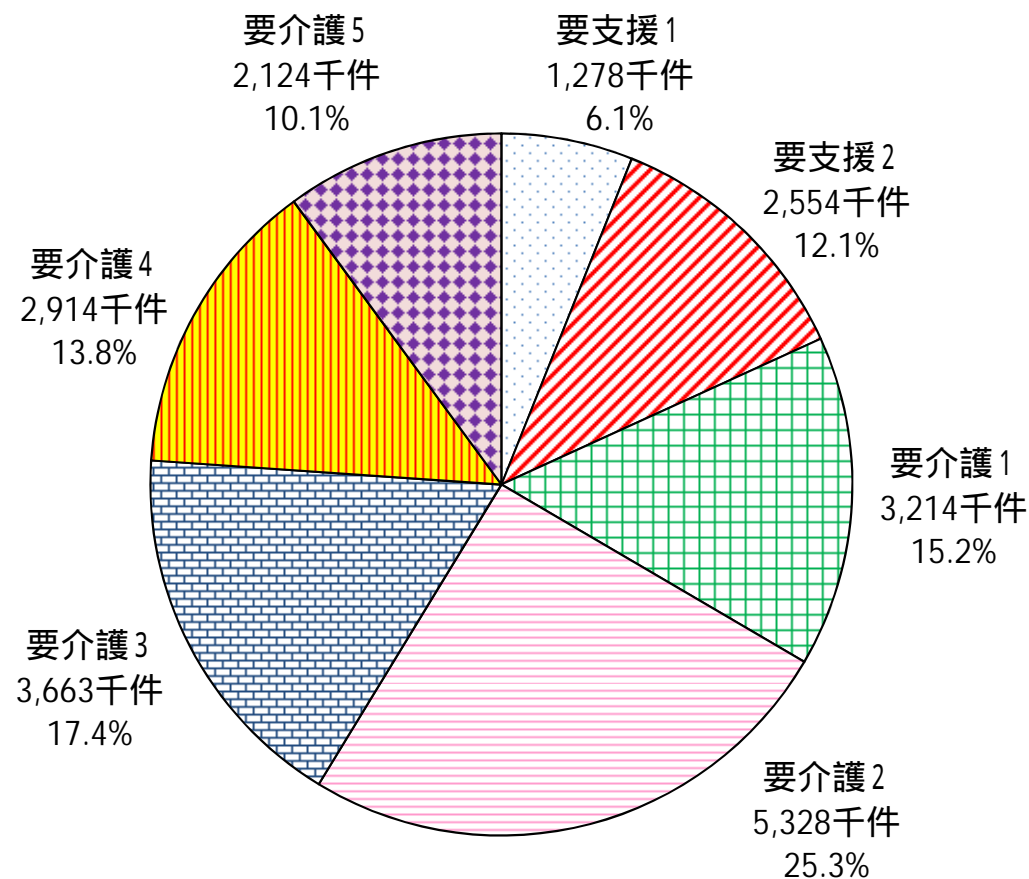
平成26年度の福祉用具貸与の費用額は約2,755億円(対前年比約7%増)である。  
要介護度別では、要介護2以下の者が給付件数の約6割を占めている。

福祉用具貸与の費用額の推移(介護予防を含む)



出典:介護給付費実態調査の概況(各年度)

福祉用具貸与の要介護度別給付件数

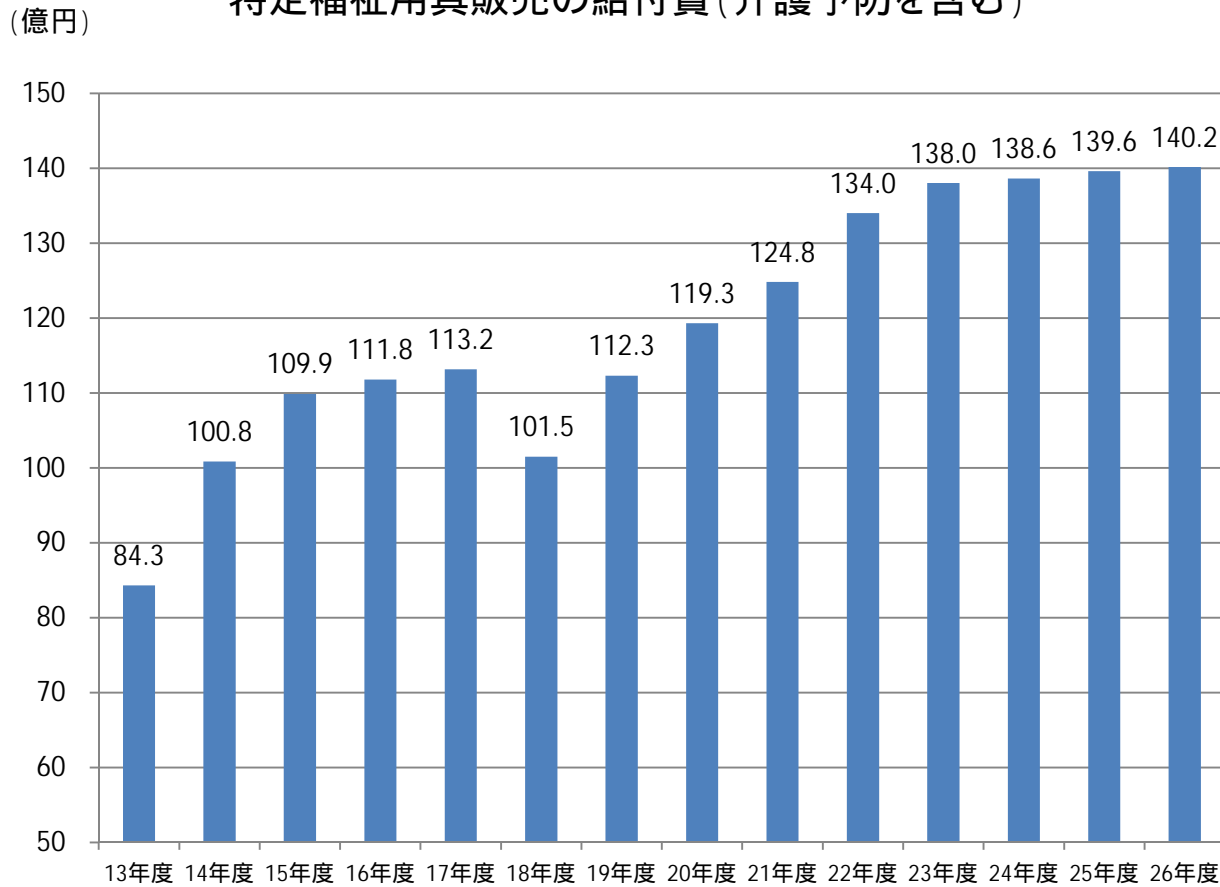


出典:介護保険事業状況報告年報(平成26年度)

# 特定福祉用具購入費の状況

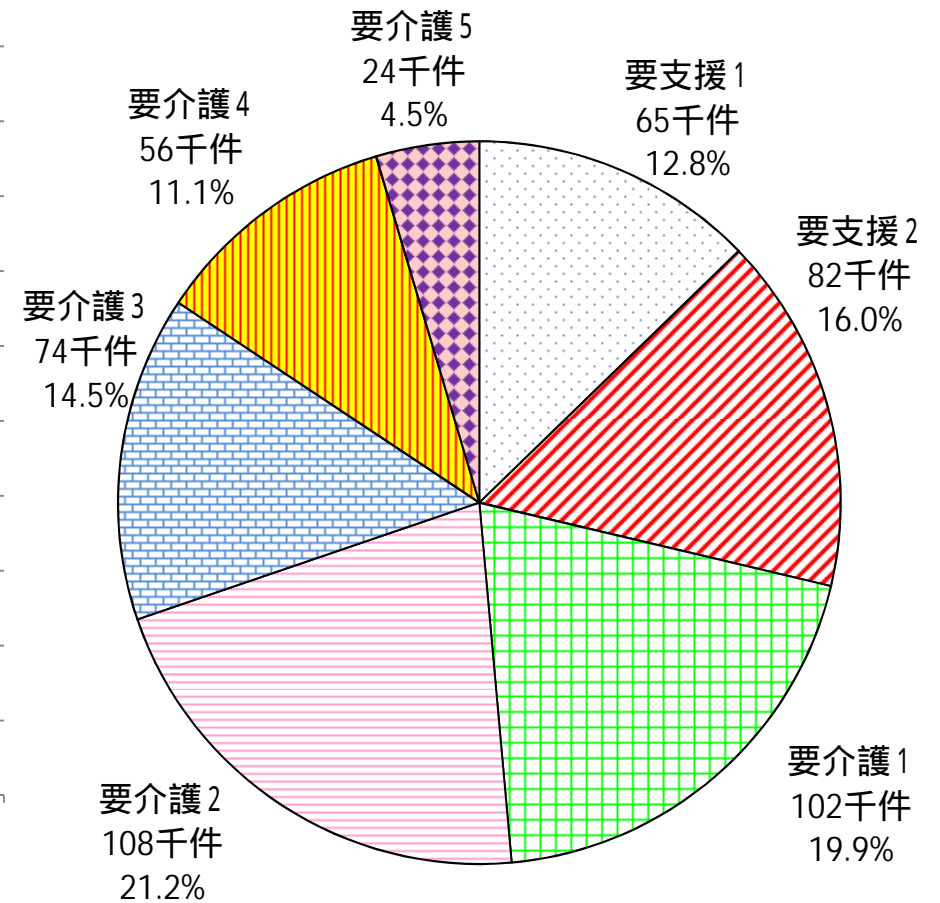
特定福祉用具購入に係る給付費は、年間約140.2億円である(平成26年度)  
要介護度別では、要介護2以下の者が給付件数の約7割を占めている。

### 特定福祉用具販売の給付費(介護予防を含む)



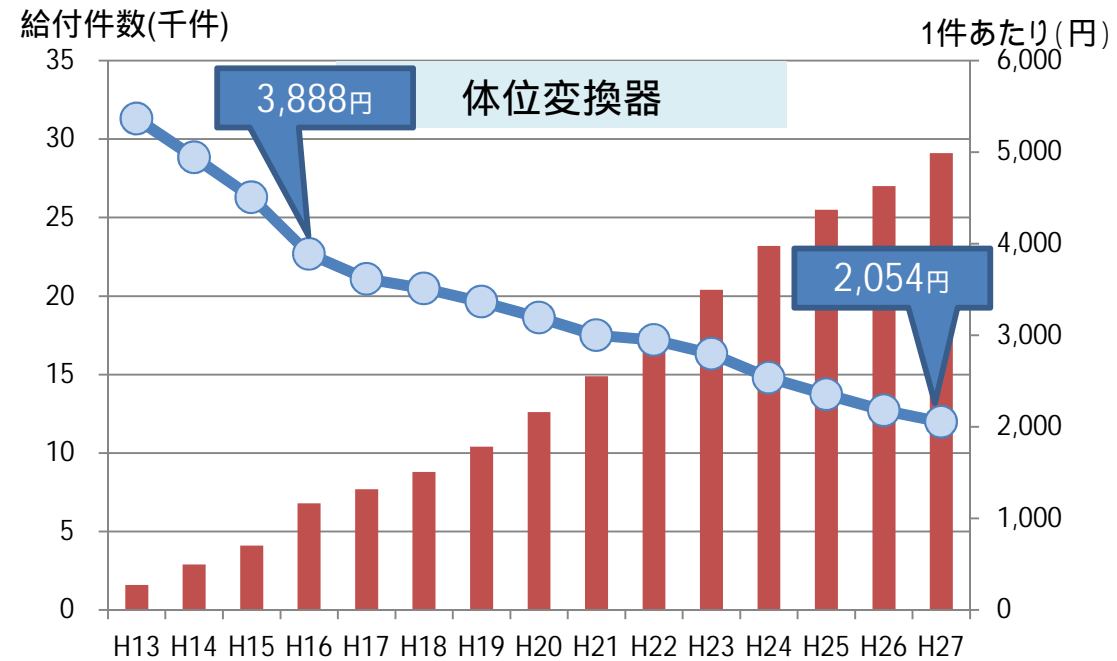
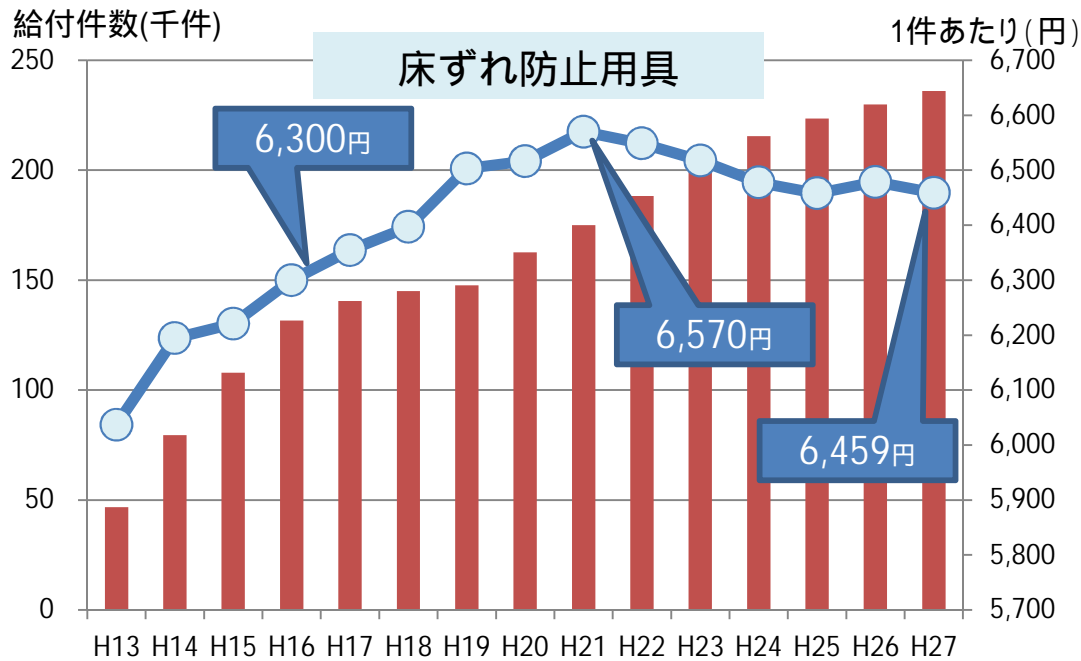
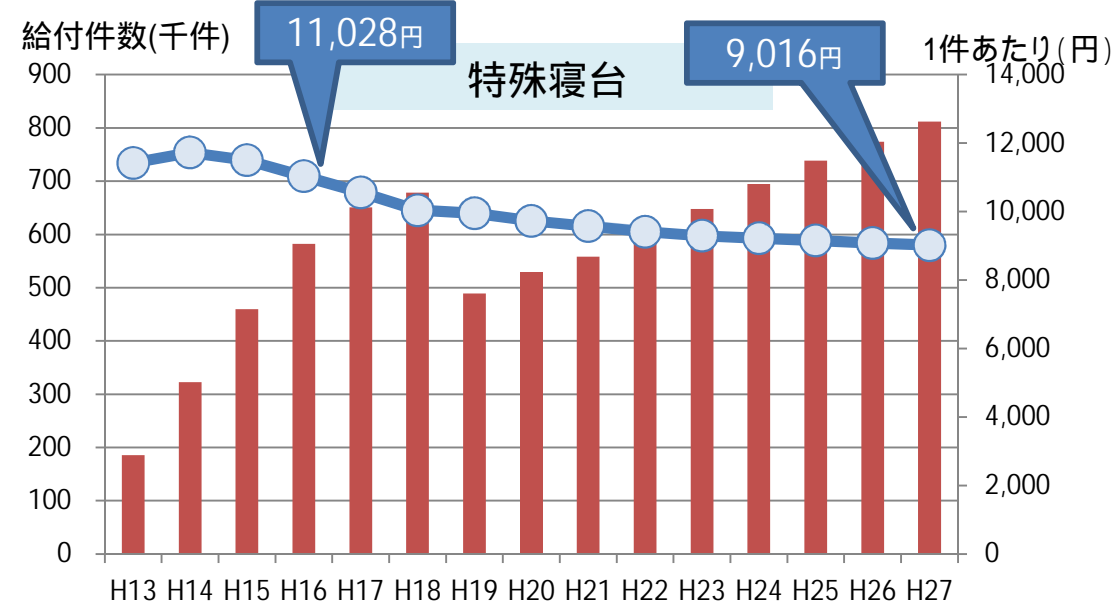
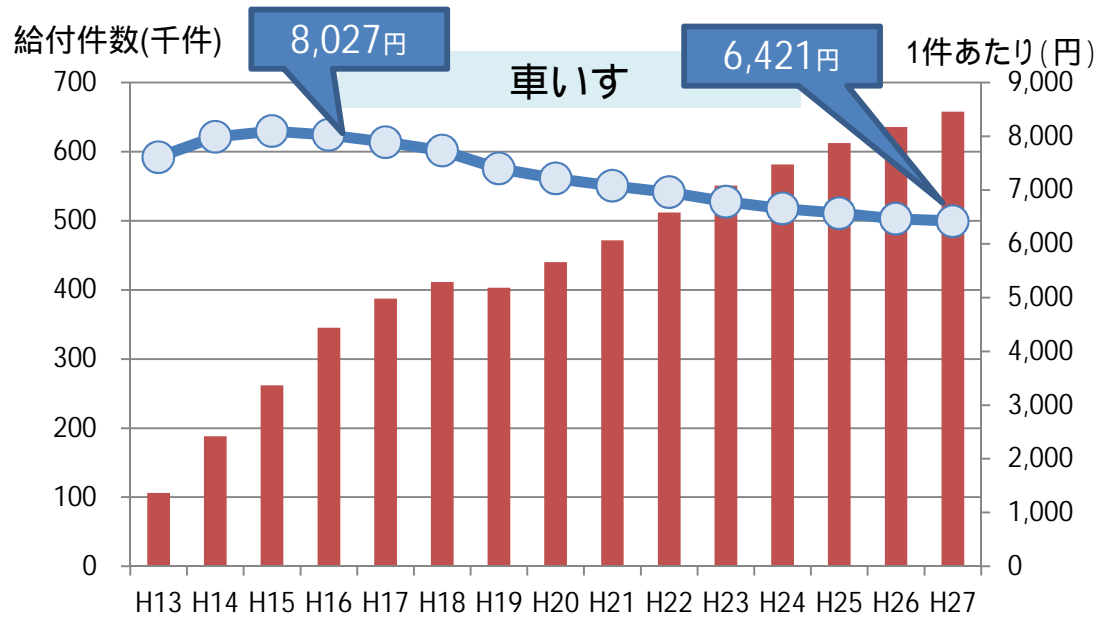
出典:介護保険事業状況報告年報(各年度)  
給付費 = 自己負担分を除く。

### 特定福祉用具購入費の要介護度別給付件数

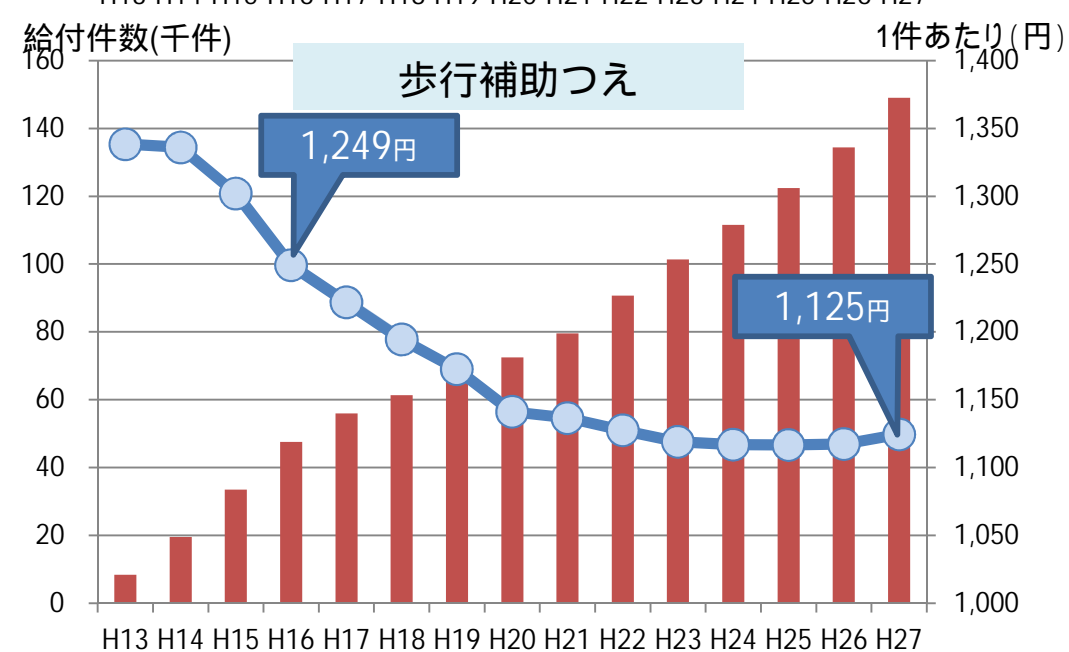
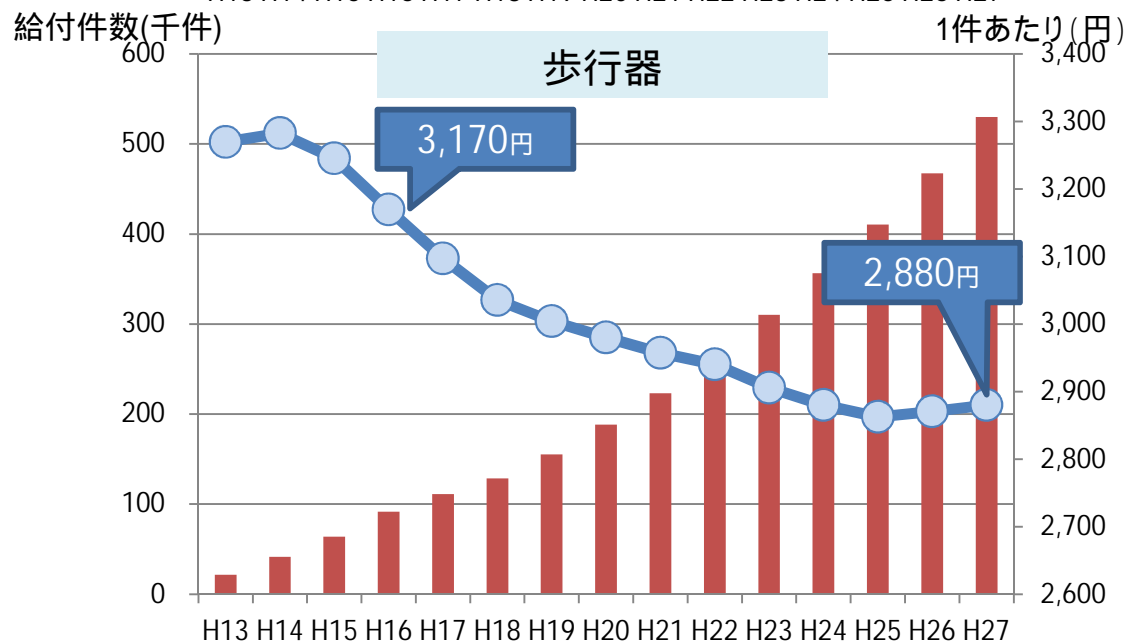
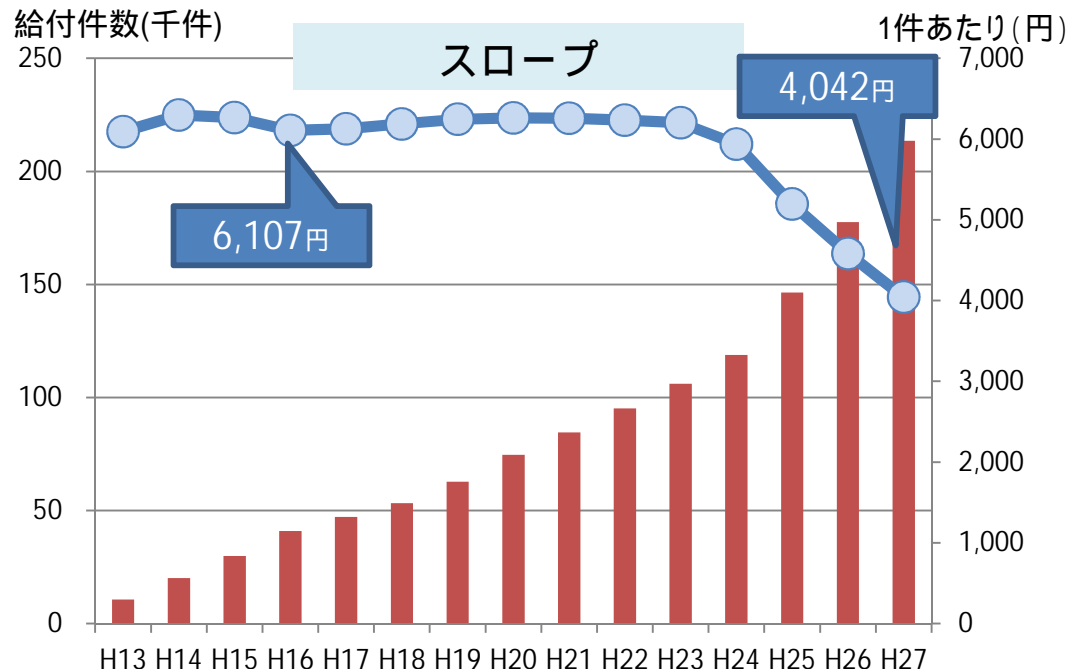
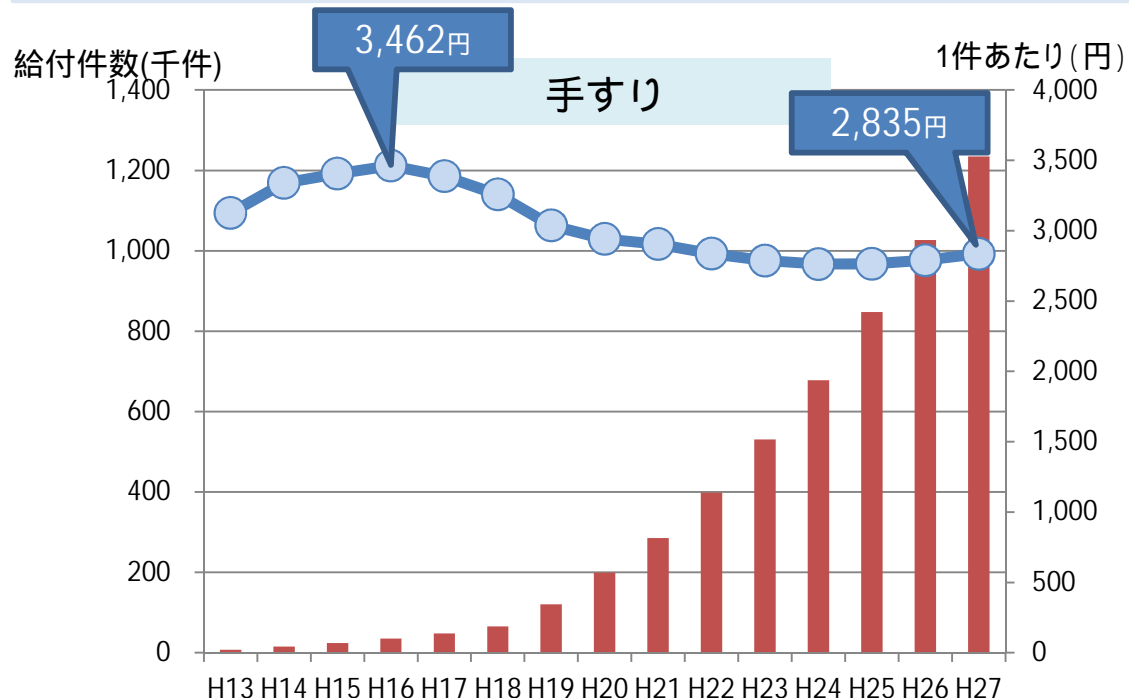


出典:介護保険事業状況報告年報(平成26年度)

# 福祉用具貸与の給付件数と1件あたり費用額の推移



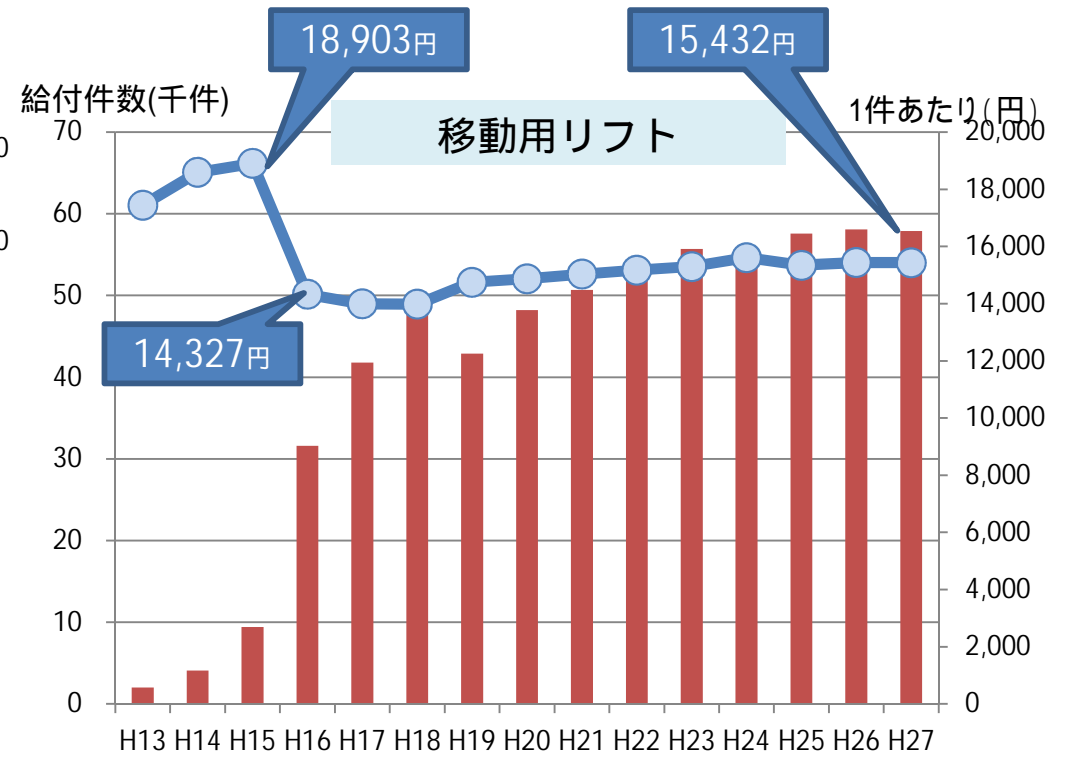
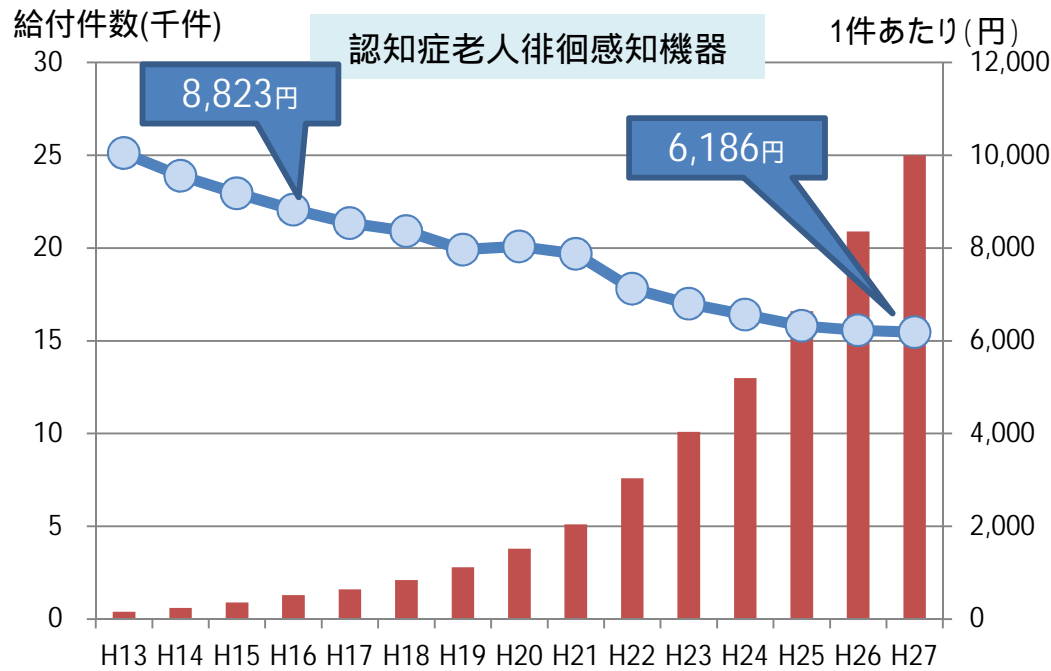
# 福祉用具貸与の給付件数と1件あたり費用額の推移



出典: 介護給付費等実態調査月報(各年4月サービス提供分)

■ 給付件数(単位:千件/月)    ● 1件あたり費用額(単位:円/月)

# 福祉用具貸与の給付件数と1件あたり費用額の推移



出典:介護給付費等実態調査月報(各年4月サービス提供分)

■ 給付件数(単位:千件/月) ● 1件あたり費用額(単位:円/月)

# 介護給付費通知について

## 介護給付費通知書のモデル様式

平成21年8月に国保連合会介護給付適正化システムを改修し、介護給付費通知書に福祉用具貸与価格分布状況を掲載して発出できるようにした。

これにより、製品毎の貸与価格の分布状況等の把握・分析・公表や、同一製品の貸与価格幅等の通知が保険者(市町村)において可能となっている。

本システムを利用した介護給付費通知を発出する取り組みを推進するため、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議等においてその活用を依頼している。

本システムを利用して介護給付費通知を発出している保険者は、516保険者(平成22年度)から762保険者(平成25年度)へと増加が見られている。

### 介護給付費通知書(福祉用具貸与品目)

- 〇〇〇〇様(被保険者番号:14207700XX)  
 ○ このお知らせは、あなたが利用する製品と同じものの費用額の分布と、あなたの費用額が分布のどこに位置するかを知っていただくためのものです。  
 平成20年〇月分

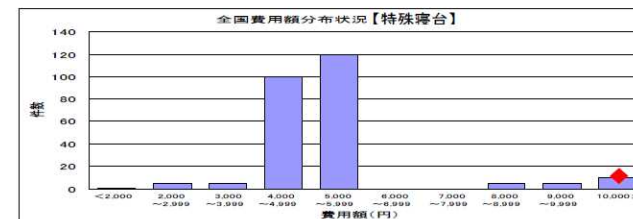
【あなたが利用した福祉用具と費用】

サービス事業所	TAISコード	福祉用具商品名	費用額
福祉用具貸与事業所	99999-999999	介助用車いす	8,000
福祉用具貸与事業所	99999-999999	特殊寝台	10,500
福祉用具貸与事業所	99999-999999	特殊寝台付属品	2,000

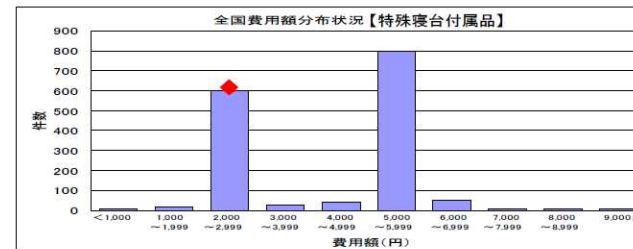
参考情報



	全国	都道府県	保険者
請求件数	10,000	1,000	100
最低費用額	2,000	2,500	2,000
最頻費用額	7,500	7,500	7,000
最高費用額	120,000	100,000	100,000
平均費用額	12,220	10,250	9,700



	全国	都道府県	保険者
請求件数	500	80	10
最低費用額	1,000	1,000	1,000
最頻費用額	5,500	5,500	5,000
最高費用額	12,500	11,500	11,000
平均費用額	4,500	4,167	4,000



	全国	都道府県	保険者
請求件数	2,000	500	10
最低費用額	500	1,000	2,000
最頻費用額	5,500	5,500	5,000
最高費用額	10,000	10,000	9,500
平均費用額	3,500	3,667	3,833

- ※ 費用額は、あなたが福祉用具をレンタルされた際にお支払いになった金額と保険給付額の合計額を記載しています。(特別地域加算分を除く。)
- ※ 右の表では、あなたが借りている福祉用具と同一製品の貸与価格について、全国、都道府県、保険者それぞれの範囲での、「最低費用額(最も安い価格)」、「最頻費用額(最も請求の多い価格)」、「最大費用額(最も高い価格)」、「平均費用額(平均値)」を表しています。  
また、費用額には、搬出入費、メンテナンス費等のサービス費用が含まれている場合もあり、また、価格の分布状況等により平均費用額等が必ずしも代表値とはいえない場合があります。
- ※ グラフでは、同一製品の価格について、それぞれの価格幅(横軸)について、どれくらい貸与されているのか(縦軸)を示しており、更にあなたが借りた価格(点)も示しています。なお、適正価格を表したものではありません。

(標準帳票のイメージ。記載する福祉用具数、注釈等は保険者により変更可能。)

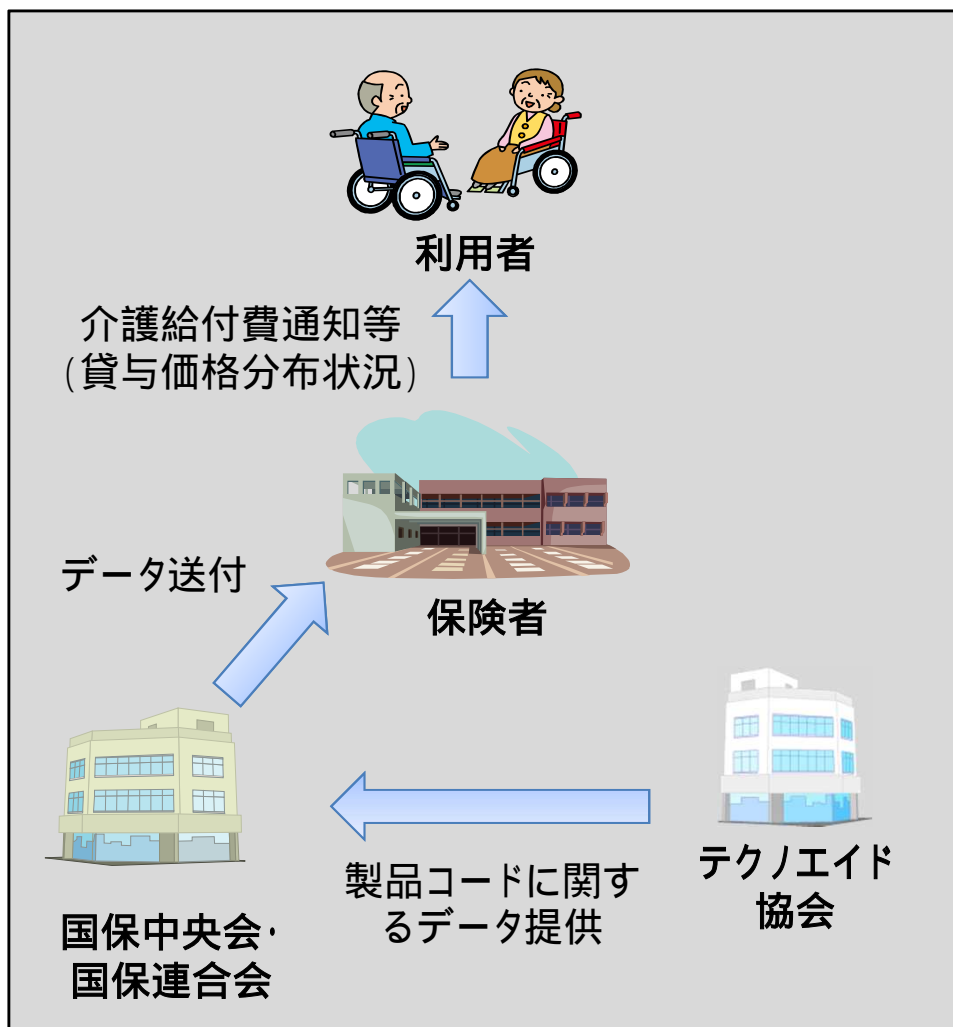
# 福祉用具貸与価格情報の公開について

福祉用具貸与に関する価格情報を国保連合会から毎月情報提供し、テクノエイド協会が広く一般の方も福祉用具貸与価格情報を閲覧できる様ホームページに公表する仕組みを構築し、平成26年3月26日(平成26年2月利用分データ)より運用開始。

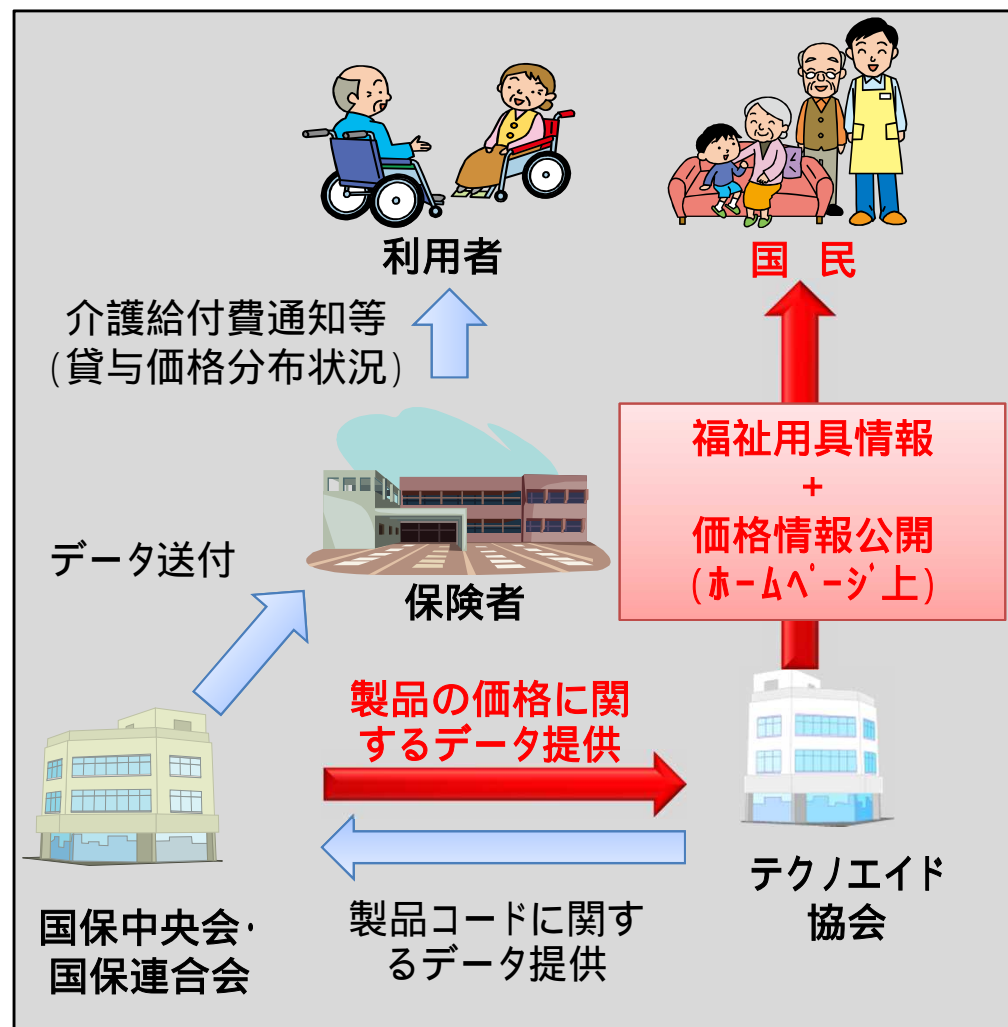
価格情報の内容は、1月当りの種目別全国平均価格と全国最頻価格(実勢値)を公表している。

福祉用具の貸与は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付がなされるよう、貸与計画の作成、搬出入、モニタリングなどの費用を含む現に要した費用の額により保険給付される仕組みとされていることを明示した上で公表。

【見直し前】



【見直し後】平成26年3月から



# 複数の福祉用具を貸与する場合の価格について

平成27年度より、複数の福祉用具を貸与する場合には、福祉用具貸与事業者の運営規程に、価格を減額する旨を記載して都道府県に届け出ることによって、価格の減額を可能とした。



## 【事業者の運営規程】

貸与価格(単品)

貸与事業所

種目	名称	貸与価格
車いす	標準型車いす	8,000円
車いす付属品	クッション	2,000円
車いす付属品	テーブル	1,000円
特殊寝台	電動ベッド	10,000円
特殊寝台付属品	サイドレール	1,100円

届け出た利用料に基づいて請求



(例)



車いす  
(8,000円)



クッション  
(2,000円)



テーブル  
(1,000円)

個々の単価を合計

合計金額 : 11,000円

## 【複数貸与時の減額ルールの届出】

複数の福祉用具を貸与する場合、効率化・適正化の観点から、減額する場合のルールを届け出ることにより、価格の減額を認める。



(例)

車いす (8,000円) 円  
クッション (2,000円) 円  
テーブル (1,000円) 円

< 個々の福祉用具に減額利用料を設定 >

合計金額 : 円 (減額後)



# 福祉用具貸与価格情報の公表を実施する自治体の例 (東京都世田谷区)

各年の9月請求実績分のデータを右に表示

購入した場合の金額

利用件数の中で最も多い単位数

利用件数の中で最も高額な単位数

車いす

品目コード	商品名	平成 年	希望小売 価格	全国		東京都		世田谷区	
				最頻単位	最高単位	最頻単位	最高単位	最頻単位	最高単位
00066-000024	優介くん	23	¥90,000	600	1800	600	1200	500	800
		24	¥90,000	600	800	600	800	600	800
		25	¥90,000	600	1200	600	1200	800	800
00066-000040	介護型車いす	23	¥95,000	600	900	600	900	600	900
		24	¥95,000	600	2360	600	2360	600	900
		25	¥95,000	600	900	600	900	600	900
00122-000175	超軽量介助型車椅子・ドラム式介助 ブレーキ付	23	¥111,000	600	1400	600	1200	600	1200
		24	¥111,000	600	1800	600	1200	600	1200
		25	¥111,000	600	1400	600	800	600	700
00175-000169	アルミ超軽量介護型車いす	23	¥98,000	400	4700	400	900	400	700
		24	¥98,000	400	1400	500	800	500	700
		25	¥98,000	400	1400	500	1000	500	1000
00175-000245	車いす	23	¥49,000	300	1000	300	1000	280	700
		24	¥49,000	300	9000	300	800	300	700
		25	¥49,000	300	1200	300	800	400	700

単 位 → 福祉用具貸与は1単位10円で計算します。表の単位数はいずれも、1カ月あたりの単位数です。  
単位は1カ月あたりの自己負担額と同じです。

最頻単位数 → 利用件数の中で最も多く見られる単位数です。

最高単位数 → 利用件数の中で最も高額な単位数です。

※ 単位数には、製品の価格のほか、福祉用具貸与の一連のサービスに関する諸経費(アセスメント、用具の選定、計画書作成、搬入・搬出、モニタリング、メンテナンス、消毒、事務費等)が含まれています。

出典: 世田谷区HP: [http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/105/880/890/895/d00031829\\_d/fil/31829\\_1.pdf](http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/105/880/890/895/d00031829_d/fil/31829_1.pdf)

その他、文京区、前橋市、西宮市等においても、福祉用具貸与価格情報を公表している。

# 福祉用具専門相談員の状況

福祉用具専門相談員とは、介護が必要な高齢者が福祉用具を利用する際に、本人の希望や心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、専門的知識に基づいた福祉用具を選定し、自立支援の観点から使用方法等を含めて適合・助言を行う専門職。

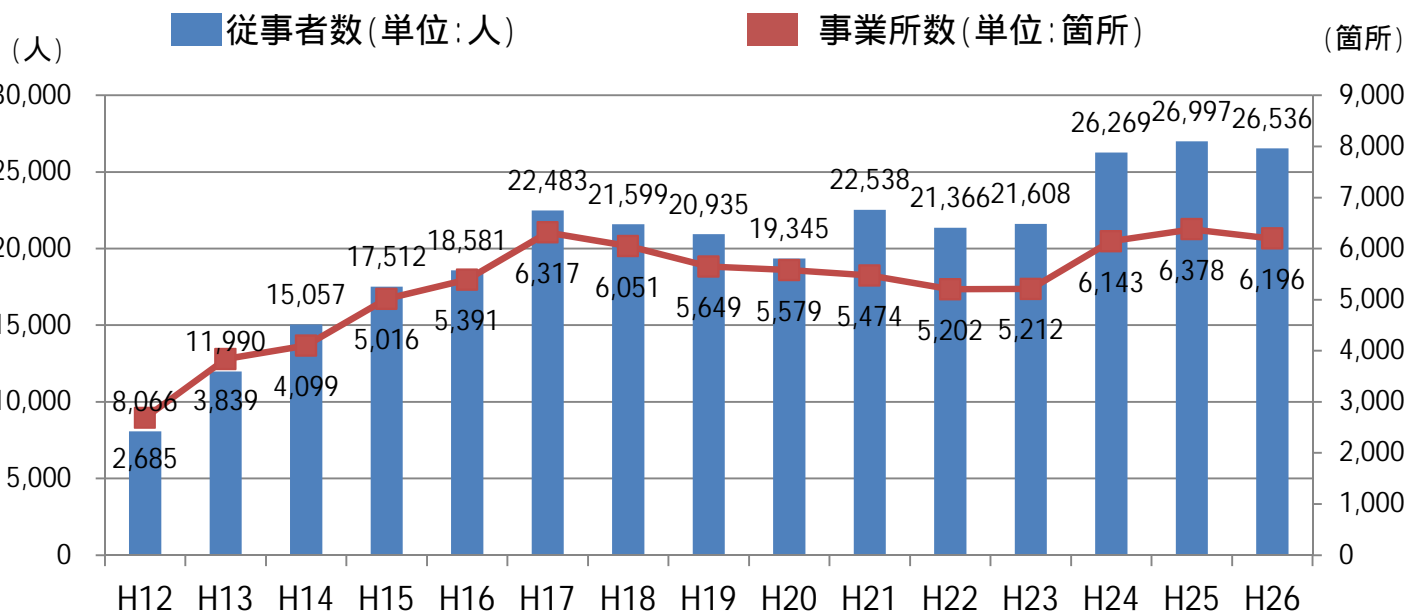
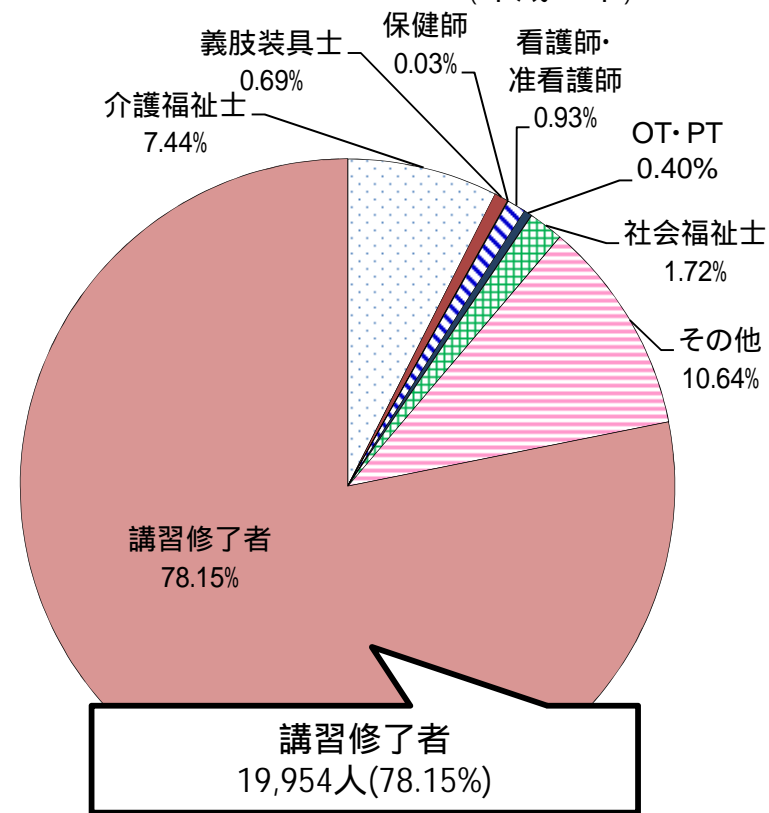
指定福祉用具貸与・販売事業所には常勤換算方法で2名以上の配置が義務づけられており、福祉用具貸与事業所あたりの従事者は、3.7人(平成26年10月1日現在)。

福祉用具専門相談員のうち、約7.8割が指定講習会(40時間)修了者である。

## 福祉用具専門相談員従事者数

事業所あたり 従事者数	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
	3.0	3.1	3.7	3.5	3.4	3.6	3.6	3.7	3.5	3.4	3.4	3.5	3.7	3.7	3.7

## 福祉用具専門相談員資格状況(複数回答) (平成26年)



注:平成21年以降は、調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けているため、従業者数については平成20年以前と単純に年次比較できない。

出典:介護サービス施設・事業所調査(各年10月1日現在)

出典:介護サービス施設・事業所調査  
第19表(10月1日現在) n = 25,533

# 介護保険制度における住宅改修

## 1 住宅改修の概要

要介護者等が、自宅に手すりを取付ける等の住宅改修を行おうとするとき（\*）は、必要な書類（住宅改修が必要な理由書等）を添えて、申請書を提出し、工事完成后、領収書等の費用発生の実情がわかる書類等を提出することにより、実際の住宅改修費の9割相当額が償還払いで支給される。

なお、支給額は、支給限度基準額（20万円）の9割（18万円）が上限となる。

（\*）やむを得ない事情がある場合には、工事完成后に申請することができる。

## 2 住宅改修の種類

- （1）手すりの取付け
- （2）段差の解消
- （3）滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更（\*）
- （4）引き戸等への扉の取替え
- （5）洋式便器等への便器の取替え
- （6）その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

## 3 支給限度基準額

20万円

- ・ 要支援、要介護区分にかかわらず定額
- ・ ひとり生涯20万円までの支給限度基準額だが、要介護状態区分が重くなったとき（3段階上昇時）、また、転居した場合は再度20万円までの支給限度基準額が設定される。

# 介護保険制度における住宅改修の範囲の考え方

(第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会事務局提出資料より抜粋(H10.8.24))

## 介護保険制度における住宅改修費給付の基本的考え方

- 1 在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、介護給付の対象とすることとしている。
- 2 一方で、住宅改修は個人資産の形成につながる面があり、また、持ち家の居住者と改修の自由度の低い借家の居住者との受益の均衡を考慮すれば、保険給付の対象は小規模なものとならざるを得ない。

## 介護給付の対象とする住宅改修の範囲設定の考え方

- 1 いくつかの既存調査から住宅改修の実例をみると、便所、浴室、寝室、廊下、玄関など改修箇所にかかわらず、手すりの設置、段差の解消の例が多く、このほかドアの引き戸化、便所では洋式便器化、浴室ではすべり止めや床材の変更、寝室では床材の変更の例が共通してみられる。
- 2 住宅改修の実例及び、保険給付の対象を小規模なものとしざるを得ない制約等を勘案し、保険給付の対象とする住宅改修の範囲は、共通して需要が多くかつ比較的小規模な改修工事とする。
- 3 なお、上記の理由から居宅介護住宅改修費の支給限度額も小規模なものとしざるを得ないが、住宅改修の種類は、多様な居宅の状況に応じて必要な改修を柔軟に組み合わせることができるような工事種別を包括できる設定とする。

# 住宅改修の流れ

## 手続きの流れ



ケアマネジャー等に相談



施工事業者の選択・見積もり依頼



市町村へ **工事前** に申請



市町村は内容を確認し、結果を教示



改修工事の施工 完成 / 施工業者へ支払



市町村へ **工事後** に改修費の支給申請



住宅改修費の支給額の決定・支給

## 事前申請のポイント

利用者は、住宅改修の支給申請書類の一部を保険者へ提出  
保険者は提出された書類等により、保険給付として適当な改修かどうかについて、事前に確認する。

### 提出書類

支給申請書  
工事費見積り書  
住宅改修が必要な理由書( )  
住宅改修後の完成予定の状態が分かるもの  
(日付入り写真又は住宅の間取り図など)  
理由書の作成者  
介護支援専門員、地域包括支援センター担当職員、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上その他これに準ずる資格等を有する者

## 事後申請のポイント

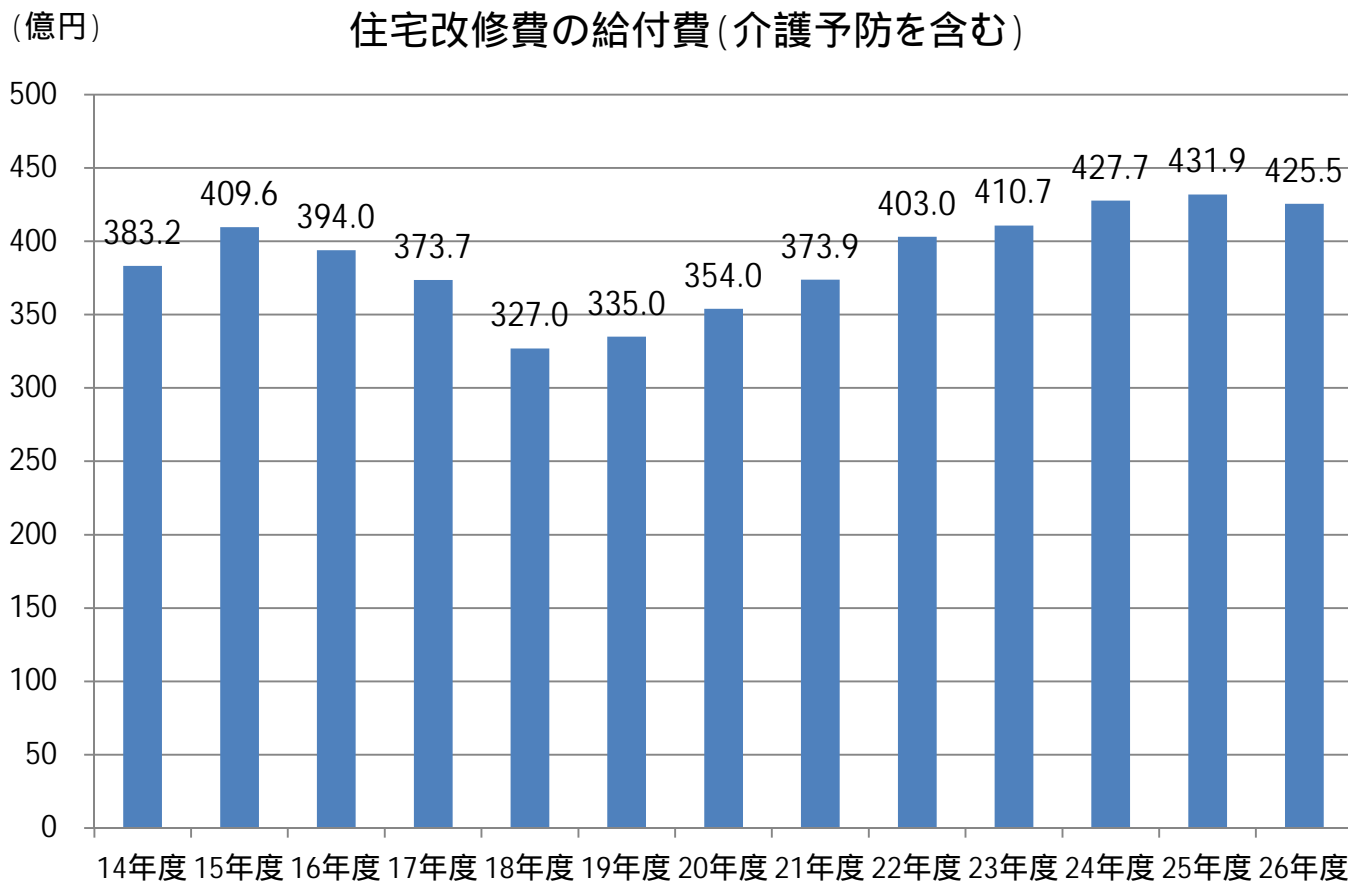
利用者は、工事後領収書等の費用発生の事実がわかる書類等を保険者へ提出 「正式な支給申請」が行われる。  
保険者は、事前提出された書類との確認、適切な工事が行われたかどうかの確認を行い当該住宅改修費の支給を必要と認めた場合、住宅改修費を支給する。

### 提出書類

住宅改修に要した費用に係る領収書  
工事費内訳書  
住宅改修の完成後の状態を確認できる書類  
(便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後それぞれの写真とし、原則として撮影日がわかるもの)、  
住宅の所有者の承諾書  
(住宅改修した住宅の所有者が当該利用者でない場合)  
ただし、やむを得ない事情がある場合については、住宅改修が完了した後に、及び を提出することができる。

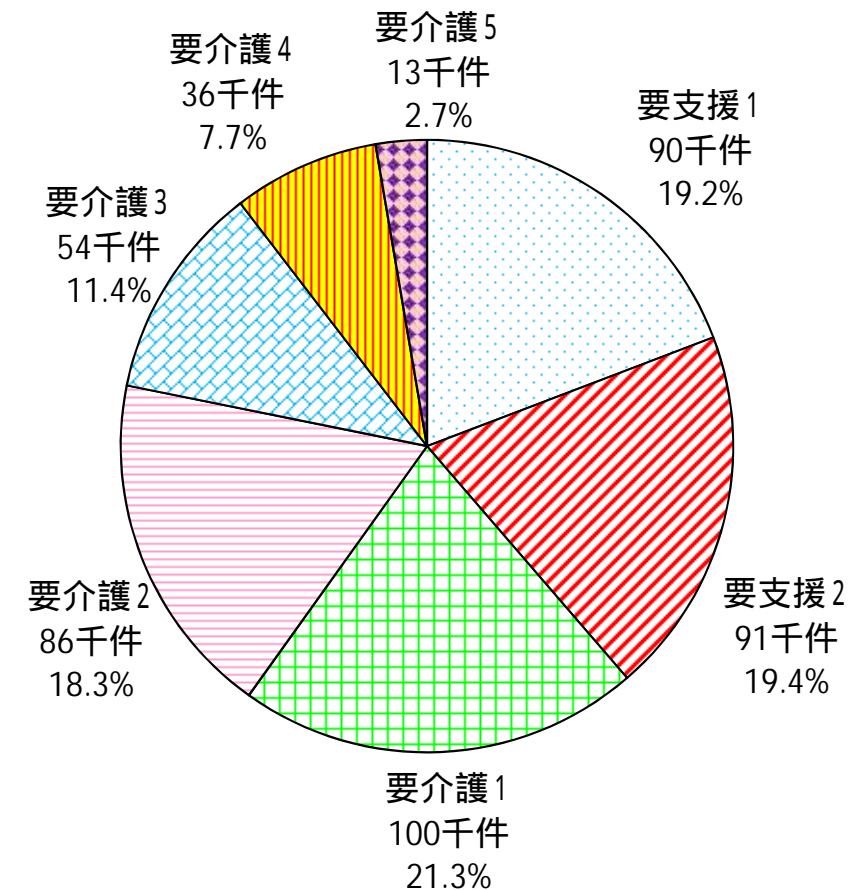
# 介護保険制度における住宅改修費の状況

住宅改修に係る給付費は、年間425.5億円である(平成26年度)。  
要介護度別では、要介護2以下の者が給付件数の約5分の4である。



出典: 介護保険事業状況報告年報(各年度)  
給付費 = 自己負担分を除く。

住宅改修費の要介護度別給付件数



出典: 介護保険事業状況報告年報(平成26年度)

# 住宅改修全般についての課題

「住宅改修全般について課題と思うことは何か」について、「他のサービスと違い事業者の登録制ではないので、事業者に対する指導が難しい」、「事業者により技術・施工水準のバラツキが大きい」と回答する保険者がそれぞれ6割前後。

(保険者に対するアンケート集計結果)

■ 保険者 n=1,001



## 経済財政運営と改革の基本方針2015 (骨太方針)

### 第3章 「経済・財政一体改革の取組—「経済・財政再生計画」 5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題 (1) 社会保障

#### (負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化)

社会保障制度の持続可能性を中長期的に高めるとともに、世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、医療保険における高額療養費制度や後期高齢者の窓口負担の在り方について検討するとともに、介護保険における高額介護サービス費制度や利用者負担の在り方について、制度改革の施行状況も踏まえつつ、検討を行う。

社会保障制度改革プログラム法に基づく検討事項である介護納付金の総報酬割やその他の課題について検討を行う。

医療保険、介護保険ともにマイナンバーを活用すること等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて、実施上の課題を整理しつつ、検討する。

公的保険給付の範囲や内容について検討した上で適正化し、保険料負担の上昇等を抑制する。このため、次期介護保険制度改革に向けて、高齢者の有する能力に応じ自立した生活を目指すという制度の趣旨や制度改革の施行状況を踏まえつつ、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う。

## 経済・財政再生アクション・プログラム (平成27年12月24日経済財政諮問会議)

### 2) 負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化 (取組方針・時間軸)

世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、

- ( ) 医療保険における高額療養費制度及び介護保険における高額介護サービス費制度の見直しについて、関係審議会等において具体的内容を検討し、2016年末までに結論を得て、その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。【工程表⑳】
- ( ) 介護保険における利用者負担の在り方について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)。【工程表㉑】

現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るための社会保障改革プログラム法における検討事項である介護納付金の総報酬割導入や医療保険において金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)。【工程表㉒】

公的保険給付の範囲や内容について検討した上で適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するため、

- ( ) 次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行、負担の在り方を含め、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)。
- なお、福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付の適正化については、検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。【工程表㉓】 19



# 経済・財政再生計画 改革工程表

経済・財政再生計画 改革工程表  
(抜粋) (平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)

	2014・2015年度 主担当府省庁等	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度	2017年度	2018年度				
負担能力に合わせた公平な負担、給付の適正化		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
		<p>&lt;㊦公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討&gt;                      &lt;( )次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討&gt;</p>						
		<p>軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の在り方について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論</p>		<p>関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる (法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)</p>				
		<p>軽度者に係る生活援助、福祉用具貸与及び住宅改修に係る負担の在り方について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論</p>						
	<p>軽度者に係る福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付の適正化について、地域差の是正の観点も踏まえつつ、関係審議会等において具体的内容を検討し、2016年末までに結論</p>		<p>関係審議会等における検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる</p>					
	厚生労働省							

# 軽度者に対する福祉用具貸与等の在り方

平成28年10月4日  
財政制度等審議会  
財政制度分科会資料(抜粋)

## 【論点】

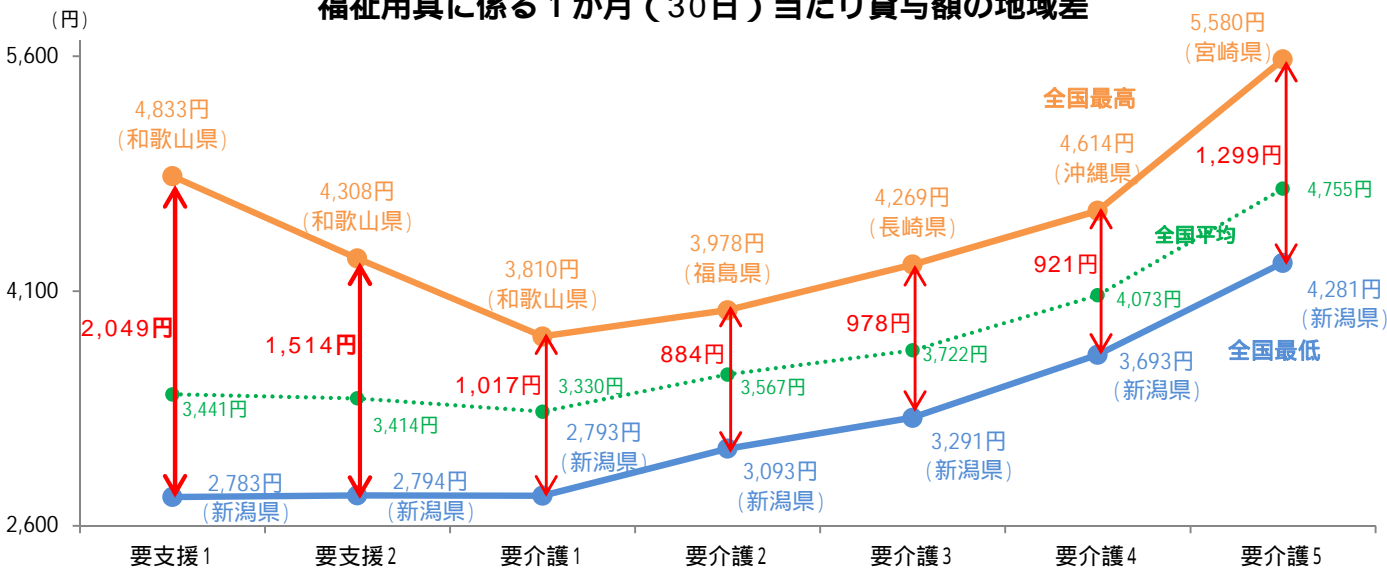
福祉用具貸与については、貸与事業者が設定した価格を基準として、その9割(又は8割)が保険給付の対象となる。したがって、介護報酬改定の影響を受けることはなく、貸与価格の適正化は、市場競争に委ねられている(特定福祉用具販売、住宅改修も同様)。他方、実際の貸与価格は、一般に、貸与事業者が、貸与品の本体価格のほか、搬出入や保守点検等に係る費用も勘案した上で包括的に設定している。

福祉用具貸与の実態を調査すると、1か月(30日)当たり貸与額について、要支援1・2を中心に大きな地域差がある。また、全く同一製品でも、平均価格を大きく超える高価格で取引されている例がある。

同一製品の貸与価格(月額)の分布

最高価格 / 平均価格	品目数
2倍未満	3品目
2倍以上6倍未満	28品目
6倍以上10倍未満	4品目
10倍以上	3品目

福祉用具に係る1か月(30日)当たり貸与額の地域差



出所:厚生労働省「平成27年度介護給付費等実態調査」

種目	平均価格	最高価格	販売価格
スロープ	597円	7,180円	5千円程度
手すり	1,741円	20,000円	5万円程度
特殊寝台	8,803円	100,000円	18万円程度

出所:「介護保険総合データベース(平成27年3月審査分)」から抽出した38の製品に係る給付データを基に財務省作成

## 【改革の方向性】(案)

適正な価格・サービス競争の促進、不合理な地域差の是正、中重度者への給付の重点化の観点から、以下の取組により、福祉用具貸与の仕組みを抜本的に見直すべき(特定福祉用具販売、住宅改修についても、同様の考え方に基づき見直すべき)。

- ・ 貸与品の希望小売価格や耐用年数等を考慮して算定される合理的な貸与価格と、搬出入や保守点検等の附帯サービス価格を明確に区分することを義務付け、価格形成についての利用者・保険者への情報開示を進める。
- ・ 保険給付の対象を、貸与種目ごとに定める標準的な貸与価格と真に有効・必要な附帯サービス価格に限定する。
- ・ 要介護区分ごとに標準的な貸与対象品目を定め、その範囲内で貸与品を決定する仕組みを導入する。
- ・ 軽度者(要介護2以下)に対する保険給付の割合を大幅に引き下げる。

厚生労働省老健局長  
蒲原 基道 殿

一般社団法人日本福祉用具供給協会  
理事長 小野木 孝二

### 介護保険制度の平成30年改正に対する要望及び提案

当協会は、福祉用具供給の業界団体として、利用者の自立の促進と介護負担の軽減を図る福祉用具サービスの健全な普及活動に取り組んでいます。現在、社会保障審議会介護保険部会において平成30年の制度改正に向けた議論が進められているところでありますが、当協会の自主事業による調査結果から、福祉用具貸与・住宅改修のサービスについては、軽度の状態を長く維持するためにも、必要不可欠なサービスであることが確認できました。利用者の重度化を 방지、介護離職ゼロを進め、そして介護費用を抑制するためにも軽度者に対する福祉用具・住宅改修のサービスについては継続されるよう要望します。

また、業界のレンタル価格及びサービスの適正化に向けて、「価格の見える化」や「外れ値」対策等について提案します。7月20日の介護保険部会の検討を踏まえた、今後の介護保険部会でのご議論についてご配慮いただければ幸いです。

1. 福祉用具を利用して自立した生活を維持している人においては、福祉用具が利用できなくなる  
と生活の自立度が著しく低下する可能性があり、これを補うために、福祉用具サービス以外の  
よりコストの高いサービスを利用することになると考え、「利用している福祉用具の代替手段に  
関する調査」を実施しました。調査の概要は以下のとおりです。

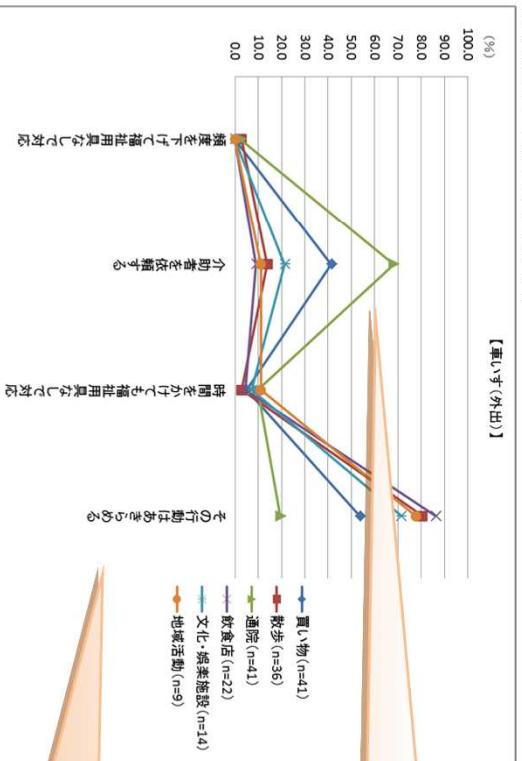
調査実施者：当協会会員の97事業者

調査対象者：要支援1～要介護2、利用期間3か月以上（認知症のある利用者は除く）の利  
用者。車いす91名、歩行器94名、多点つえ90名、手すり100名、特殊寝台103  
名、合計478名。

実施期間：平成27年11月～12月

2. 福祉用具サービスは高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るといふ極めて重要  
な役割を果たしています。

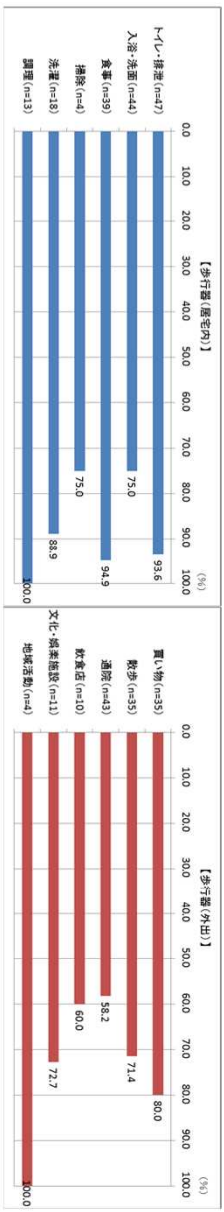
(1) 軽度者が福祉用具を利用しなくなると、外出の頻度が減り、引きこもりが増加し、不活発  
な状態を増進させます。



- 通院と買い物は、介助者を依頼するという回答が多い。
- 依頼先は、通院と買い物については家族と訪問介護が拮抗している。
- 「あきらめる」という回答が多いのは散歩、飲食店、さらに文化・娯楽施設など。必須ではないが生活の楽しみにつながる行動が抑制される可能性がある。

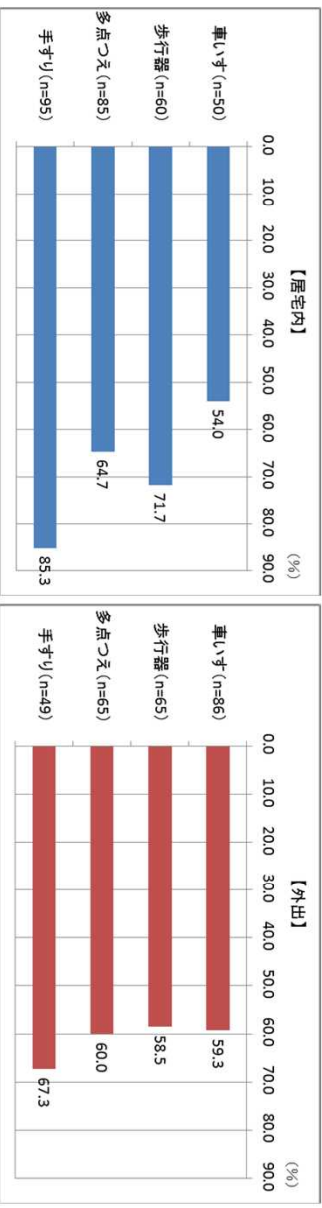
(2) 介助者のない独居等の軽度高齢者は、歩行器や手すり等を利用して自立した生活を送っています。また、過疎地や離島など、人的サービスの行き届かない地域の高齢者にとっても福祉用具サービスは必要不可欠です。

**介助者を必要とせずに歩行器のみで下記の行為を行っている割合**

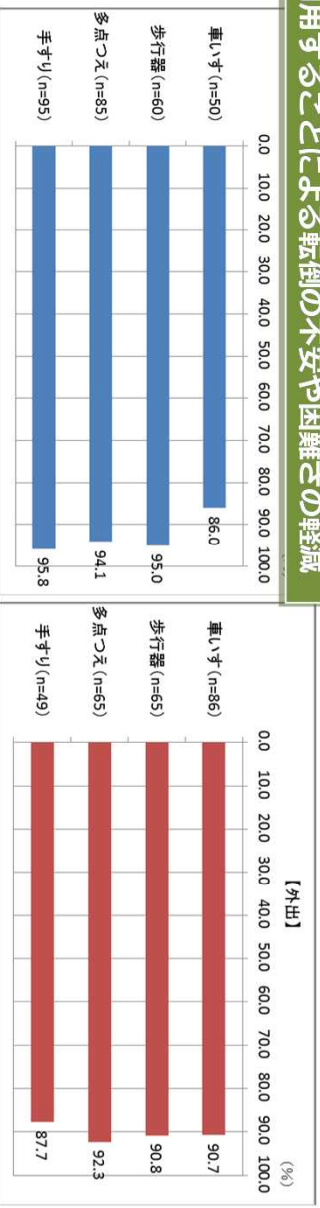


(3) また、福祉用具を利用する前に転倒した経験のある方は約 6 割であり、さらに、福祉用具を利用することによって、転倒に対する不安が軽減したとの回答は約 9 割となっています。

**利用する前の転倒等の経験**

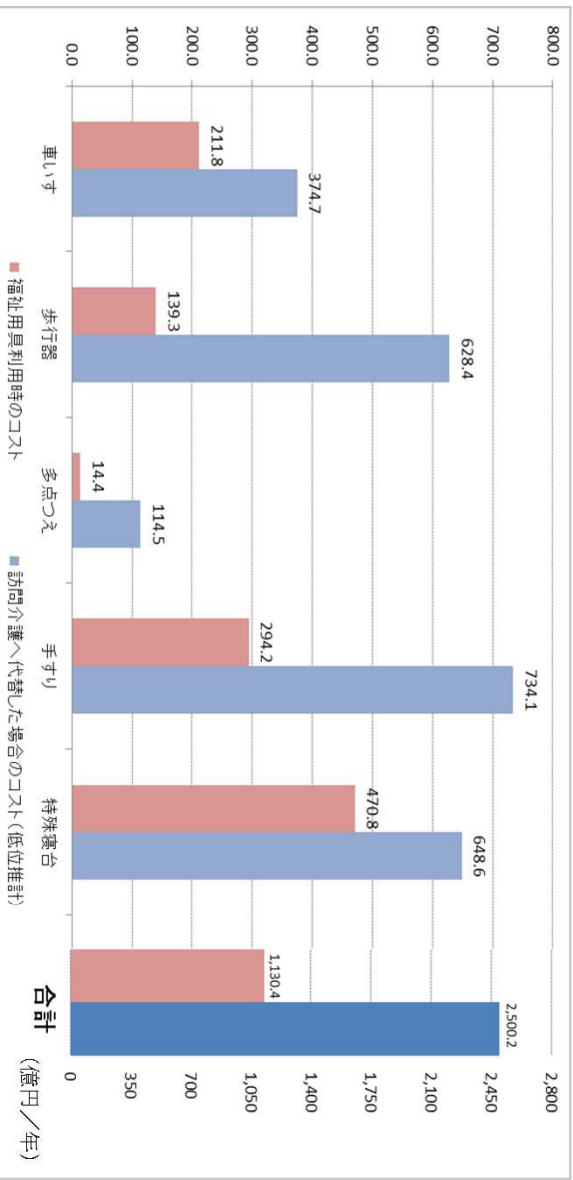


**利用することによる転倒の不安や困難さの軽減**



3. 福祉用具サービスは、他の人的サービスに比べて費用対効果の高いサービスであることに加え、介護人材の代替となることが、当協会が実施した調査からも裏付けられました。

(1) 軽度者の福祉用具サービスを訪問介護に代替した場合、1,130 億円の福祉用具サービス費用に代えても 2,500 億円の訪問介護サービスが必要となり 1,370 億円のコスト増となります。



(2) これを介護労働者に換算したところ、約11万人が更に必要となります。

(A)

試算プロセス	働かず		歩行難		多歩つえ		手すり		特殊座位		合計
	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	
ナニエ数量増(身体介護) (千回/月)	621		1,042		200		1,292		2,744		5,889
ナニエ数量増(生活援助) (千回/月)	621	497	1,042	834	200	160	1,292	1,026			5,662
ナニエ数量増(千回/月 (1人100回/月で換算))	1,740		2,919		560		3,589		2,744		11,551
	17,401		29,185		5,597		35,894		27,438		115,515

4. 一億総活躍社会の実現では「介護離職ゼロ」が掲げられています。その環境整備として、在宅や施設における福祉用具の活用が重要です。在宅における福祉用具利用は、介護する方々の負担軽減に効果的であり、加えて、施設におけるリフト等の利用は、腰痛により離職を余儀なくされる介護労働者の負担軽減に効果的です。
5. 介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与・住宅改修の継続を求める意見書が、9月30日現在、別添のとおり24府県、143市区町村議会で採択されています。
6. 一方、利用者の生活自立を支援し、介護者の負担を軽減する視点に加え利用者が望む適切な福祉用具貸与サービスを提供するため、福祉用具貸与・特定福祉用具販売価格のいわゆる「外れ値」や「価格差」については、当協会としても一定の歯止めとなるような以下の対策を提案します。
  - (1) 平成21年8月からの国保連合会介護給付適正化システムを利用した介護給付費通知「価格の見える化」を发出している保険者は、全国で762保険者(平成25年度:1,579保険者の48.3%)にとどまっています。この要因は各保険者の通知を发出する事務負担が大きいことにあります。したがって、福祉用具貸与価格情報公開を実施している(公財)テクノエイド協会と連携し、各事業所が福祉用具のレンタルを提案するときにTAISコードを活用した全国平均価格及び最頻価格と事業者自身の提案する価格を比較提示するなど利用者等への「価格の見える化」を推進します。
  - (2) 上記のTAISコードで分類できる福祉用具は全体の約85%で、その他の15%はテクノエイド協会の福祉用具貸与価格情報では把握できません。そのため当協会では、TAISコードで分類できない商品に対して当協会の会員事業所の全国平均価格を公表し、「価格の見える化」を推進します。
  - (3) 1社で福祉用具レンタル事業とケアマネ事業及びその他の事業を一括して経営する企業グループの場合は、利用者の同意を得て高額なレンタル価格が設定される恐れがあります。したがって、このような複数事業の経営を行う事業者については、早急に価格の厳重なチェックを行う必要があります。
  - (4) 適切な福祉用具サービスを実施するためには、定期的なモニタリング(利用者の福祉用具サービス計画実施状況の把握)が重要です。モニタリングの頻度を定め、ケアプランの短期目標に即した内容となるよう指定基準に定め義務化すべきと考えます。
  - (5) (一社)全国福祉用具専門相談員協会が、世田谷区の委託を受けて実施している福祉用具の選定及び利用を検証する訪問調査(平成22年度から実施:平成28年度は40件実施)について、当協会としても実施市町村の拡大に協力して参ります。
  - (6) 当協会は本年度、老人保健健康増進等事業において「福祉用具・介護ロボットの貸与(販売)価格の適正化に関わるシステム構築に関する調査研究」を行い、レンタルシステムのコスト構造をより明確化いたします。具体的には、モニタリングやメンテナンスなどサービスプロセス毎の業務の内容を調査した上で、コスト構造に基づいた価格設定に資するガイドラインを作成します。さらに、価格及びサービス適正化の自己点検表を事業所に求めることで実効性を高めます。

以上

## 1. 都道府県議会

議会名	採択日	掲載ホ－ムページ
1 岩手県	H28.7.6	<a href="http://www2.pref.iwate.jp/hp0731/teireikai/h28/h28.6teireikai/04-28-6hatugian.htm">http://www2.pref.iwate.jp/hp0731/teireikai/h28/h28.6teireikai/04-28-6hatugian.htm</a>
2 宮城県	H28.7.5	<a href="http://www.pref.miyagi.jp/site/kenoikai/ikensho-h28.html">http://www.pref.miyagi.jp/site/kenoikai/ikensho-h28.html</a>
3 福島県	H28.7.6	<a href="http://www.pref.fukushima.jp/uploaded/attachment/173262.pdf">http://www.pref.fukushima.jp/uploaded/attachment/173262.pdf</a>
4 埼玉県	H28.6.27	<a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/e1601/aiikai-gaiyou/h2806-5.htm#a6">http://www.pref.saitama.lg.jp/e1601/aiikai-gaiyou/h2806-5.htm#a6</a>
5 千葉県	H28.6.21	<a href="https://www.pref.chiba.lg.jp/aiikai/qiiji/gaiyou/h28/h28-6-teirei/hatsugi.html">https://www.pref.chiba.lg.jp/aiikai/qiiji/gaiyou/h28/h28-6-teirei/hatsugi.html</a>
6 神奈川県	H28.6.21	<a href="http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/aiikai/p80118.html">http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/aiikai/p80118.html</a>
7 富山県	H28.6.21	<a href="http://www.db-search.com/toyama/ikensho/index.html">http://www.db-search.com/toyama/ikensho/index.html</a>
8 石川県	H28.6.21	<a href="http://www.pref.ishikawa.lg.jp/aiikai/gaiyou/201606/documents/kaketsuikensyo.pdf">http://www.pref.ishikawa.lg.jp/aiikai/gaiyou/201606/documents/kaketsuikensyo.pdf</a>
9 福井県	H28.6.24	<a href="http://gikai.pref.fukui.jp/common/giketsu/myweb.exe/login?ArchiveId=4">http://gikai.pref.fukui.jp/common/giketsu/myweb.exe/login?ArchiveId=4</a>
10 岐阜県	H28.6.30	<a href="http://www.pref.gifu.lg.jp/aiikai/teireikai/heisei28/dai3/hatan/kaigoken.html">http://www.pref.gifu.lg.jp/aiikai/teireikai/heisei28/dai3/hatan/kaigoken.html</a>
11 静岡県	H28.7.19	<a href="https://www.pref.shizuoka.jp/aiikai/ikensho/iken2806.htm#NO5">https://www.pref.shizuoka.jp/aiikai/ikensho/iken2806.htm#NO5</a>
12 三重県	H28.3.22	<a href="http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/000125212_00002.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/000125212_00002.htm</a>
13 滋賀県	H28.6.22	<a href="http://www.shigaiken-gikai.jp/voices/q07-Conoress.asp">http://www.shigaiken-gikai.jp/voices/q07-Conoress.asp</a>
14 京都府	H28.7.15	<a href="http://www.pref.kyoto.jp/aiikai/katsudo/tere/h2806-te/1606-ikenshoketsugi.html">http://www.pref.kyoto.jp/aiikai/katsudo/tere/h2806-te/1606-ikenshoketsugi.html</a>
15 兵庫県	H28.6.10	<a href="http://www.hyookenoikai.jp/regular/05-396.html">http://www.hyookenoikai.jp/regular/05-396.html</a>
16 奈良県	H28.6.21	<a href="http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=44093">http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=44093</a>
17 和歌山県	H28.6.21	<a href="http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefo/200100/www/html/aikefu/waait8-027.html">http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefo/200100/www/html/aikefu/waait8-027.html</a>
18 島根県	H28.6.9	<a href="http://www.pref.shimane.lg.jp/aiikai/uooki/qiinteishutsu/ikensho/h28/h2805_qiin_qian">http://www.pref.shimane.lg.jp/aiikai/uooki/qiinteishutsu/ikensho/h28/h2805_qiin_qian</a>
19 岡山県	H28.9.29	<a href="http://www.pref.okayama.jp/site/aiikai/486003.html">http://www.pref.okayama.jp/site/aiikai/486003.html</a>
20 山口県	H28.6.16	<a href="http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/g30000/h28-teirei-rinz/6teireikai17-2.html">http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/g30000/h28-teirei-rinz/6teireikai17-2.html</a>
21 長崎県	H28.6.24	<a href="https://www.kaigiroku.net/coi-bin/WWW/frameBase.exe?A=frameBase&amp;USR=naosekk">https://www.kaigiroku.net/coi-bin/WWW/frameBase.exe?A=frameBase&amp;USR=naosekk</a>
22 大分県	H28.6.29	<a href="http://www.pref.oita.jp/site/aiikai/h28-2-qianchiran.html">http://www.pref.oita.jp/site/aiikai/h28-2-qianchiran.html</a>
23 宮崎県	H28.6.22	<a href="http://www.pref.miyazaki.lg.jp/aiikai/session/opinion/index.html">http://www.pref.miyazaki.lg.jp/aiikai/session/opinion/index.html</a>
24 鹿児島県	H28.6.21	<a href="https://www.pref.kagoshima.jp/ha01/aiikai/tooix/iken/h2802/h2802iken.html">https://www.pref.kagoshima.jp/ha01/aiikai/tooix/iken/h2802/h2802iken.html</a>

## 2. 市区町村議会

都道府県名	議会名	採択日	掲載ホ－ムページ
1	北海道 函館市	H28.6.23	<a href="https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2016062400052/">https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2016062400052/</a>
2	北海道 旭川市	H28.6.17	<a href="http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/council/6400/6410/p00145">http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/council/6400/6410/p00145</a>
3	北海道 釧路市	H28.6.24	<a href="http://www.city.kushiro.lg.jp/shioikai/kekka/0001.html#h28">http://www.city.kushiro.lg.jp/shioikai/kekka/0001.html#h28</a>
4	北海道 留萌市	H28.6.15	<a href="http://runoishioikai.hokkaido.jp/ikensyo/h2815.pdf">http://runoishioikai.hokkaido.jp/ikensyo/h2815.pdf</a>
5	北海道 江別市	H28.6.28	<a href="https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/aiikai/34990.html">https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/aiikai/34990.html</a>
6	北海道 紋別市	H28.6.14	<a href="http://mombetsu.jp/aiikai/files/H28.2tai-result.pdf">http://mombetsu.jp/aiikai/files/H28.2tai-result.pdf</a>
7	北海道 登別市	H28.6.20	<a href="http://www.noboribetsu-shioikai.jp/decision/index_decision.htm">http://www.noboribetsu-shioikai.jp/decision/index_decision.htm</a>
8	北海道 伊達市	H28.6.27	<a href="http://www.city.date.hokkaido.jp/aiikai/detai/00004180.html">http://www.city.date.hokkaido.jp/aiikai/detai/00004180.html</a>
9	北海道 北広島市	H28.6.24	<a href="http://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/hotnews/files/00124800">http://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/hotnews/files/00124800</a>
10	北海道 北斗市	H28.6.21	<a href="http://www.city.hokuto.hokkaido.jp/modules/assembly/content10">http://www.city.hokuto.hokkaido.jp/modules/assembly/content10</a>
11	北海道 八雲町	H28.6.6	<a href="http://www.town.yakumo.lg.jp/modules/assembly/content0399.htm">http://www.town.yakumo.lg.jp/modules/assembly/content0399.htm</a>
12	北海道 江差町	H28.6.14	<a href="http://www.hokkaido-essashi.jp/aiikai/h24-honkaigai/honkaigai28/hon">http://www.hokkaido-essashi.jp/aiikai/h24-honkaigai/honkaigai28/hon</a>
13	北海道 倶知安町	H28.6.16	<a href="http://www.town.kutchan.hokkaido.jp/aiikai/to_do/result/h28/">http://www.town.kutchan.hokkaido.jp/aiikai/to_do/result/h28/</a>
14	北海道 仁木町	H28.6.27	<a href="http://www.town.niki.hokkaido.jp/aiikai-home/result04/resultlink/12">http://www.town.niki.hokkaido.jp/aiikai-home/result04/resultlink/12</a>
15	北海道 余市町	H28.6.22	<a href="http://www.town.voichihokkaido.jp/aiikai/ikenryo-ketugui.html">http://www.town.voichihokkaido.jp/aiikai/ikenryo-ketugui.html</a>
16	北海道 栗山町	H28.9.15	<a href="http://www.town.kuriyama.hokkaido.jp/aiikai/result/matter/result_1">http://www.town.kuriyama.hokkaido.jp/aiikai/result/matter/result_1</a>
17	北海道 遠軽町	H28.6.16	<a href="http://engaru.jp/aiikai/ikensyo_ketuguiH28.html">http://engaru.jp/aiikai/ikensyo_ketuguiH28.html</a>
18	北海道 新ひだか町	H28.6.23	<a href="http://www.shinhiidaka-hokkaido.jp/aiikai/detail/00000187.htm#a2">http://www.shinhiidaka-hokkaido.jp/aiikai/detail/00000187.htm#a2</a>
19	青森県 青森市	H28.6.28	<a href="https://www.city.aomori.aomori.jp/aiikai/shioikai/h28-12-gaiyou.htm">https://www.city.aomori.aomori.jp/aiikai/shioikai/h28-12-gaiyou.htm</a>
20	岩手県 盛岡市	H28.6.28	<a href="http://www.city.morioka.iwate.jp/shioikai/gikesukekka/037068.htm">http://www.city.morioka.iwate.jp/shioikai/gikesukekka/037068.htm</a>
21	山形県 山形市	H28.7.1	<a href="https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/aiikai/kaigikekka/teireika">https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/aiikai/kaigikekka/teireika</a>
22	山形県 鶴岡市	H28.7.1	<a href="http://www.city.tsuruoka.lg.jp/shisel/aiikai/kaidoketukanohokoku/ke">http://www.city.tsuruoka.lg.jp/shisel/aiikai/kaidoketukanohokoku/ke</a>
23	福島県 いわき市	H28.6.23	<a href="http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000004912/index.htm">http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000004912/index.htm</a>
24	茨城県 水戸市	H28.6.28	<a href="http://www.city.mito.lg.jp/aiikai/003414/3670/p016008.html">http://www.city.mito.lg.jp/aiikai/003414/3670/p016008.html</a>
25	茨城県 常陸太田市	H28.6.16	<a href="http://www.city.hitachinotairaibaraki.jp/page/dae003864.html">http://www.city.hitachinotairaibaraki.jp/page/dae003864.html</a>
26	群馬県 群馬市	H28.6.30	<a href="http://www.city.maebashi.gunma.jp/shioikai/661/008/p016501_q/fil">http://www.city.maebashi.gunma.jp/shioikai/661/008/p016501_q/fil</a>
27	埼玉県 さくら市	H28.6.17	<a href="http://www.city.saitama.jp/aiikai/003/002/001/p003357.html">http://www.city.saitama.jp/aiikai/003/002/001/p003357.html</a>
28	埼玉県 秩父市	H28.6.21	<a href="https://www.city.chichibu.lg.jp/secure/1748/28060iin.teisyutuian">https://www.city.chichibu.lg.jp/secure/1748/28060iin.teisyutuian</a>
29	埼玉県 所沢市	H28.7.5	<a href="http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shioikai/shinai/h28-2/jinkai">http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shioikai/shinai/h28-2/jinkai</a>
30	埼玉県 春日部市	H28.9.16	<a href="http://www.kasukabe-shioikai.jp/q07_iken.asp">http://www.kasukabe-shioikai.jp/q07_iken.asp</a>
31	埼玉県 鴻巣市	H28.6.22	<a href="http://www.city.kounosu.saitama.jp/ikkweb/Browse/material/files/">http://www.city.kounosu.saitama.jp/ikkweb/Browse/material/files/</a>
32	埼玉県 上尾市	H28.6.27	<a href="http://www.city.aoei.lg.jp/site/shioikai/062116070502.html">http://www.city.aoei.lg.jp/site/shioikai/062116070502.html</a>
33	埼玉県 草加市	H28.6.14	<a href="http://www.soka-shioikai.jp/giketsu/H280614.pdf">http://www.soka-shioikai.jp/giketsu/H280614.pdf</a>
34	埼玉県 越谷市	H28.9.27	<a href="https://www.city.koshigaya.saitama.jp/aiikai/sinai/qian/qiinteai">https://www.city.koshigaya.saitama.jp/aiikai/sinai/qian/qiinteai</a>
35	埼玉県 鶴ヶ島市	H28.6.17	<a href="http://www.city.tsuruhashi.lg.jp/dae/dae003537.html">http://www.city.tsuruhashi.lg.jp/dae/dae003537.html</a>
36	埼玉県 ふじみ野市	H28.9.20	<a href="http://www.city.fujimino.saitama.jp/doc/2014101600296/">http://www.city.fujimino.saitama.jp/doc/2014101600296/</a>
37	千葉県 市川市	H28.6.22	<a href="http://www.city.ichikawa.lg.jp/cou01/111000262.html">http://www.city.ichikawa.lg.jp/cou01/111000262.html</a>

	都道府県名	議会名	採択日	掲載ホームページ
38	千葉県	船橋市	H28.9.21	<a href="http://www.city.funabashi.lg.jp/assembly/001/28/003/p047121.ht">http://www.city.funabashi.lg.jp/assembly/001/28/003/p047121.ht</a>
39	千葉県	松戸市	H28.6.28	<a href="http://www.city.matsudo.chiba.jp/aiikai/keiai/kekka/situvoteisyutsu">http://www.city.matsudo.chiba.jp/aiikai/keiai/kekka/situvoteisyutsu</a>
40	千葉県	野田市	H28.9.9	<a href="http://www.ikai-nodacity.jp/youtei/youtei/160902.html">http://www.ikai-nodacity.jp/youtei/youtei/160902.html</a>
41	千葉県	習志野市	H28.6.24	<a href="http://www.city.narashino.lg.jp/shiikai/teirei/h28/2/70022016051">http://www.city.narashino.lg.jp/shiikai/teirei/h28/2/70022016051</a>
42	千葉県	流山市	H28.6.22	<a href="http://www.nagareyamagikai.jp/doc/2016062400014/">http://www.nagareyamagikai.jp/doc/2016062400014/</a>
43	東京都	江東区	H28.6.28	<a href="https://www.city.koto.lg.jp/ac/ikai/8074/1003349.html">https://www.city.koto.lg.jp/ac/ikai/8074/1003349.html</a>
44	東京都	板橋区	H28.6.22	<a href="http://www.city.tlabashi.tokyo.jp/c.kurashi/077/077640.html">http://www.city.tlabashi.tokyo.jp/c.kurashi/077/077640.html</a>
45	東京都	葛飾区	H28.6.22	<a href="http://www.katsushika-kuikai.jp/30453.html">http://www.katsushika-kuikai.jp/30453.html</a>
46	東京都	立川市	H28.7.4	<a href="http://www.city.tachikawa.lg.jp/ikaijirimukyoku/shise/shiikai/katsuj">http://www.city.tachikawa.lg.jp/ikaijirimukyoku/shise/shiikai/katsuj</a>
47	東京都	三鷹市	H28.7.8	<a href="http://www.ikai.city.mitaka.tokyo.jp/activity/result/28/custom/28">http://www.ikai.city.mitaka.tokyo.jp/activity/result/28/custom/28</a>
48	東京都	調布市	H28.6.21	<a href="http://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1466487205849/in">http://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1466487205849/in</a>
49	東京都	町田市	H28.6.24	<a href="https://www.ikai-machida.jp/q07_iken.asp">https://www.ikai-machida.jp/q07_iken.asp</a>
50	東京都	東村山市	H28.6.27	<a href="http://www.city.higashinurayama.tokyo.jp/ikai/katsudo/ikai/09_g">http://www.city.higashinurayama.tokyo.jp/ikai/katsudo/ikai/09_g</a>
51	東京都	東久留米市	H28.6.28	<a href="http://www.city.higashikurume.lg.jp/ikai/keiai/kekka/anken/kekka/h">http://www.city.higashikurume.lg.jp/ikai/keiai/kekka/anken/kekka/h</a>
52	東京都	多摩市	H28.6.22	<a href="http://www.city.tama.lg.jp/shiikai/69/q23722.html">http://www.city.tama.lg.jp/shiikai/69/q23722.html</a>
53	東京都	西東京市	H28.6.20	<a href="http://www.city.nisitokyo.lg.jp/siikai/nitei/kekka/annai">http://www.city.nisitokyo.lg.jp/siikai/nitei/kekka/annai</a>
54	神奈川県	横浜市	H28.9.21	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/kiroku/dian/dian2803.htm#a">http://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/kiroku/dian/dian2803.htm#a</a>
55	神奈川県	川崎市	H28.6.16	<a href="http://www.city.kawasaki.jp/980/page/0000025668.html">http://www.city.kawasaki.jp/980/page/0000025668.html</a>
56	神奈川県	横須賀市	H28.9.2	<a href="http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/7860/council/result/report/">http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/7860/council/result/report/</a>
57	神奈川県	大和市	H28.6.27	<a href="http://www.city.yamato.lg.jp/web/ikai/ikensyo.html">http://www.city.yamato.lg.jp/web/ikai/ikensyo.html</a>
58	神奈川県	座間市	H28.6.21	<a href="http://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1466487771306">http://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1466487771306</a>
59	神奈川県	葉山町	H28.6.17	<a href="http://www.town.havama.lg.jp/ikai/11/h2802128_04.html">http://www.town.havama.lg.jp/ikai/11/h2802128_04.html</a>
60	新潟県	柏崎市	H28.6.21	<a href="https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/ikaijij/shiikai/dian/h28/dian.h">https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/ikaijij/shiikai/dian/h28/dian.h</a>
61	新潟県	新発田市	H28.6.29	<a href="http://www.shibata-shiikai.jp/q07_iken.asp">http://www.shibata-shiikai.jp/q07_iken.asp</a>
62	石川県	金沢市	H28.6.21	<a href="http://www4.city.kanazawa.lg.jp/data/open/cnt/3/22351/6/H280">http://www4.city.kanazawa.lg.jp/data/open/cnt/3/22351/6/H280</a>
63	石川県	輪島市	H28.6.27	<a href="http://www.city.wajima.ishikawa.jp/docs/2016080300013/">http://www.city.wajima.ishikawa.jp/docs/2016080300013/</a>
64	石川県	加賀市	H28.6.20	<a href="http://www.city.kaga.ishikawa.jp/ikai/dian-iketsu/dian/ikai/28">http://www.city.kaga.ishikawa.jp/ikai/dian-iketsu/dian/ikai/28</a>
65	石川県	白山市	H28.6.24	<a href="http://www.city.hakusan.ishikawa.jp/data/open/cnt/3/9554/1/28">http://www.city.hakusan.ishikawa.jp/data/open/cnt/3/9554/1/28</a>
66	石川県	能美市	H28.6.20	<a href="http://www.city.nomi.ishikawa.jp/ikai/iketutichiran.html">http://www.city.nomi.ishikawa.jp/ikai/iketutichiran.html</a>
67	石川県	津幡町	H28.6.13	<a href="http://www.town.tsubata.ishikawa.jp/soshiki/ikaijirimukyoku/iketetsu">http://www.town.tsubata.ishikawa.jp/soshiki/ikaijirimukyoku/iketetsu</a>
68	石川県	中能登町	H28.6.17	<a href="http://www.town.nakanoto.ishikawa.jp/webapps/www/info/detail/is">http://www.town.nakanoto.ishikawa.jp/webapps/www/info/detail/is</a>
69	山梨県	富士吉田市	H28.6.28	<a href="http://ikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/forms/info/info.aspx?info">http://ikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/forms/info/info.aspx?info</a>
70	長野県	長野市	H28.6.24	<a href="http://www.city.nagano.nadano.jp/site/ikai/132794.html">http://www.city.nagano.nadano.jp/site/ikai/132794.html</a>
71	岐阜県	岐阜市	H28.6.27	<a href="http://www.city.gifu.lg.jp/secure/13389/sanno2806.pdf">http://www.city.gifu.lg.jp/secure/13389/sanno2806.pdf</a>
72	静岡県	浜松市	H28.6.21	<a href="http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/ikai/2805teai/ikensho.htm">http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/ikai/2805teai/ikensho.htm</a>
73	静岡県	沼津市	H28.6.27	<a href="https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/a-shiiki/a-siiki/annai">https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/a-shiiki/a-siiki/annai</a>
74	静岡県	三島市	H28.6.28	<a href="https://www.city.mishima.shizuoka.jp/ikai/dian/dian20160600100">https://www.city.mishima.shizuoka.jp/ikai/dian/dian20160600100</a>
75	静岡県	伊東市	H28.6.28	<a href="http://www.city.ito.shizuoka.jp/ikai/html/teireikai_rinzikai/201606">http://www.city.ito.shizuoka.jp/ikai/html/teireikai_rinzikai/201606</a>
76	静岡県	焼津市	H28.6.29	<a href="http://www.city.yaizu.lg.jp/yaizu_ikai/hongikai/index.html">http://www.city.yaizu.lg.jp/yaizu_ikai/hongikai/index.html</a>
77	静岡県	藤枝市	H28.7.21	<a href="http://www.city.fujieda.shizuoka.jp/shiikai/G002/G012/h28/1469">http://www.city.fujieda.shizuoka.jp/shiikai/G002/G012/h28/1469</a>
78	静岡県	御殿場市	H28.6.21	<a href="http://city.goitemba.shizuoka.jp/ikai/kanri/assets/uploads/2016/0">http://city.goitemba.shizuoka.jp/ikai/kanri/assets/uploads/2016/0</a>
79	静岡県	伊豆市	H28.6.29	<a href="http://www.city.iizu.shizuoka.jp/pdf/d683_247.pdf">http://www.city.iizu.shizuoka.jp/pdf/d683_247.pdf</a>
80	愛知県	豊橋市	H28.6.17	<a href="http://www.city.tovohashi.lg.jp/26449.htm">http://www.city.tovohashi.lg.jp/26449.htm</a>
81	愛知県	一宮市	H28.6.23	<a href="http://www.city.ichinomiya.aichi.jp/shiikai/1000085/1000354/101">http://www.city.ichinomiya.aichi.jp/shiikai/1000085/1000354/101</a>
82	三重県	桑名市	H28.7.4	<a href="http://ikai.city.kuwana.lg.jp/contents.php?id=374">http://ikai.city.kuwana.lg.jp/contents.php?id=374</a>
83	三重県	名張市	H28.6.28	<a href="http://www.city.nabari.mie.jp/s077/150/000/055/16905070000-3">http://www.city.nabari.mie.jp/s077/150/000/055/16905070000-3</a>
84	三重県	亀山市	H28.9.26	<a href="http://www.city.kameyama.mie.jp/ikai/katsudo/20160823000035/">http://www.city.kameyama.mie.jp/ikai/katsudo/20160823000035/</a>
85	三重県	伊賀市	H28.6.27	<a href="http://www.city.iga.lg.jp/cit/57135/57135.html">http://www.city.iga.lg.jp/cit/57135/57135.html</a>
86	三重県	東員町	H28.6.13	<a href="http://www.town.toin.lg.jp/contents_detail.php?co=kak&amp;fmlid=5609">http://www.town.toin.lg.jp/contents_detail.php?co=kak&amp;fmlid=5609</a>
87	滋賀県	大津市	H28.6.29	<a href="http://www.city.otsu.lg.jp/ikai/nitei/1391328601273.html">http://www.city.otsu.lg.jp/ikai/nitei/1391328601273.html</a>
88	滋賀県	甲賀市	H28.6.27	<a href="http://www.city.kokai.lg.jp/item/15630.htm#ContentPare">http://www.city.kokai.lg.jp/item/15630.htm#ContentPare</a>
89	滋賀県	湖南市	H28.6.28	<a href="http://www.city.konan.shiga.jp/cqi/info.php?ZID=21596">http://www.city.konan.shiga.jp/cqi/info.php?ZID=21596</a>
90	滋賀県	東近江市	H28.6.29	<a href="http://www.city.hiashiomi.shiga.jp/0000006785.html">http://www.city.hiashiomi.shiga.jp/0000006785.html</a>
91	京都府	京都市	H28.6.3	<a href="http://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/honkaigi/H28/ikenshoketsugis">http://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/honkaigi/H28/ikenshoketsugis</a>
92	京都府	城陽市	H28.7.1	<a href="http://www.city.ioyo.kyoto.jp/ikai/oshirase/kekka.htm">http://www.city.ioyo.kyoto.jp/ikai/oshirase/kekka.htm</a>
93	京都府	向日市	H28.6.24	<a href="http://www.city.muko.kyoto.jp/kurashi/shisei/shiikai/2/h28/1464">http://www.city.muko.kyoto.jp/kurashi/shisei/shiikai/2/h28/1464</a>
94	京都府	京田辺市	H28.9.28	<a href="http://www.kyotanabe.jp/0000009945.html">http://www.kyotanabe.jp/0000009945.html</a>
95	大阪府	大阪市	H28.5.25	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/shikai/pace/0000360824.html">http://www.city.osaka.lg.jp/shikai/pace/0000360824.html</a>
96	大阪府	堺市	H28.6.24	<a href="http://www.city.sakai.lg.jp/shiikai/keiai/keketsu.html">http://www.city.sakai.lg.jp/shiikai/keiai/keketsu.html</a>
97	大阪府	吹田市	H28.5.31	<a href="http://www.city.suita.osaka.jp/var/revo/0105/7311/11661614481">http://www.city.suita.osaka.jp/var/revo/0105/7311/11661614481</a>
98	大阪府	枚方市	H28.6.27	<a href="http://www.city.hirakata.osaka.jp/site/sub-giji/ikensyotop27-31.ht">http://www.city.hirakata.osaka.jp/site/sub-giji/ikensyotop27-31.ht</a>
99	大阪府	茨木市	H28.6.30	<a href="http://www.city.ibaraki.osaka.jp/ikkweb/Browse/material/files/orou">http://www.city.ibaraki.osaka.jp/ikkweb/Browse/material/files/orou</a>
100	大阪府	泉佐野市	H28.6.29	<a href="http://www.city.minoh.lg.jp/giji/iketsukekka/28-2.html">http://www.city.minoh.lg.jp/giji/iketsukekka/28-2.html</a>
101	大阪府	箕面市	H28.6.24	<a href="http://www2.city.setsu.osaka.jp/ikai/zenkaibhp">http://www2.city.setsu.osaka.jp/ikai/zenkaibhp</a>
102	大阪府	摂津市	H28.6.24	<a href="http://www.city.fujidera.lg.jp/soshiki/ikaijirimu/shiikai/138698814">http://www.city.fujidera.lg.jp/soshiki/ikaijirimu/shiikai/138698814</a>
103	大阪府	藤井寺市	H28.6.30	<a href="http://www.city.shijonawate.lg.jp/shiikai/heisei28nen/heisei28nen">http://www.city.shijonawate.lg.jp/shiikai/heisei28nen/heisei28nen</a>
104	大阪府	四條驛市	H28.6.23	<a href="http://www.town.kumatori.lg.jp/ikai/ikai_kaiokekka/14580277933">http://www.town.kumatori.lg.jp/ikai/ikai_kaiokekka/14580277933</a>
105	大阪府	熊取町	H28.6.21	

	都道府県名	議会名	採択日	掲載ホームページ
106	兵庫県	伊丹市	H28.6.24	<a href="http://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/SHIGIKAI/GIAN_NADO/28heng">http://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/SHIGIKAI/GIAN_NADO/28heng</a>
107	兵庫県	豊岡市	H28.6.29	<a href="http://www.city.toyooka.lg.jp/www/contents/14615444036806/file">http://www.city.toyooka.lg.jp/www/contents/14615444036806/file</a>
108	奈良県	大和郡田市	H28.6.16	<a href="http://www.city.yamatotakada.nara.jp/info/shigikai/ikensho/index.h">http://www.city.yamatotakada.nara.jp/info/shigikai/ikensho/index.h</a>
109	奈良県	天理市	H28.6.24	<a href="http://www.city.tenri.nara.jp/kakuka/ikikaiimukkyoku/shigikai/archiv">http://www.city.tenri.nara.jp/kakuka/ikikaiimukkyoku/shigikai/archiv</a>
110	奈良県	桜井市	H28.6.14	<a href="http://www.city.sakurai.lg.jp/sosiki/ikaiimukkyoku/kaiqi/dianttran/">http://www.city.sakurai.lg.jp/sosiki/ikaiimukkyoku/kaiqi/dianttran/</a>
111	奈良県	五條市	H28.6.22	<a href="http://www.city.gojo.lg.jp/www/contents/1469663209834/index.h">http://www.city.gojo.lg.jp/www/contents/1469663209834/index.h</a>
112	奈良県	生駒市	H28.6.27	<a href="http://www.ikoma-shigikai.jp/reula.view/teirei_06.html">http://www.ikoma-shigikai.jp/reula.view/teirei_06.html</a>
113	奈良県	葛城市	H28.6.28	<a href="http://www.katsuragai.nara.jp/index.cfm/21.24456.57.217.html">http://www.katsuragai.nara.jp/index.cfm/21.24456.57.217.html</a>
114	奈良県	平群町	H28.6.17	<a href="http://www.town.heური.nara.jp/web/profile/ikai/ikai10-6sub.htm">http://www.town.heური.nara.jp/web/profile/ikai/ikai10-6sub.htm</a>
115	和歌山県	和歌山市	H28.7.1	<a href="http://www.city.wakayama.wakayama.jp/ikai/100274.1000483.ht">http://www.city.wakayama.wakayama.jp/ikai/100274.1000483.ht</a>
116	鳥取県	鳥取市	H28.6.27	<a href="http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1289783277956/index">http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1289783277956/index</a>
117	鳥取県	松江市	H28.7.4	<a href="http://www1.city.matsue.shimane.jp/ikai/dian/index.data/qianiran">http://www1.city.matsue.shimane.jp/ikai/dian/index.data/qianiran</a>
118	鳥取県	浜田市	H28.6.24	<a href="http://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/146769476977">http://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/146769476977</a>
119	鳥取県	安来市	H28.9.20	<a href="http://www.city.vasui.shimane.jp/ikai/dian/h28kikka/h2809.htm">http://www.city.vasui.shimane.jp/ikai/dian/h28kikka/h2809.htm</a>
120	岡山県	岡山市	H28.9.27	<a href="http://www.city.okayama.jp/ikai/ikai_00034.html">http://www.city.okayama.jp/ikai/ikai_00034.html</a>
121	岡山県	倉敷市	H28.9.27	<a href="http://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=19352">http://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=19352</a>
122	広島県	呉市	H28.9.16	<a href="https://www.city.kure.lg.jp/site/ikai/sinnkkeKa2809.html">https://www.city.kure.lg.jp/site/ikai/sinnkkeKa2809.html</a>
123	広島県	三原市	H28.9.21	<a href="http://www.city.mihara.hiroshima.jp/site/ikai/ikensyo-keuqi-ichir">http://www.city.mihara.hiroshima.jp/site/ikai/ikensyo-keuqi-ichir</a>
124	広島県	尾道市	H28.9.20	<a href="http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/www/info/detailisp2fd=8584">http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/www/info/detailisp2fd=8584</a>
125	広島県	府中市	H28.9.20	<a href="http://www.city.fuchu.hiroshima.jp/shisei/shigikai/ikensho/index.h">http://www.city.fuchu.hiroshima.jp/shisei/shigikai/ikensho/index.h</a>
126	広島県	庄原市	H28.6.30	<a href="http://www.city.shobara.hiroshima.jp/ikai/kaiqi/bill.and.decision/">http://www.city.shobara.hiroshima.jp/ikai/kaiqi/bill.and.decision/</a>
127	広島県	大竹市	H28.9.7	<a href="http://www.city.otake.hiroshima.jp/soshki/shigikai/ikaiimn/kaidn">http://www.city.otake.hiroshima.jp/soshki/shigikai/ikaiimn/kaidn</a>
128	広島県	府中町	H28.6.28	<a href="http://www2.town.fuchu.hiroshima.jp/www/contents/1467701330">http://www2.town.fuchu.hiroshima.jp/www/contents/1467701330</a>
129	山口県	宇部市	H28.6.28	<a href="http://www.city.ube.yamauchi.jp/shisei/shigikai/shiryou/h28/06">http://www.city.ube.yamauchi.jp/shisei/shigikai/shiryou/h28/06</a>
130	山口県	岩国市	H28.6.24	<a href="http://www.iwakunishigikai.jp/?p=1964">http://www.iwakunishigikai.jp/?p=1964</a>
131	高知県	高知市	H28.6.23	<a href="http://www.city.kochi.kochi.jp//soshiki/97/teirei456.html">http://www.city.kochi.kochi.jp//soshiki/97/teirei456.html</a>
132	高知県	南国市	H28.6.23	<a href="http://www.city.nankoku.lg.jp/qiiroku/qii_otl.php?honFlg=9&amp;hondID=">http://www.city.nankoku.lg.jp/qiiroku/qii_otl.php?honFlg=9&amp;hondID=</a>
133	福岡県	北九州市	H28.6.17	<a href="http://www.city.kitakyushu.lg.jp/sigikai/q0401038.html">http://www.city.kitakyushu.lg.jp/sigikai/q0401038.html</a>
134	福岡県	大牟田市	H28.6.22	<a href="http://www.city.omuta.lg.jp/shigikai/hokii/pub/detail.aspx?c_id=5&amp;i">http://www.city.omuta.lg.jp/shigikai/hokii/pub/detail.aspx?c_id=5&amp;i</a>
135	福岡県	久留米市	H28.9.20	<a href="http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1080shisei/2020shidikai/3030h">http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1080shisei/2020shidikai/3030h</a>
136	福岡県	中間市	H28.6.24	<a href="http://www.city.nakama.lg.jp/ayose/ikai/h28bill.html#second">http://www.city.nakama.lg.jp/ayose/ikai/h28bill.html#second</a>
137	福岡県	小都市	H28.9.29	<a href="http://www.city.onori.fukuoka.jp/files/6914/7519/5686/keidoshab">http://www.city.onori.fukuoka.jp/files/6914/7519/5686/keidoshab</a>
138	福岡県	春日市	H28.6.24	<a href="http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/ikai/conference/teirei/h28_02">http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/ikai/conference/teirei/h28_02</a>
139	福岡県	宗像市	H28.6.29	<a href="http://city.munakata.lg.jp/w034/050/080/1000/20160627094857">http://city.munakata.lg.jp/w034/050/080/1000/20160627094857</a>
140	福岡県	水巻町	H28.6.24	<a href="https://www.town.mizumaki.lg.jp/ayosei/ikai/shinoi/">https://www.town.mizumaki.lg.jp/ayosei/ikai/shinoi/</a>
141	佐賀県	唐津市	H28.6.23	<a href="http://www.city.karatsu.lg.jp/ikai/shise/shigikai/katsudo/teirei-rin">http://www.city.karatsu.lg.jp/ikai/shise/shigikai/katsudo/teirei-rin</a>
142	宮崎県	宮崎市	H28.6.22	<a href="http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/parliament/result/69203.html">http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/parliament/result/69203.html</a>
143	鹿児島県	薩摩川内市	H28.9.13	<a href="http://www.city.satsumasendai.lg.jp/www/contents/14738213815">http://www.city.satsumasendai.lg.jp/www/contents/14738213815</a>



社会保障審議会 介護保険部会(第66回)	参考資料3
平成28年10月12日	

## 第3回社会保障審議会療養病床の在り方等に関する特別部会 議事次第

平成28年10月5日(水)  
15時30分～18時00分  
場所：全国都市会館 大ホール(2階)

(議 題)

療養病床の在り方等に関する検討について

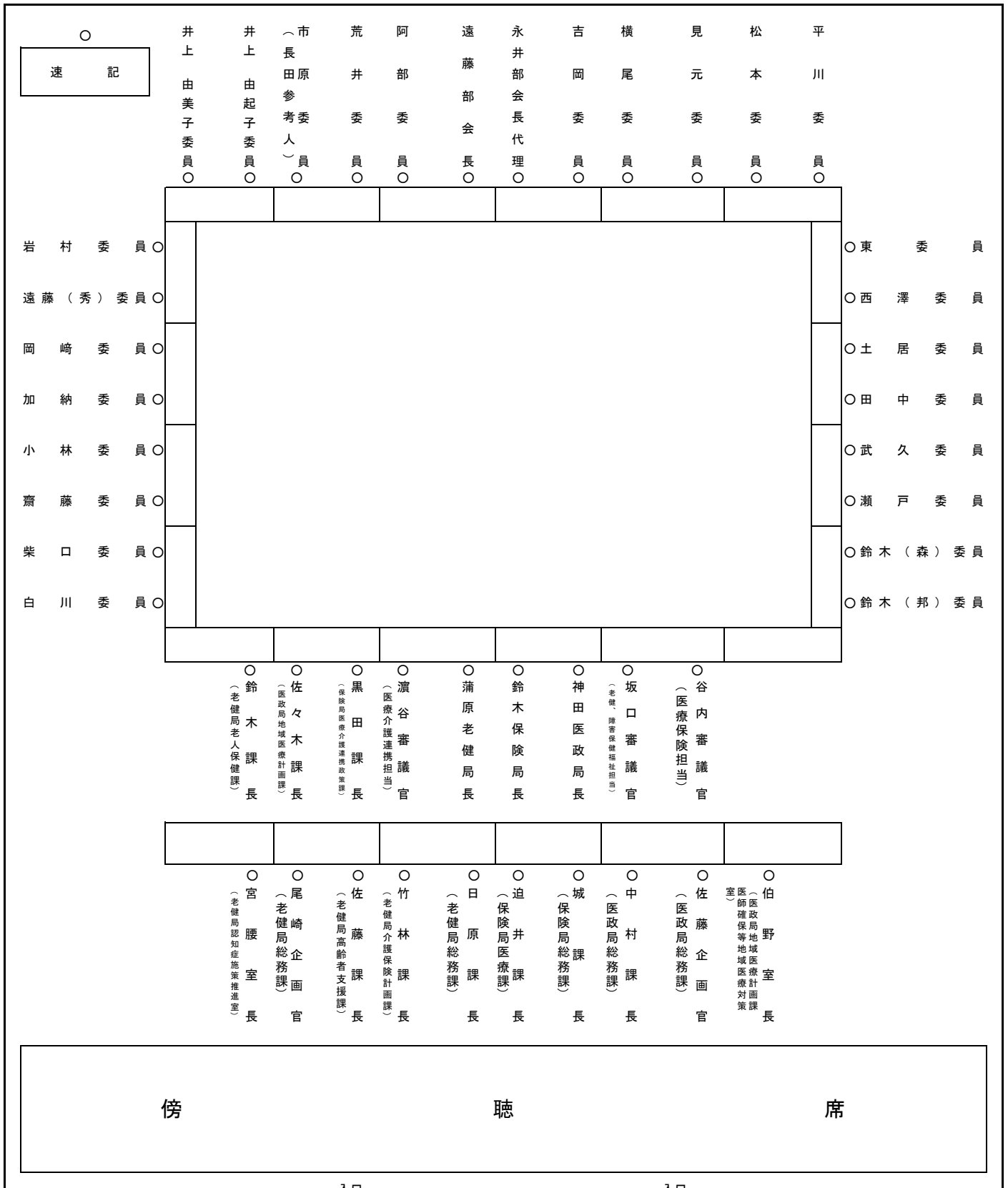
(配布資料)

- 資 料 1 療養病床に関する基礎資料
- 資 料 2 療養病床の在り方等に関する主な論点
- 資 料 3 これまでの主な御意見
- 委員提出資料 吉岡委員提出資料

第3回社会保障審議会療養病床の在り方等に関する特別部会

平成28年10月5日(水)15:30~18:00

全国都市会館 大ホール(2階)



社会保障審議会 療養病床の在り方等に関する特別部会 委員名簿

平成28年10月5日

氏名	所属
あべ やすひさ 阿部 泰久	日本経済団体連合会参与
あらい しょうご 荒井 正吾	全国知事会／奈良県知事
いちばら としお 市原 俊男	高齢者住まい事業者団体連合会代表幹事
いのうえ ゆきこ 井上 由起子	日本社会事業大学専門職大学院教授
いのうえ ゆみこ 井上 由美子	高齢社会をよくする女性の会理事
いわた としお 岩田 利雄	全国町村会／東庄町長
いわむら まさひこ 岩村 正彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
◎ えんどう ひさお 遠藤 久夫	学習院大学経済学部教授
えんどう ひでき 遠藤 秀樹	日本歯科医師会常務理事
おかざき せいや 岡崎 誠也	全国市長会／高知市長
かのう しげあき 加納 繁照	日本医療法人協会会長
かめい としかつ 亀井 利克	三重県国民健康保険団体連合会理事長／名張市長
かわかみ じゅんいち 川上 純一	日本薬剤師会常務理事
こばやし たけし 小林 剛	全国健康保険協会理事長
さいとう のりこ 齋藤 訓子	日本看護協会常任理事
しばぐち さとのり 柴口 里則	日本介護支援専門員協会副会長
しらかわ しゅうじ 白川 修二	健康保険組合連合会副会長・専務理事
すずき くにひこ 鈴木 邦彦	日本医師会常任理事
すずき もりお 鈴木 森夫	認知症の人と家族の会理事
せと まさし 瀬戸 雅嗣	全国老人福祉施設協議会副会長
たけひさ ようぞう 武久 洋三	日本慢性期医療協会会長
たなか しげる 田中 滋	慶應義塾大学名誉教授
どい たけろう 土居 文朗	慶應義塾大学経済学部教授
○ ながい りょうぞう 永井 良三	自治医科大学学長
にしざわ ひろとし 西澤 寛俊	全日本病院協会会長
ひがしけんたろう 東 憲太郎	全国老人保健施設協会会長
ひらかわ のりお 平川 則男	日本労働組合総連合会総合政策局長
まつもと たかとし 松本 隆利	日本病院会理事・社会医療法人財団新和会理事長
みもと いっこ 見元 伊津子	日本精神科病院協会理事
よこお としひこ 横尾 俊彦	全国後期高齢者医療広域連合協議会会長／多久市長
よしおか みつる 吉岡 充	全国抑制廃止研究会理事長

◎印は部会長、○印は部会長代理である。

(五十音順、敬称略)

# 療養病床に関する基礎資料

1. 療養病床に関する議論の主な経過（平成18年以降）
2. 療養病床に関する基礎データ
3. 現行の経過措置

# **1. 療養病床に関する議論の主な経過（平成18年以降）**

---

平成18年の医療保険制度改革において、長期療養の適正化（いわゆる社会的入院の是正）が課題とされ、平成16、17年の調査において、医療療養病床と介護療養病床で入院患者の状況に大きな差が見られなかった（医療の必要性の高い患者と低い患者が同程度混在）ことを踏まえ、

- ・ 医療の必要性が高い人については、医療療養病床
- ・ 医療よりもむしろ介護の必要性が高い人については、在宅、居住系サービス、又は老人保健施設等に対応することとし、医療の必要性に応じた機能分担（療養病床の再編成）を推進することとされた。

## <健康保険法等の一部を改正する法律>

- ✓ 介護保険法を改正し、介護療養型医療施設に係る規定を削除（介護保険給付の根拠規定の削除）  
→平成24年4月1日施行
- ✓ 改正法附則に、介護老人保健施設の入所者に対する医療提供の在り方の見直しを行う旨を規定

## <診療報酬改定>

- ✓ 患者の特性に応じた評価を行い、療養病床の役割分担を明確化。
- ✓ 療養病床の診療報酬体系について、医療区分（1～3）、ADL区分（1～3）を導入し、医療の必要性に応じた評価を実施。

## <医療法施行規則の改正>

- ✓ 医療法施行規則を改正し、療養病床の人員配置標準を引き上げ

<本則> 看護配置 4対1 看護補助配置 4対1

※ ただし、平成23年度末までは、現行の6対1を経過措置として可能とする。

## <転換に当たっての支援措置>

- ✓ 療養病床が老人保健施設等に転換する場合の施設基準の緩和
- ✓ 療養病床が老人保健施設等に転換する場合の費用助成 等

# 平成18年以降の療養病床再編に関する主な議論②

H  
49  
年度

## <介護療養型老人保健施設の創設>

- ✓ 療養病床の入院患者の医療ニーズに対応する観点から、①看護職員による夜間の医療処置、②看取りへの対応、③急性増悪時の対応の機能を評価した、介護療養型老人保健施設を創設（H20.5～）
- ✓ 転換における施設基準の更なる緩和
  - ・ 耐火構造、エレベータ設置等について転換前の病院の基準を適用
  - ・ 面積基準に係る経過措置（6.4㎡/床）を拡充（平成23年度末⇒大規模な修繕等までの間）等

## <転換に当たっての支援措置の拡充>

- ✓ 医療法人による有料老人ホームの設置等を可能とする（H19.4～）とともに、有料老人ホーム等の入居者に対して提供される医療サービスについて評価を拡充（H20年度診療報酬改定）等

H  
23  
年度

## <介護療養型医療施設の廃止期限等の延長>

- ✓ 転換が進んでいない等の理由により、廃止期限を平成29年度末まで延長（平成18年改正法に基づき、介護療養型医療施設の規定を削除した上で、平成29年度末までの間、なお効力を有するものとした）
- ✓ これに併せ、医療療養病床の看護人員配置の経過措置についても同様の延長が行われた。  
※ 平成24年度以降、医療療養病床からの転換を含め、介護療養病床の新設は不可。

H  
27  
年度

## <介護療養型医療施設の評価の見直し>

- ✓ 平成27年度介護報酬改定において、介護療養型医療施設が担っている医療処置や看取り、ターミナルケアを中心とした長期療養を行う施設としての機能を評価した「療養機能強化型」の報酬を新設

H  
28  
年度

## <療養病床の在り方等に関する検討会における議論>

- ✓ 有識者による『療養病床の在り方等に関する検討会』を開催。サービス提供体制の選択肢を整理

## <療養病棟入院基本料2（25対1）に医療区分要件を導入>

- ✓ 療養病棟入院基本料2に、医療区分要件（医療区分2・3の患者を5割以上）を追加。  
当該要件を満たせない病床については、平成30年3月31日までの間、95/100を算定できることとした。 3

# 「療養病床の在り方等に関する検討会」 新たな選択肢の整理案（概要）

第1回療養病床の在り方等に関する特別部会 資料

慢性期の医療・介護ニーズに対応する今後のサービスの提供体制を整備するため、**介護療養病床を含む療養病床の在り方**をはじめ、**具体的な改革の選択肢の整理**等を行うことを目的として、療養病床の在り方等に関する検討会を開催。

## 議論の経過

第1回～第4回：療養病床の在り方等を検討する際の論点について（※第2回に有識者・自治体関係者からのヒアリングを実施）  
第5回：新たな類型に関する論点について 第6回～第7回：新たな選択肢について  
平成28年1月28日「療養病床・慢性期医療の在り方の検討に向けて～サービス提供体制の新たな選択肢の整理案について～」を公表

※ 療養病床の在り方等に関する検討会は、療養病床・慢性期医療の在り方の検討に向けて、サービス提供体制の新たな選択肢の整理を行うものであり、具体的な制度設計（財源、人員配置、施設基準等）は、社会保障審議会の部会において議論。

## 新たな類型の整理案について

※ 医療療養病床のうち、看護人員配置が診療報酬上の基準で25対1のもの

### 介護療養病床、医療療養病床（25対1）※の主な利用者のイメージ

- **要介護度や年齢が高い者が多い**  
⇒ 80歳以上の高齢者、要介護度が4以上の者が大半を占める
- **平均在院日数が長く、死亡退院が多い**  
⇒ 医療療養病床が約半年、介護療養病床が約1年半の平均在院日数  
⇒ 介護療養病床は約4割、医療療養病床(25対1)は約3割が死亡退院
- **一定程度の医療が必要**  
⇒ 医療療養病床(20対1)よりも比較的医療の必要性が低いが、病態は様々で容体急変のリスクのある者も存在

### 新たな選択肢を考えるに当たっての基本的条件

- 利用者の生活様式に配慮し、長期に療養生活を送るのにふさわしい、プライバシーの尊重、家族や地域住民との交流が可能となる環境整備（『住まい』の機能を満たす）
- 経管栄養や喀痰吸引等を中心とした**日常的・継続的な医学管理**や、**充実した看取りやターミナルケア**を実施する体制

医療・介護ニーズがあり、長期療養の必要がある者に対応する新たな類型

① **医療機能を内包した施設類型**（患者像に併せて柔軟な人員配置、財源設定等ができるよう、2つのパターンが想定される）

② **医療を外から提供する、「住まい」と医療機関の併設類型**

（医療機能の集約化等により、医療療養病床（20対1）や診療所に転換。残りスペースを居住スペースに。）



# 慢性期の医療・介護ニーズへ対応するためのサービス提供類型

第1回療養病床の在り方等に関する特別部会 資料

	現行の医療療養病床(20対1)	案1 医療内包型		案2 医療外付型	現行の特定施設入居者生活介護
		案1-1	案1-2	案2	
サービスの 特徴	長期療養を目的としたサービス(特に、「医療」の必要性が高い者を念頭)	長期療養を目的としたサービス(特に、「介護」の必要性が高い者を念頭)	長期療養を目的としたサービス	居住スペースに病院・診療所が併設した場で提供されるサービス	特定施設入居者生活介護
	病院・診療所	長期療養に対応した施設(医療提供施設)		病院・診療所と居住スペース	有料老人ホーム 軽費老人ホーム 養護老人ホーム
利用者像	医療区分ⅡⅢを中心	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療区分Ⅰを中心</li> <li>・長期の医療・介護が必要</li> </ul>			
	医療の必要性が高い者	医療の必要性が比較的高く、容体が急変するリスクがある者	医療の必要性は多様だが、容体は比較的安定した者		
医療機能	・人工呼吸器や中心静脈栄養などの医療	・喀痰吸引や経管栄養を中心とした日常的・継続的な医学管理	多様なニーズに対応する日常的な医学管理		医療は外部の病院・診療所から提供
	・24時間の看取り・ターミナルケア ・当直体制(夜間・休日の対応)	・24時間の看取り・ターミナルケア ・当直体制(夜間・休日の対応)又はオンコール体制	オンコール体制による看取り・ターミナルケア	併設する病院・診療所からのオンコール体制による看取り・ターミナルケア	
介護機能	介護ニーズは問わない	高い介護ニーズに対応	多様な介護ニーズに対応		

※医療療養病床(20対1)と特定施設入居者生活介護については現行制度であり、「新たな類型」の機能がわかりやすいよう併記している。

※案2について、現行制度においても併設は可能だが、移行を促進する観点から、個別の類型としての基準の緩和について併せて検討することも考えられる。

「療養病床・慢性期医療の在り方の検討に向けて～サービス提供体制の新たな選択肢の整理案について～」(平成28年1月28日 療養病床の在り方等に関する検討会)より抜粋

# 慢性期の医療・介護ニーズへ対応するためのサービス提供類型（イメージ）

第1回療養病床の在り方等に関する特別部会 資料

## 医療機関 (医療療養病床 20対1)

## 医療機能を内包した施設系サービス

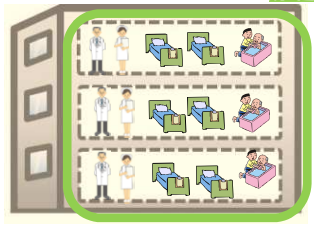
〔患者像に併せて柔軟な人員配置、財源設定等ができるよう、2つのパターンを提示。〕

## 医療を外から提供する、 居住スペースと医療機関の併設

- 医療機能の集約化等により、20対1病床や診療所に転換。
- 残りスペースを居住スペースに。

### 新(案1-1)

- 医療区分 I を中心として、長期の医療・介護が必要。
- 医療の必要性が比較的高く、**容体が急変するリスク**がある者。



- 喀痰吸引や経管栄養を中心とした日常的・継続的な医学管理
- 24時間の看取り・ターミナルケア
- 当直体制(夜間・休日の対応)又はオンコール体制
- 高い介護ニーズに対応

▶実際に想定される医療機関との組み合わせ例



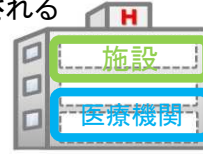
### 新(案1-2)

- 医療区分 I を中心として、長期の医療・介護が必要。
- 医療の必要性は多様だが、**容体は比較的安定した者。**



- 多様なニーズに対応する日常的な医学管理
- オンコール体制による看取り・ターミナルケア
- 多様な介護ニーズに対応

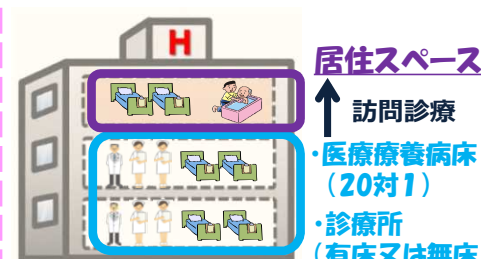
▶実際に想定される医療機関との組み合わせ例



### 新(案2)

医療機関に併設

- 医療区分 I を中心として、長期の医療・介護が必要。
- 医療の必要性は多様だが、**容体は比較的安定した者。**

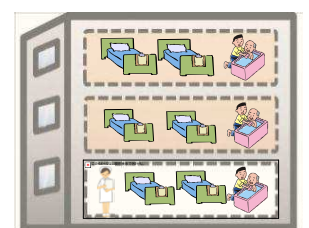


- 多様なニーズに対応する日常的な医学管理
- 併設する病院・診療所からのオンコール体制による看取り・ターミナルケア
- 多様な介護ニーズに対応

(注) 新案1-1、1-2及び2において、移行を促進する観点から、個別の類型としての基準の緩和について併せて検討することも考えられる。

現行の  
特定施設入居  
者生活介護

- 医療区分 I を中心として、長期の医療・介護が必要。
- 医療の必要性は多様だが、**容体は比較的安定した者。**



- 医療は外部の病院・診療所から提供

- 多様な介護ニーズに対応

## **2. 療養病床に関する基礎データ**

### **(1) 制度概要・病床数・定員数**

---

# 療養病床の概要

- 療養病床は、病院又は診療所の病床のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるもの。
- 医療保険の『医療療養病床(医療保険財源)』と、介護保険の『介護療養病床(介護保険財源)』がある。

		医療療養病床		介護療養病床	介護老人保健施設	特別養護老人ホーム
		20対1	25対1			
概要		病院・診療所の病床のうち、 <u>主として長期療養を必要とする患者を入院させるもの</u> ※看護職員の基準(診療報酬上の基準)で20対1と25対1が存在。		病院・診療所の病床のうち、 <u>長期療養を必要とする要介護者に対し、医学的管理の下における介護、必要な医療等</u> を提供するもの	要介護者にリハビリ等を提供し、 <u>在宅復帰を目指す施設</u>	要介護者のための <u>生活施設</u>
病床数		約13.7万床	<u>約7.6万床</u>	<u>約6.1万床</u>	約36.2万床 (うち、介護療養型:約0.7万床)	約54.1万床
設置根拠		<u>医療法(病院・診療所)</u>		<u>医療法(病院・診療所)</u> 介護保険法 (介護療養型医療施設)	介護保険法 (介護老人保健施設)	老人福祉法 (老人福祉施設)
施設基準	医師	48対1(3名以上)		48対1(3名以上)	100対1(常勤1名以上)	健康管理及び療養上の指導のための必要な数
	看護職員	4対1 (29年度末まで、6対1で可)	2対1 (3対1)	6対1	3対1 (うち看護職員を2/7程度を標準)	3対1
	介護職員 ※1	4対1 (29年度末まで、6対1で可)		6対1		
面積		6.4㎡		6.4㎡	8.0㎡ ※2	10.65㎡(原則個室)
設置期限		—		<u>29年度末</u>	—	—

※1 医療療養病床にあつては、看護補助者。

※2 介護療養型は、大規模改修まで6.4㎡以上で可。

# 介護療養病床の「療養機能強化型A・B」について

平成27年度介護報酬改定において、介護療養病床の、

- ・ 看取りやターミナルケアを中心とした長期療養の機能
  - ・ 喀痰吸引、経管栄養などの医療処置を実施する施設としての機能
- を今後とも確保していくために、「療養機能強化型AとB」の区分を新設した。

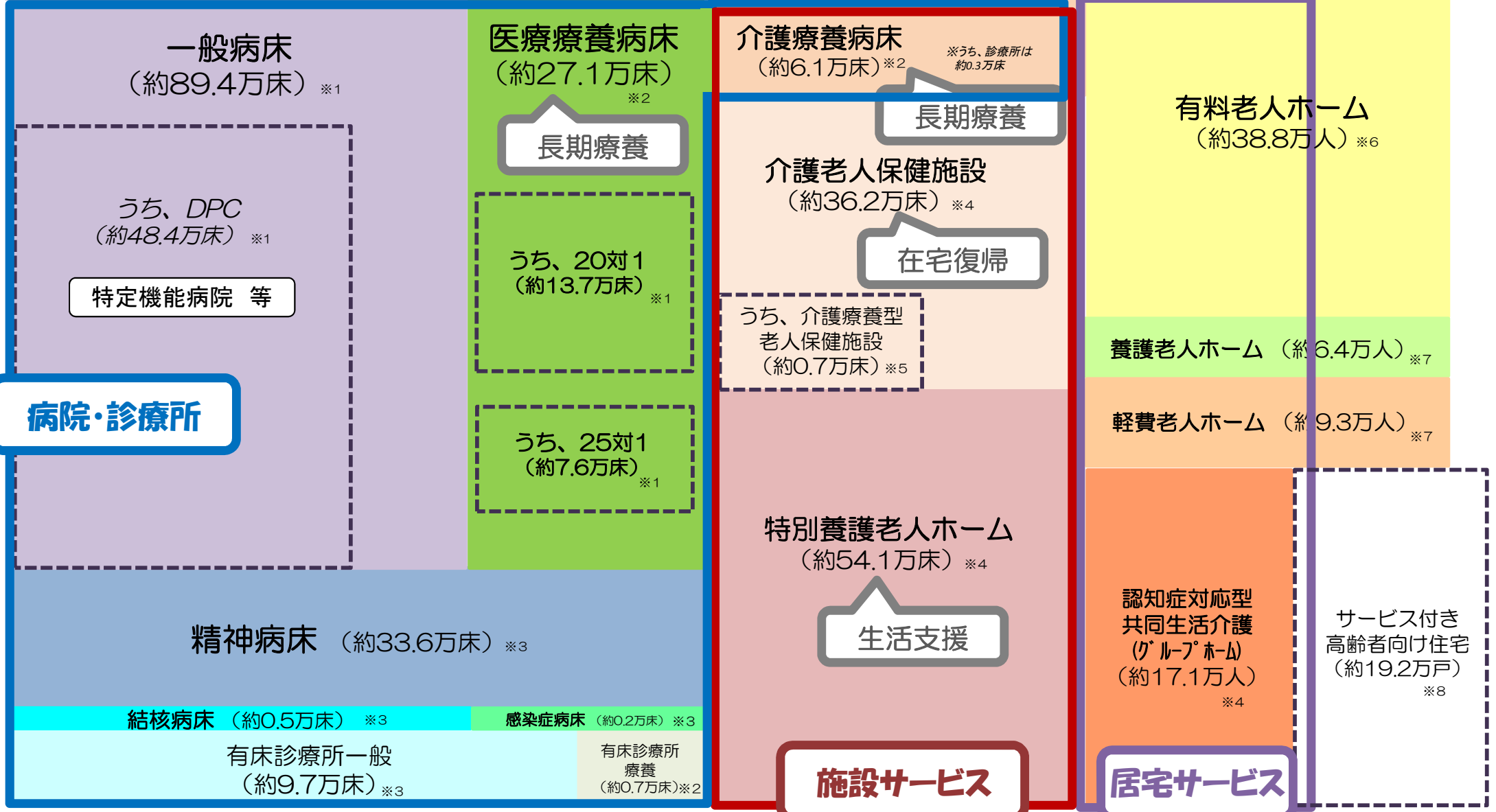
		療養機能強化型	
		A	B
患者の 状態	重症度要件	✓ 「重篤な身体疾患を有する者」と「身体合併症を有する認知症高齢者」が、 <u>一定割合以上であること</u>	
	医療処置 要件	✓ 喀痰吸引、経管栄養又はインスリン注射を実施された者が、 <u>一定割合以上であること</u>	
	ターミナル ケア要件	✓ ターミナルケアを受けている患者が、 <u>一定割合以上いること</u>	
その他の要件		✓ <u>リハビリを随時行うこと</u> ✓ 住民相互や、入院患者と住民との間での交流など、地域の高齢者に 活動と参加の場を提供するよう努めること	
介護の人員配置		4対1	4対1～5対1

# 医療・介護サービス提供における全体像（イメージ）

第1回療養病床の在り方等に関する特別部会 資料

## 医療保険

## 介護保険



※1 施設基準届出(平成26年7月1日)

※2 病院報告(平成27年8月分概数)

※3 医療施設動態調査(平成27年10月末概数)

※4 介護サービス施設・事業所調査(平成26年10月1日)

※5 介護保険総合データベース集計情報より老人保健課推計(平成25年6月分)

※6 老健局高齢者支援課調べ(平成26年7月1日)

※7 平成26年社会福祉施設等調査(平成26年10月1日)

※8 サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(平成27年12月)

## **2. 療養病床に関する基礎データ**

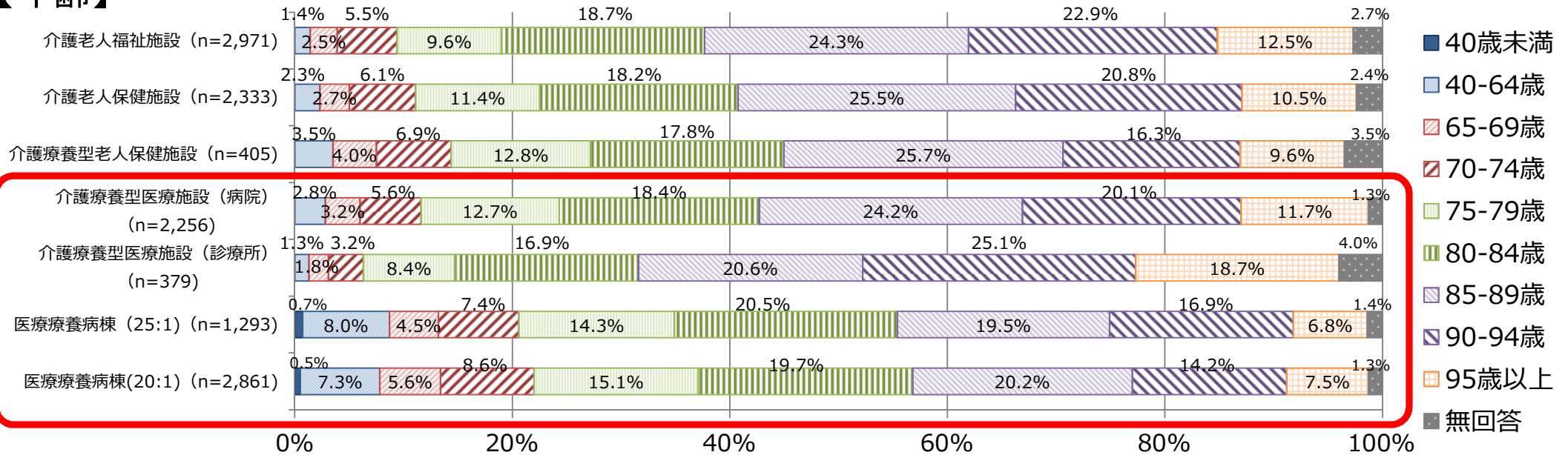
### **(2) 療養病床の利用者像など**

---

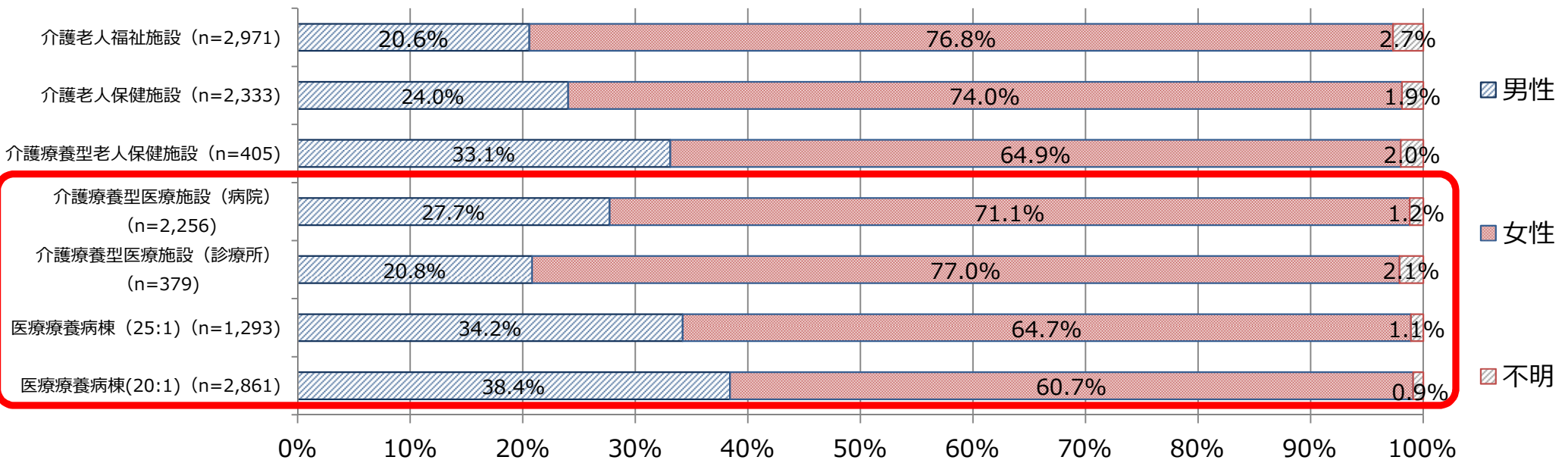
# 入院患者／入所者の年齢・性別

第1回療養病床の在り方等に関する特別部会 資料(一部修正)

## 【年齢】



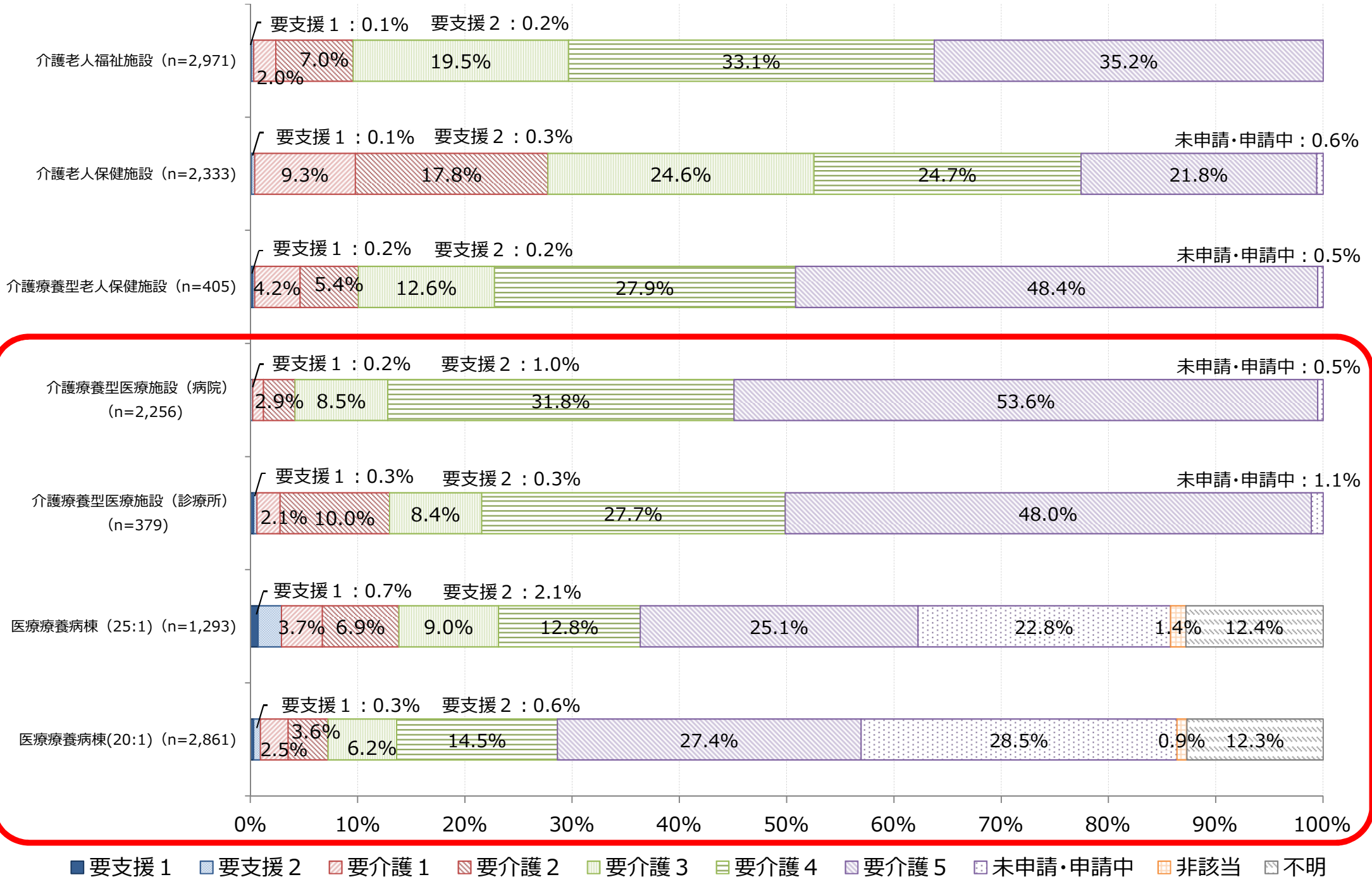
## 【性別】





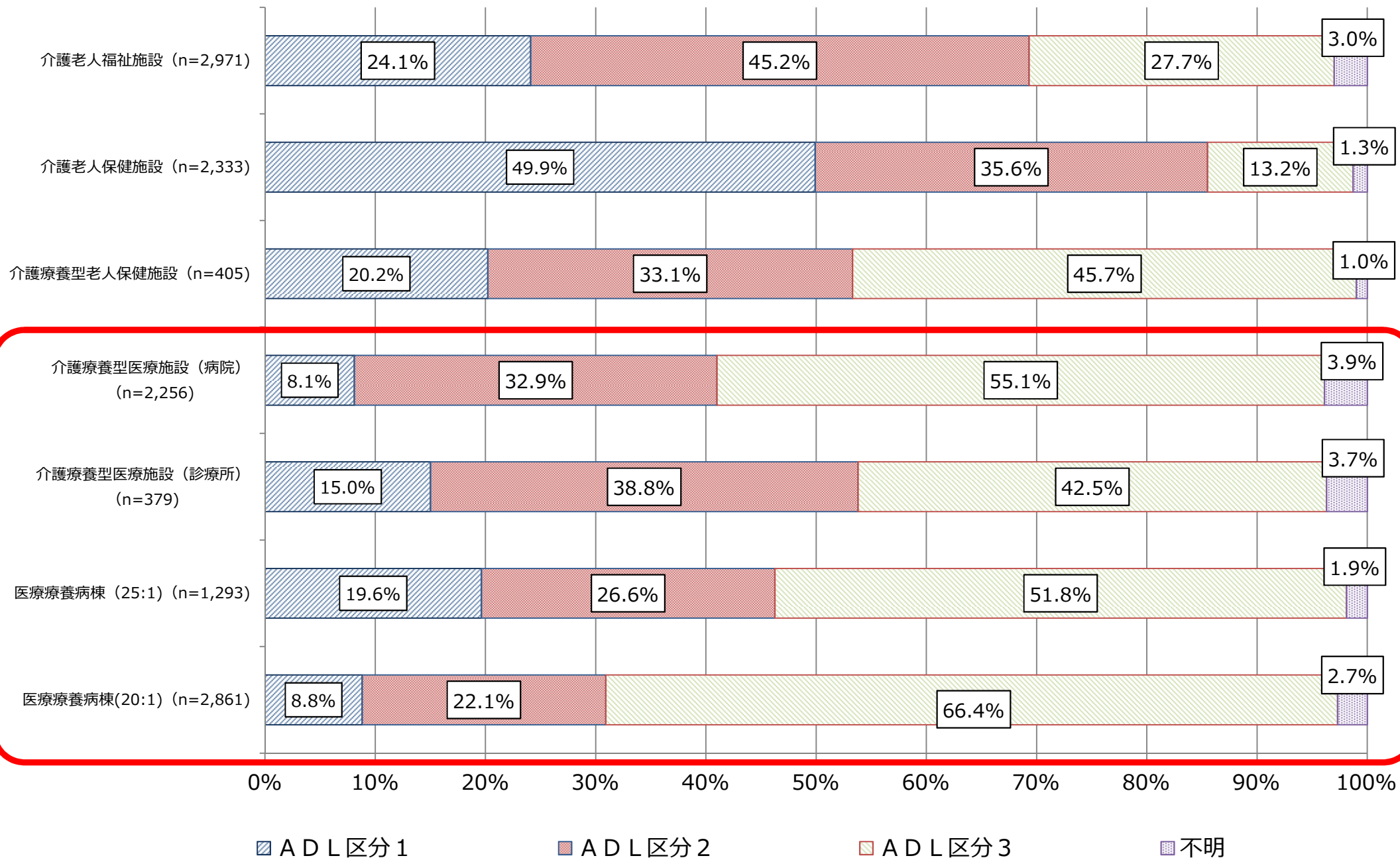
# 入院患者／入所者の要介護度

第1回療養病床の在り方等に関する特別部会 資料(一部修正)



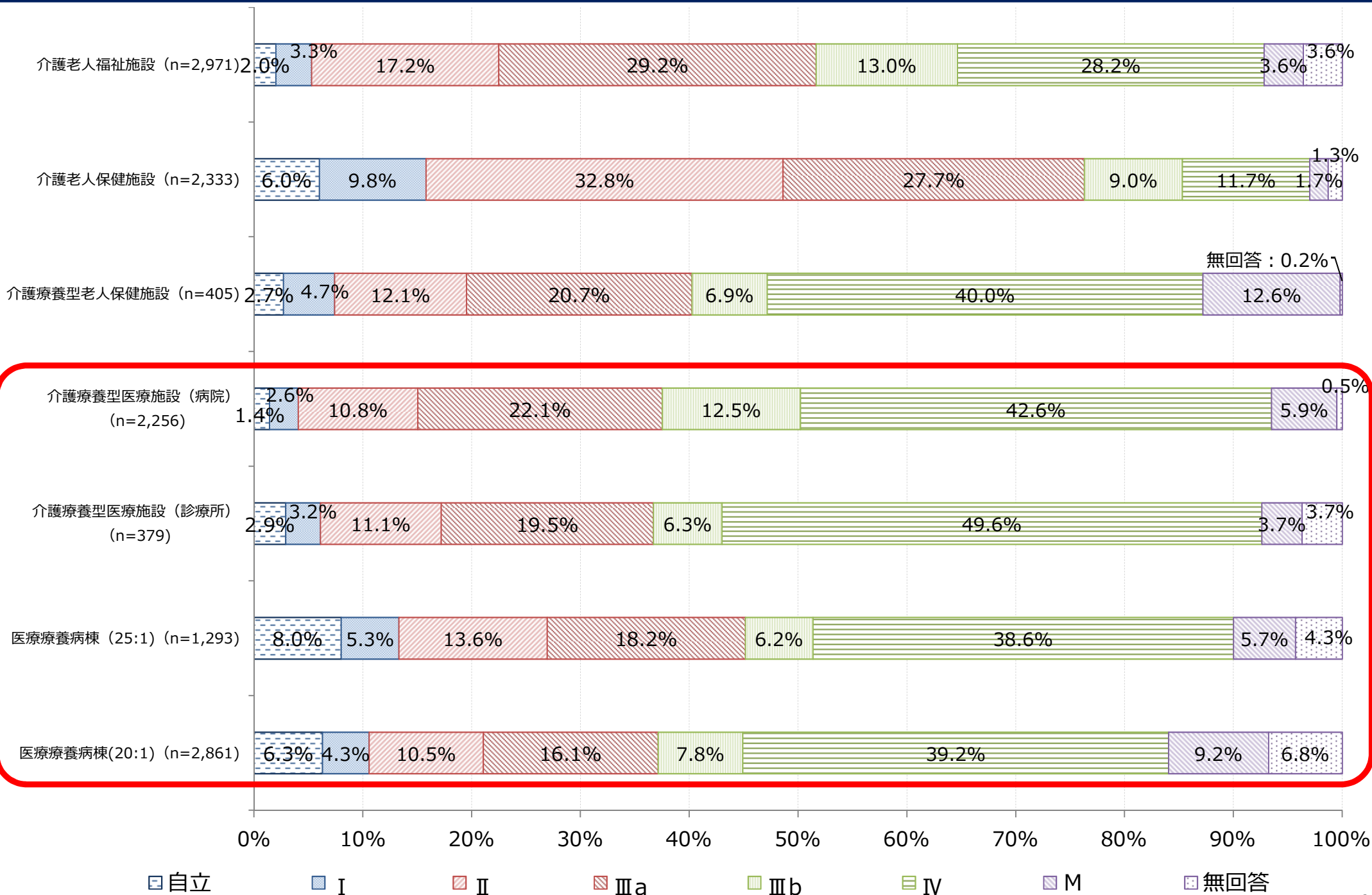
# 入院患者／入所者のADL区分

第1回療養病床の在り方等に関する特別部会 資料(一部修正)



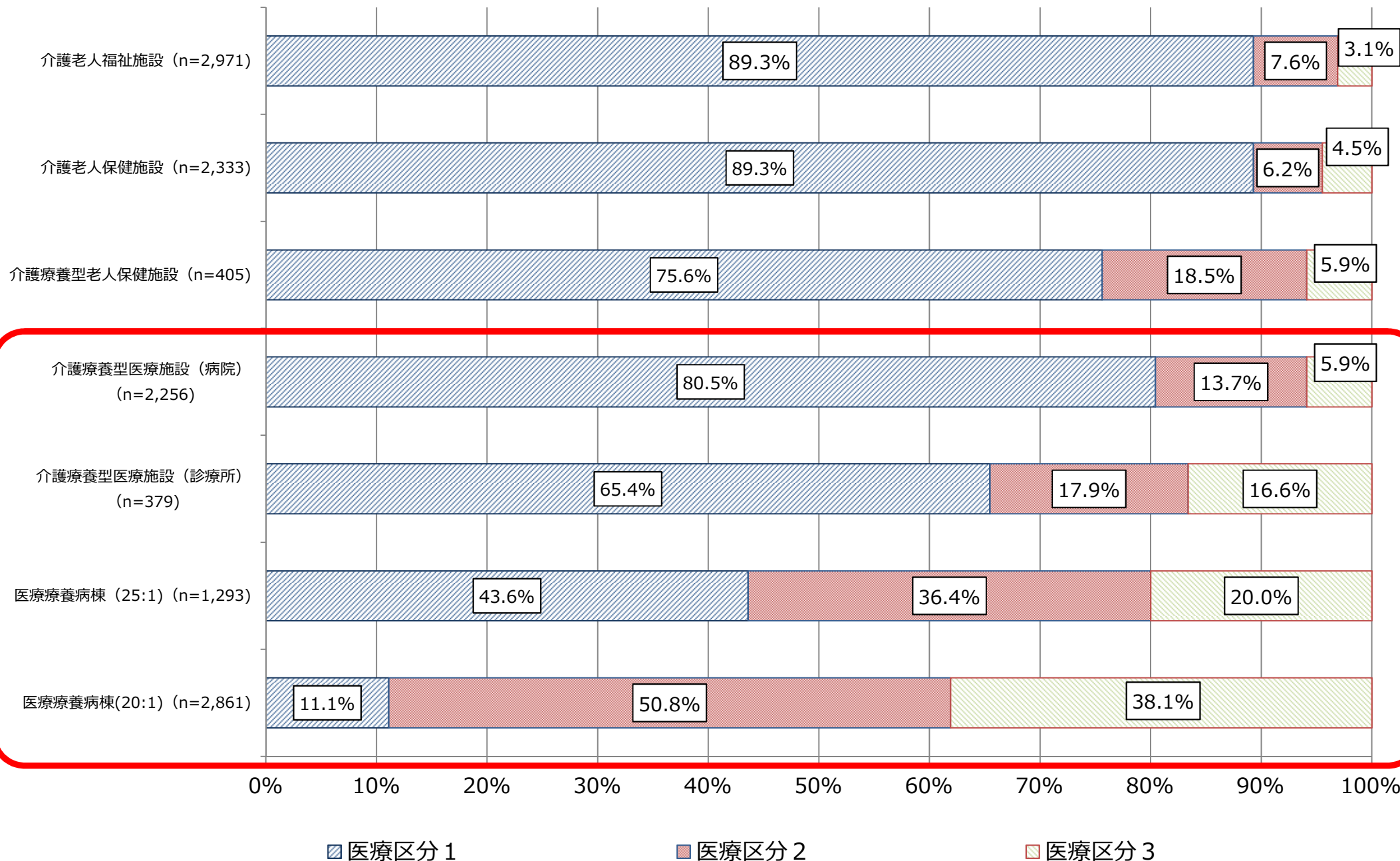
# 認知症高齢者の日常生活自立度

第1回療養病床の在り方等に関する特別部会 資料(一部修正)

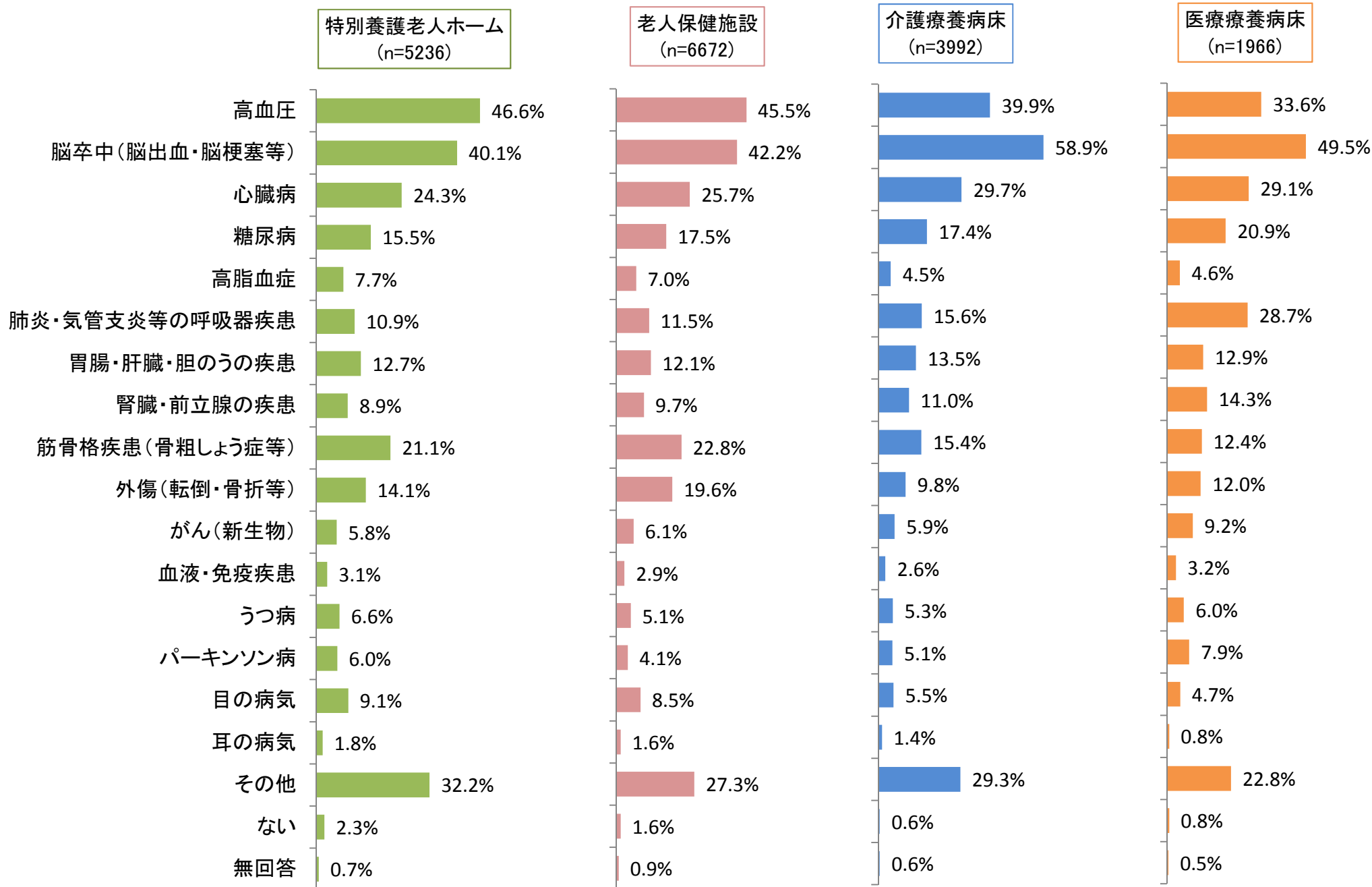


# 入院患者／入所者の医療区分

第1回療養病床の在り方等に関する特別部会 資料(一部修正)



# 有している傷病（複数回答）

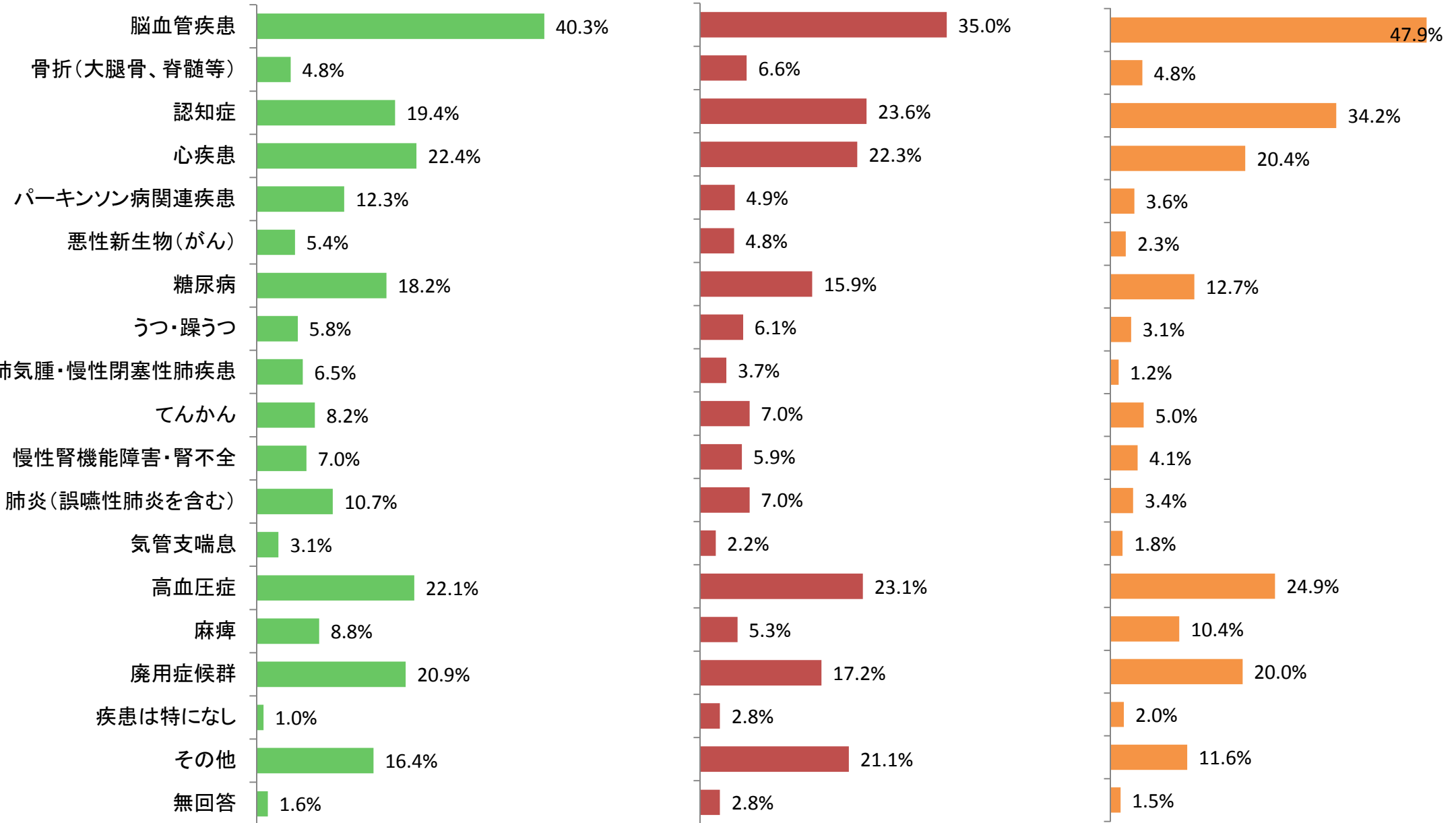


# 入院患者の傷病の状況

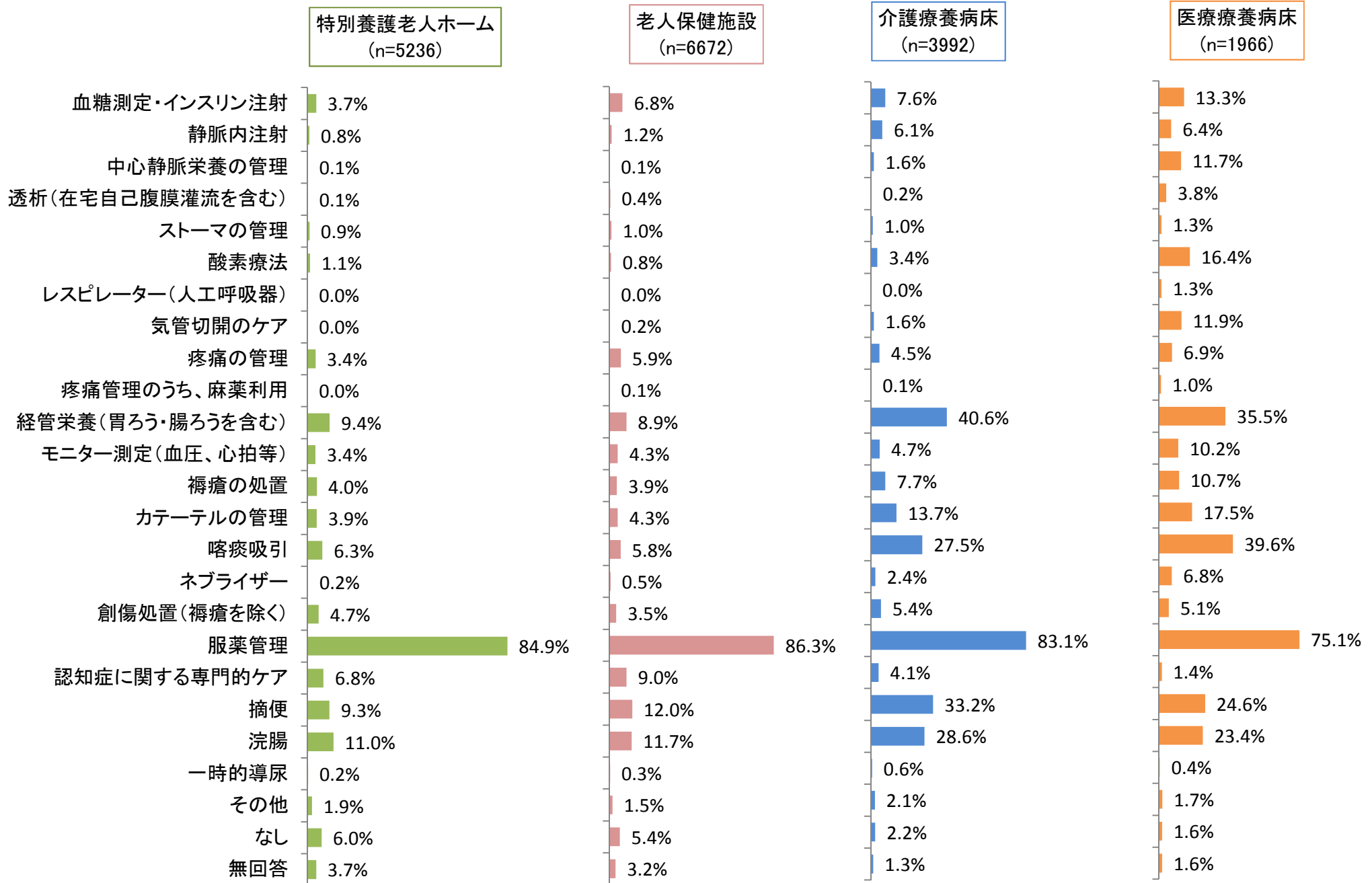
医療療養病棟 (20対1)  
(n=2,861)

医療療養病棟 (25対1)  
(n=1,293)

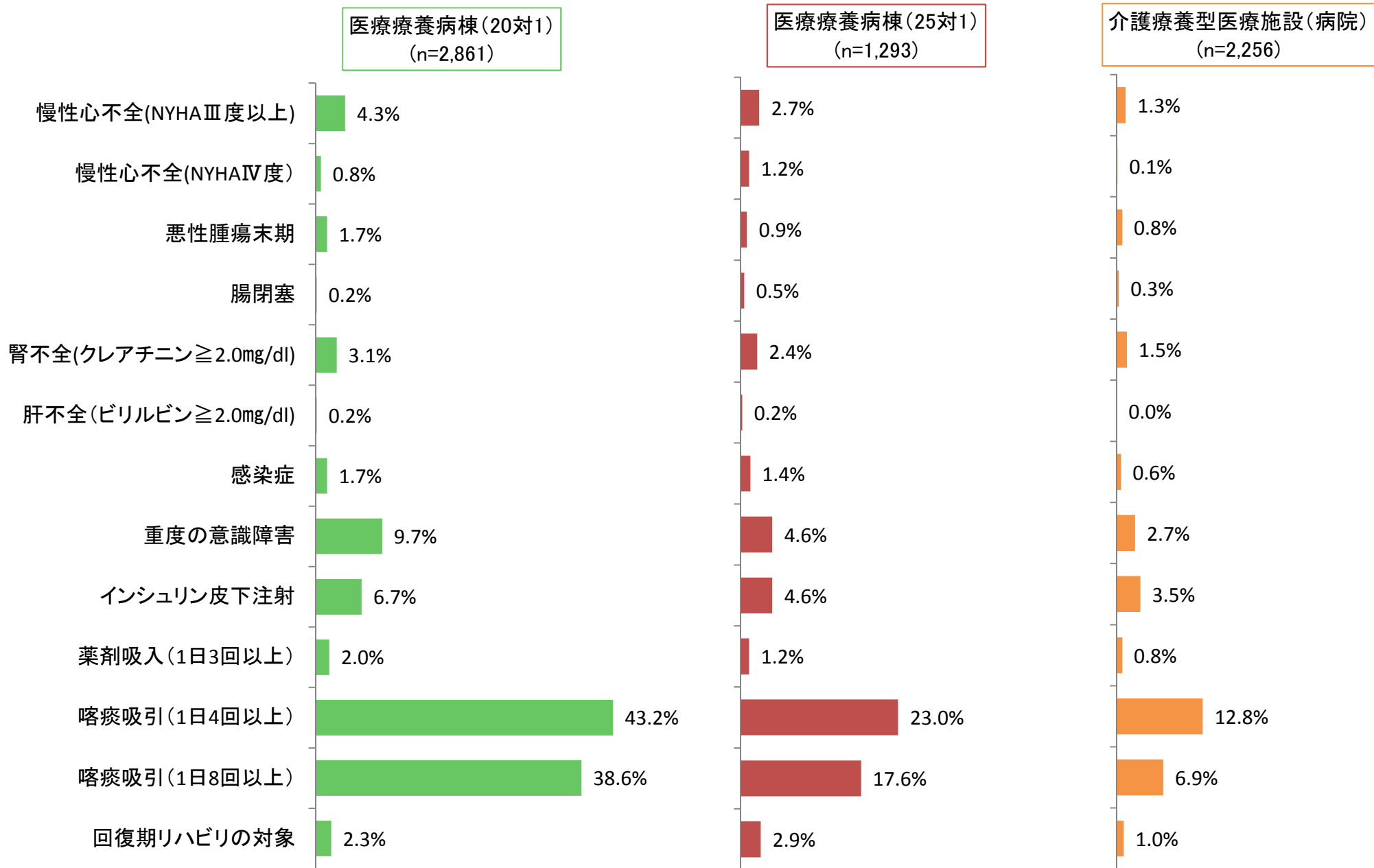
介護療養型医療施設(病院)  
(n=2,256)



# 現在受けている治療（複数回答）

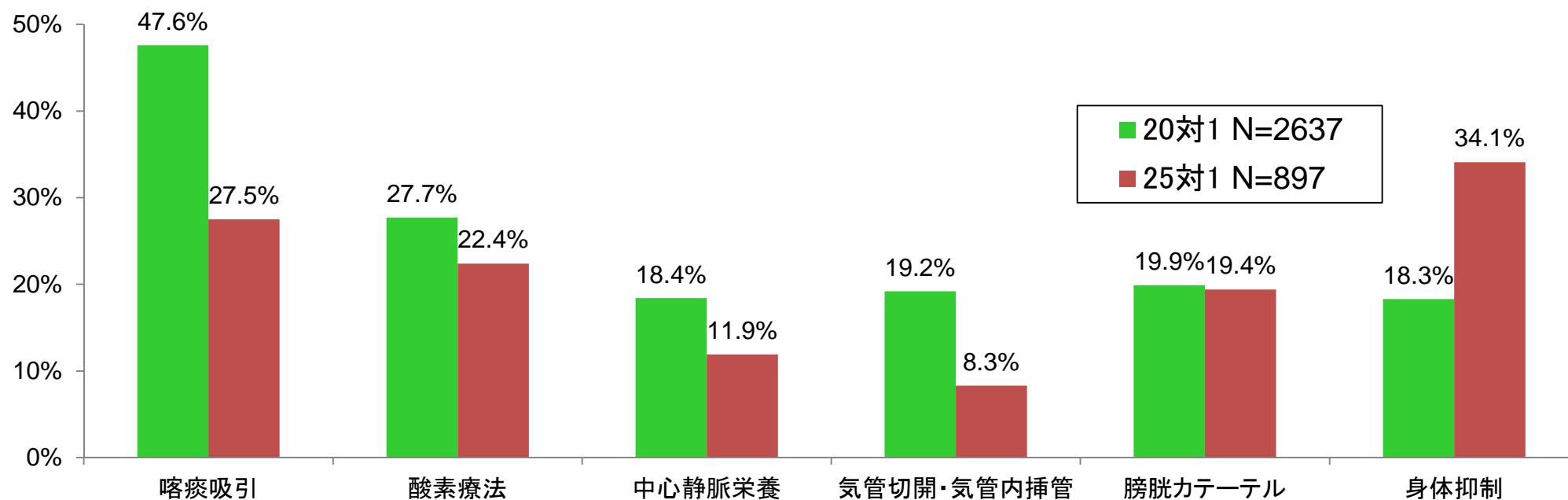
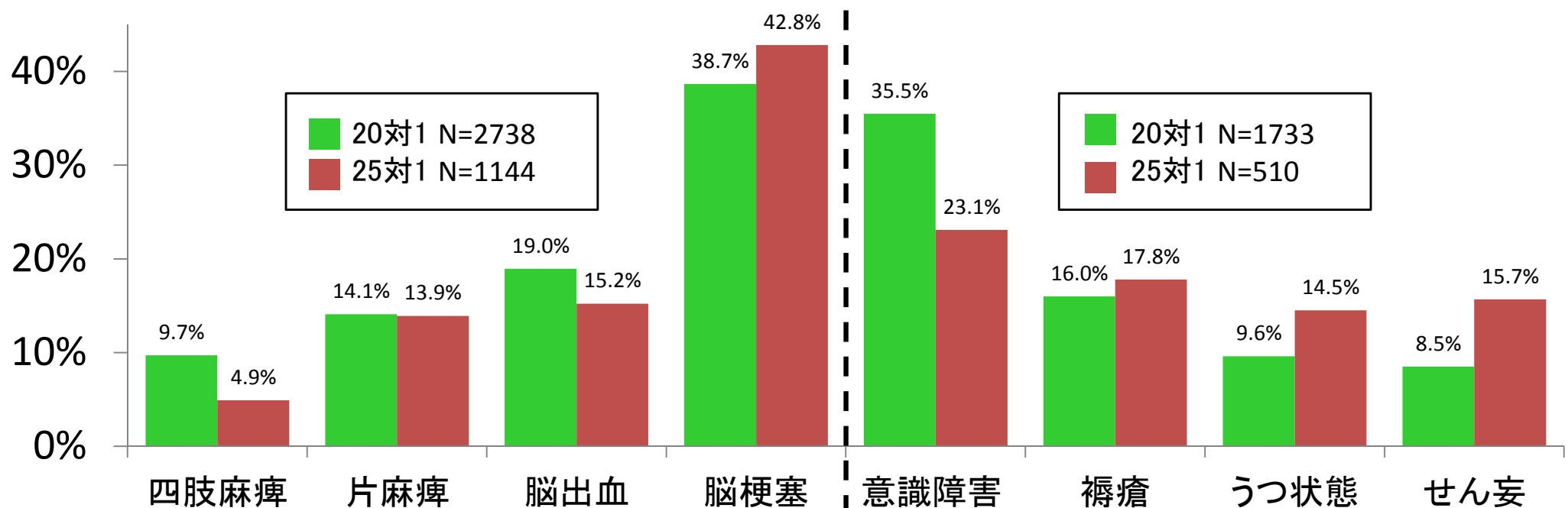


# 入院患者の治療の状況



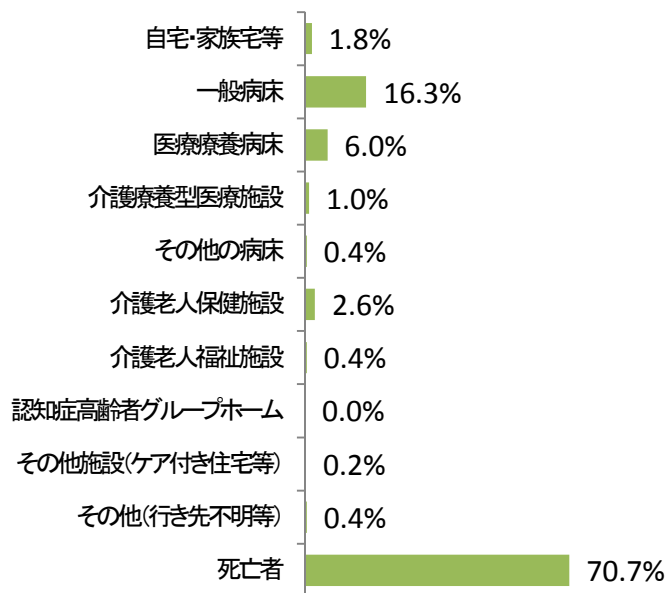


# 医療療養病棟の入院患者の病態と医療行為・処置

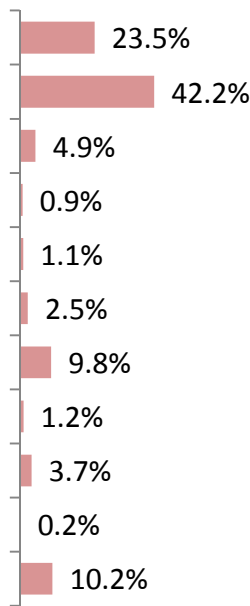


# 退院／退所後の行き先

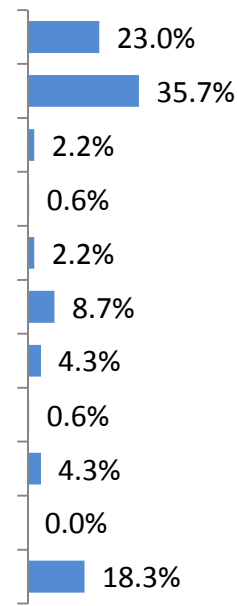
介護老人福祉施設(n=495)



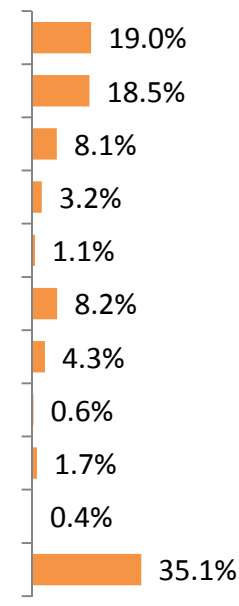
介護老人保健施設(n=1,882)



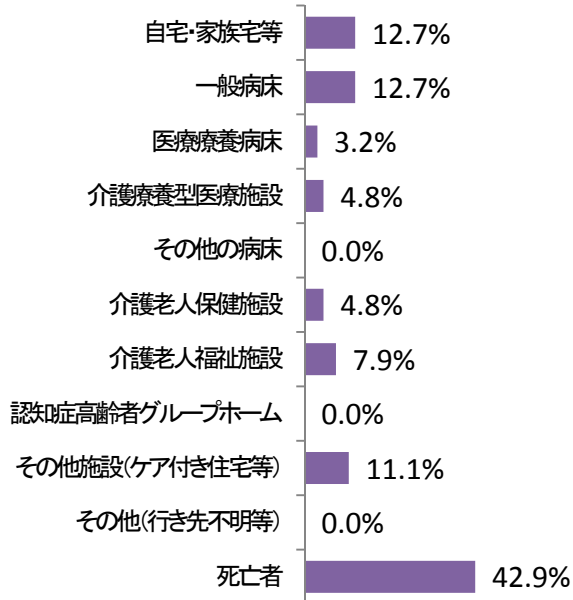
介護療養型老人保健施設(n=322)



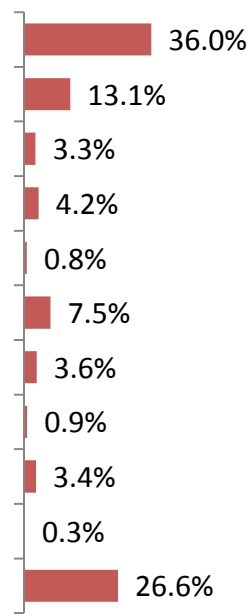
介護療養型医療施設(病院)(n=1,419)



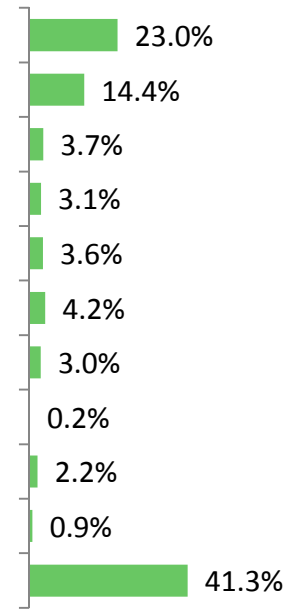
介護療養型医療施設(診療所)(n=63)



医療療養病棟(25対1)(n=2,285)



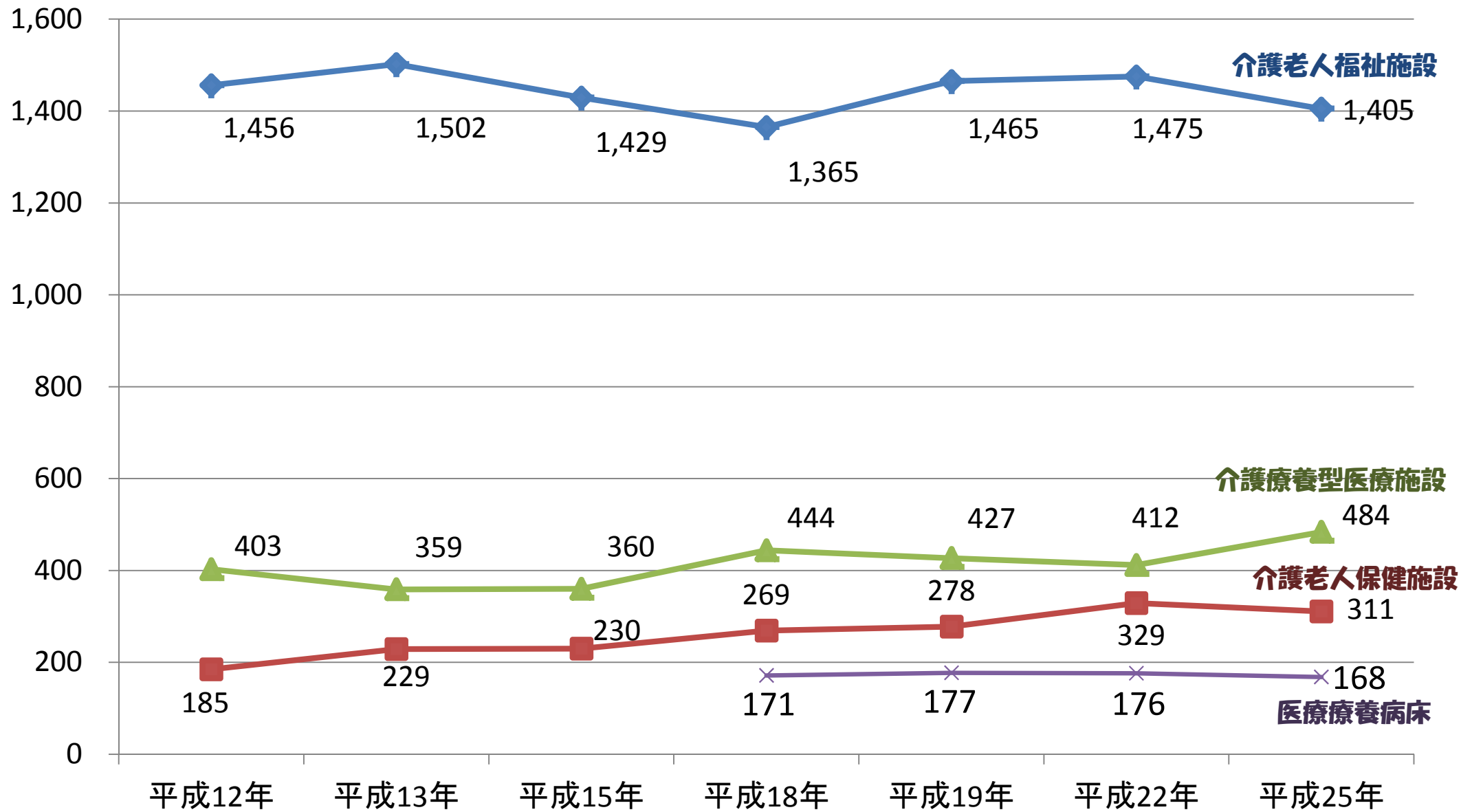
医療療養病棟(20対1)(n=3,411)



(出典)平成25年度老人保健事業推進費等補助金『医療ニーズを有する高齢者の実態に関する横断的な調査研究事業報告書(平成26年(2014年)3月)』(公益社団法人全日本病院協会)

# 平均在所・在院日数

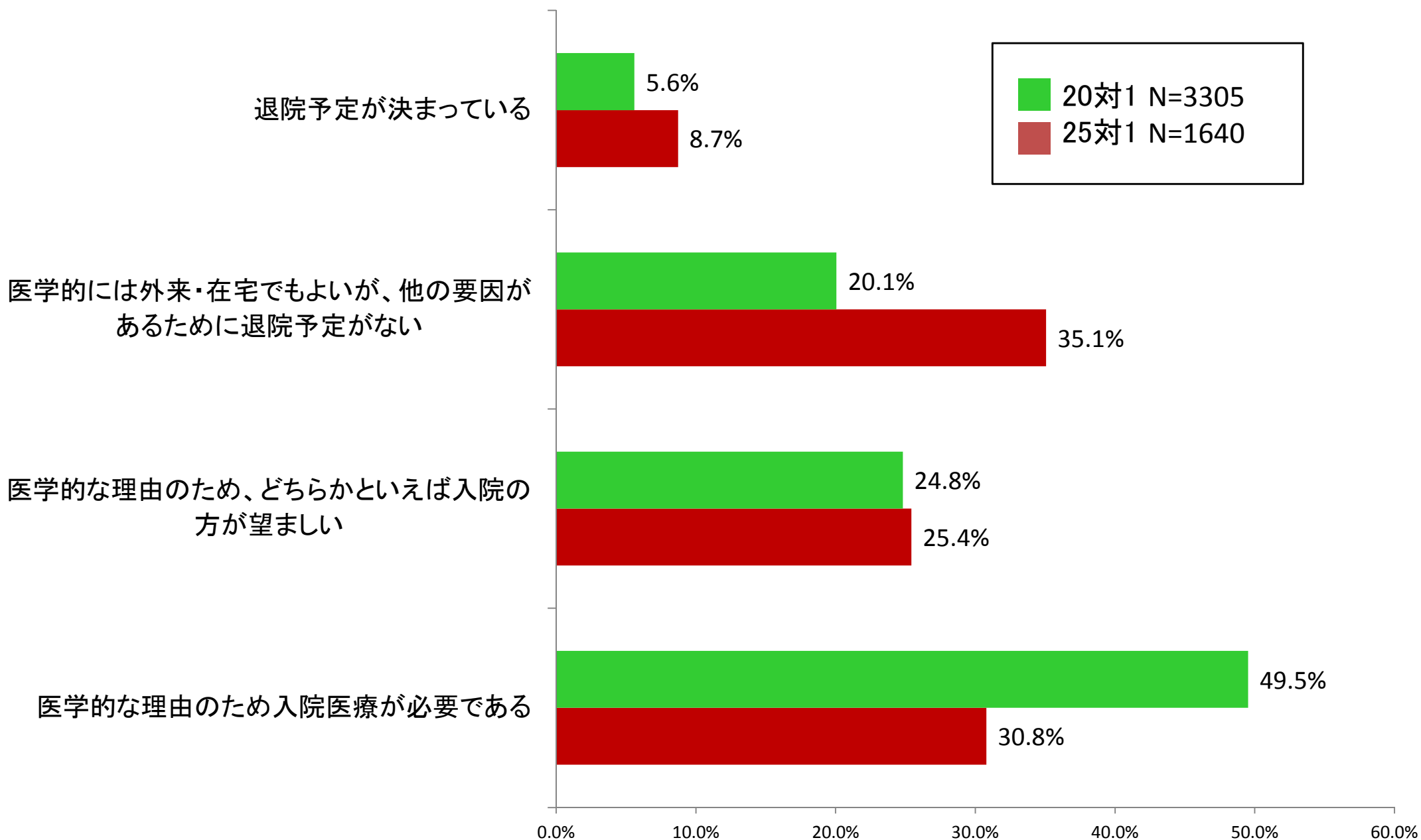
第1回療養病床の在り方等に関する特別部会 資料(一部修正)



注:平均在所日数の調査が行われた年度を記載。

出典:厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」, 病院報告(平成25年、平成22年、平成19年、平成18年)

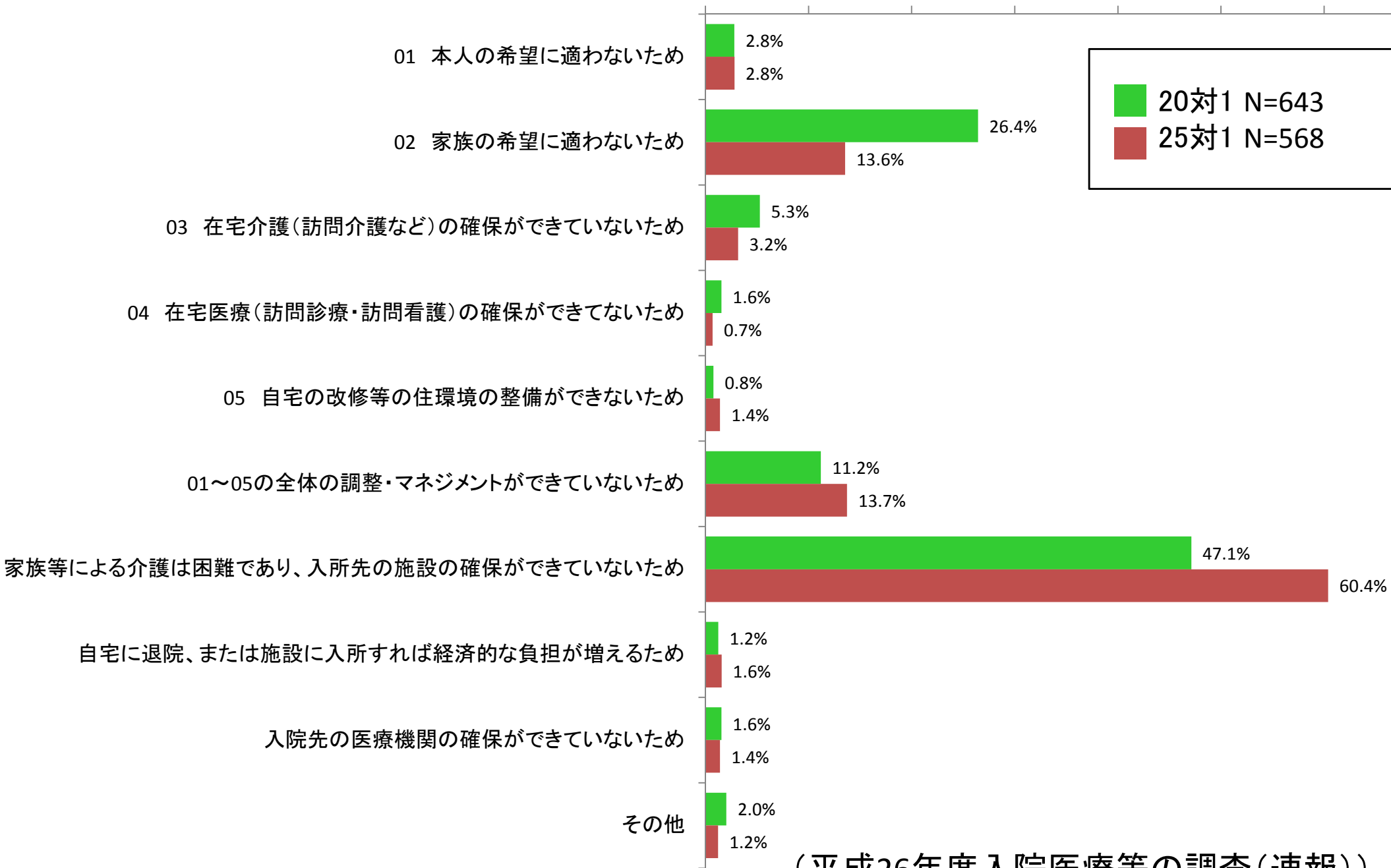
# 医療療養病棟の入院患者の入院継続の理由



(平成26年度入院医療等の調査(速報))

# 医療療養病棟の入院患者が退院できない理由

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70%



# 介護保険施設の室定員（定員数）の構成割合

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
個室	54.2%	19.0%	7.2%
2人室	8.8%	10.1%	12.2%
3人室	1.2%	2.7%	10.2%
4人室	35.6%	68.2%	70.2%
5人室以上	0.3%	-	0.2%

※ 介護老人福祉施設は、居室の一部に短期入所生活介護（ショートステイ）床を含まない施設のみを集計した。  
 ※ 「平成27年介護サービス施設・事業所調査」より老健局老人保健課作成。（いずれの施設も、平成27年10月1日現在の数字）

# 補足給付の認定者数と給付費

## (1) 認定者数 (平成26年度末)

<千人>

	合計	第1段階		第2段階		第3段階	
合計	<b>1,186</b>	79	7%	775	65%	332	28%
介護老人福祉施設	<b>334</b>	19	6%	232	69%	84	25%
介護老人保健施設	<b>171</b>	13	8%	112	65%	46	27%
介護療養型医療施設	<b>31</b>	3	9%	20	64%	8	27%
地域密着型老人福祉施設	<b>21</b>	0	2%	15	72%	6	27%
短期入所生活介護等	<b>628</b>	44	7%	396	63%	188	30%

## (2) 給付費 (平成26年度)

<百万円>

食費	<b>243,008</b>
介護老人福祉施設	132,191
介護老人保健施設	68,394
介護療養型医療施設	12,379
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	10,523
短期入所生活介護等	19,520
居住費 (滞在費)	<b>90,755</b>
介護老人福祉施設	55,490
介護老人保健施設	12,989
介護療養型医療施設	919
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	10,819
短期入所生活介護等	10,538
合計	<b>333,763</b>

(注) 認定者数は、境界層認定の関係で、食費に係る認定数と居住費に係る認定数に若干の相違があるが、表中の数字は食費に係る認定者数。

出典：平成26年度介護保険事業状況報告

## **2. 療養病床に関する基礎データ**

### **(3) 療養病床単独病院の状況**

---

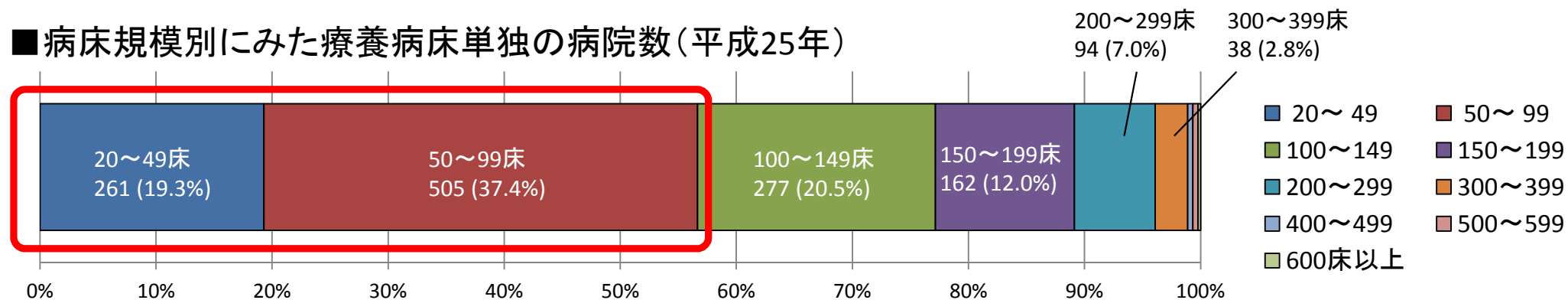


# 療養病床を有する病院の状況

## ■療養病床を有する病院数、病床数

	病院数			(参考) 病床数		
	総数	うち療養病床を有する病院 (総数に占める割合)	うち療養病床単独の病院 (総数に占める割合)	総病床	うち療養病床を有する病院の療養病床 (総数に占める割合)	うち療養病床単独の病院の療養病床 (総数に占める割合)
平成19年	8,862	4,135 (46.7%)	1,431 (16.1%)	1,620,173	343,400 (21.2%)	154,781 (9.6%)
平成22年	8,670	3,964 (45.7%)	1,366 (15.8%)	1,593,354	332,986 (20.9%)	149,237 (9.4%)
平成25年	8,540	3,873 (45.4%)	1,352 (15.8%)	1,573,772	328,195 (20.9%)	144,809 (9.2%)

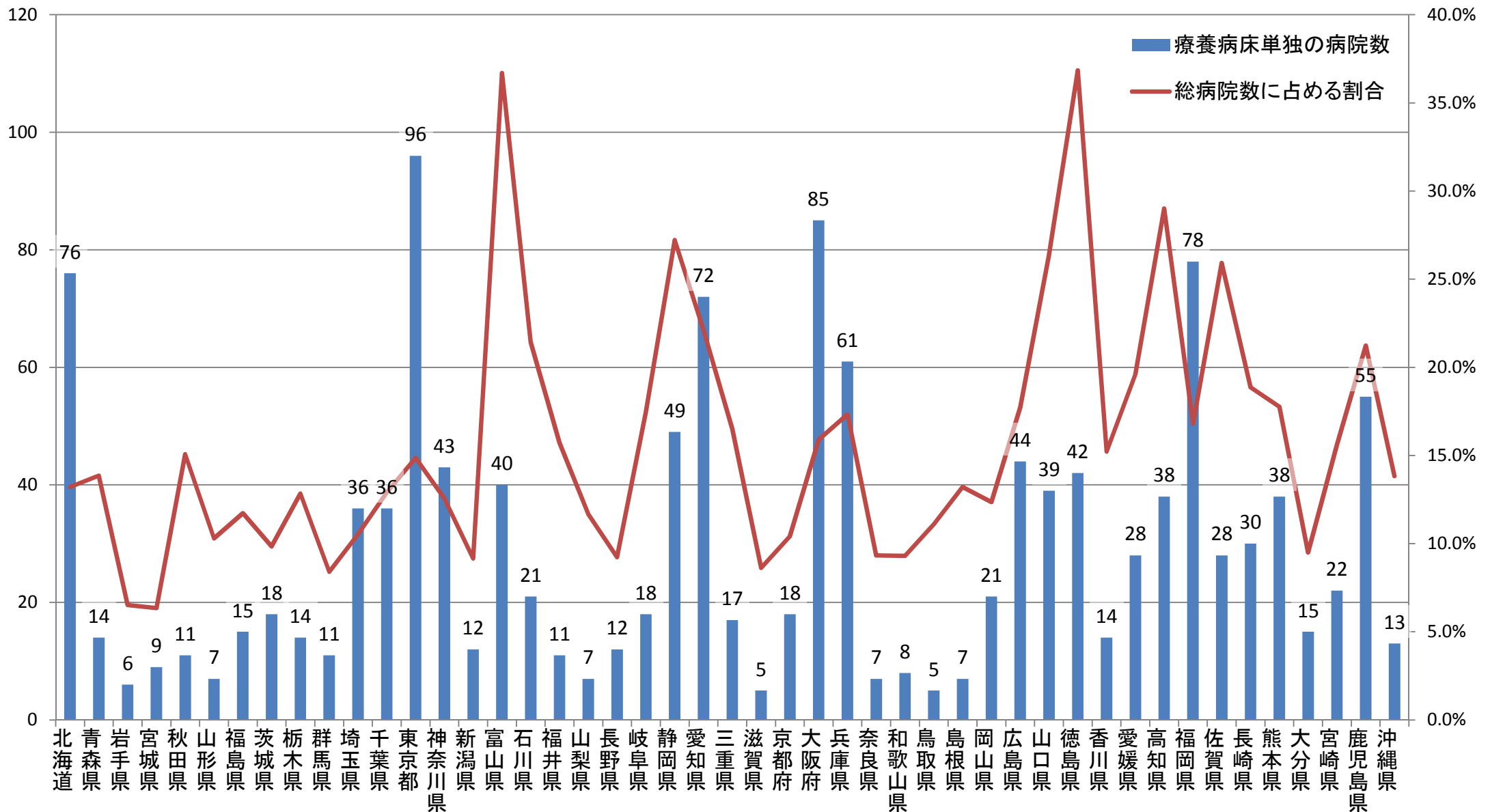
## ■病床規模別にみた療養病床単独の病院数(平成25年)



病床規模	20~49	50~99	100~149	150~199	200~299	300~399	400~499	500~599	600床以上	総数
療養病床単独病院数	261	505	277	162	94	38	6	6	3	1,352
構成比	19.3%	37.4%	20.5%	12.0%	7.0%	2.8%	0.4%	0.4%	0.2%	100.0%
構成比(累積)	19.3%	56.7%	77.1%	89.1%	96.1%	98.9%	99.3%	99.8%	100.0%	-

出典:平成19、22、25年医療施設調査(厚生労働省)

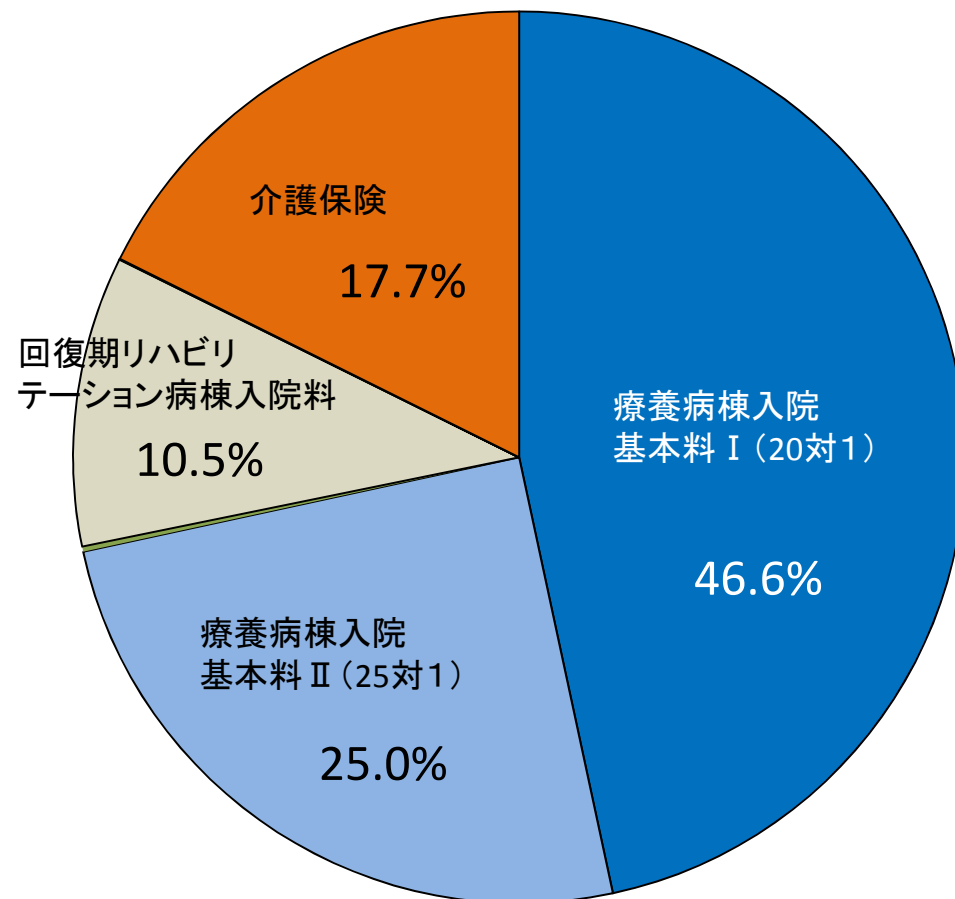
# 療養病床単独病院の状況（都道府県別）



出典：平成25年医療施設調査(厚生労働省)

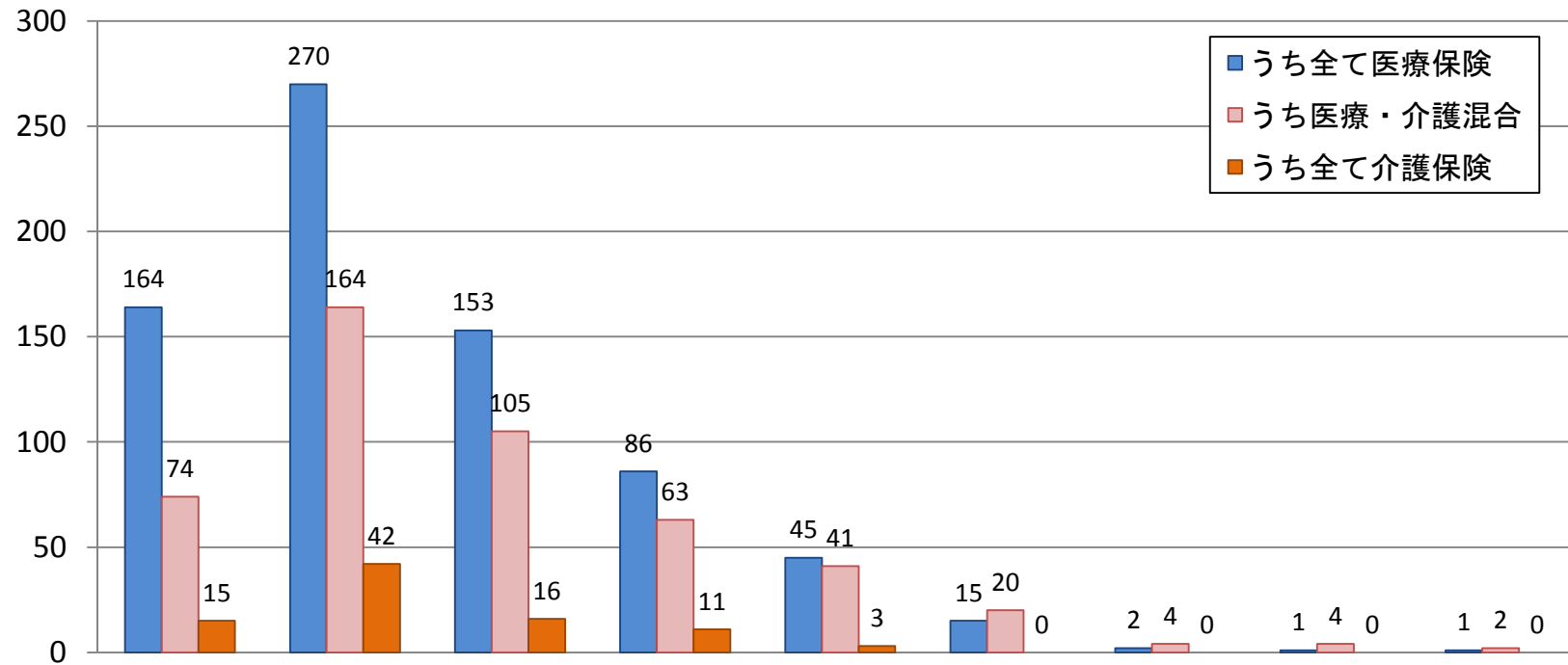
# 療養病床単独病院における医療保険・介護保険適用の状況

入院料	病床数	構成比
医療保険適用	114,864	82.3%
療養病棟入院基本料計	100,139	71.8%
療養病棟入院基本料Ⅰ（20対1）	65,035	46.6%
療養病棟入院基本料Ⅱ（25対1）	34,844	25.0%
特別入院基本料	260	0.2%
回復期リハビリテーション病棟入院料	14,681	10.5%
地域包括ケア病棟入院料	44	0.0%
介護保険適用	24,624	17.7%
計	139,488	100.0%



厚生労働省医政局調べ（平成26年度病床機能報告データ等より作成）

# 療養病床単独病院における医療保険・介護保険適用の状況 (病床規模別)

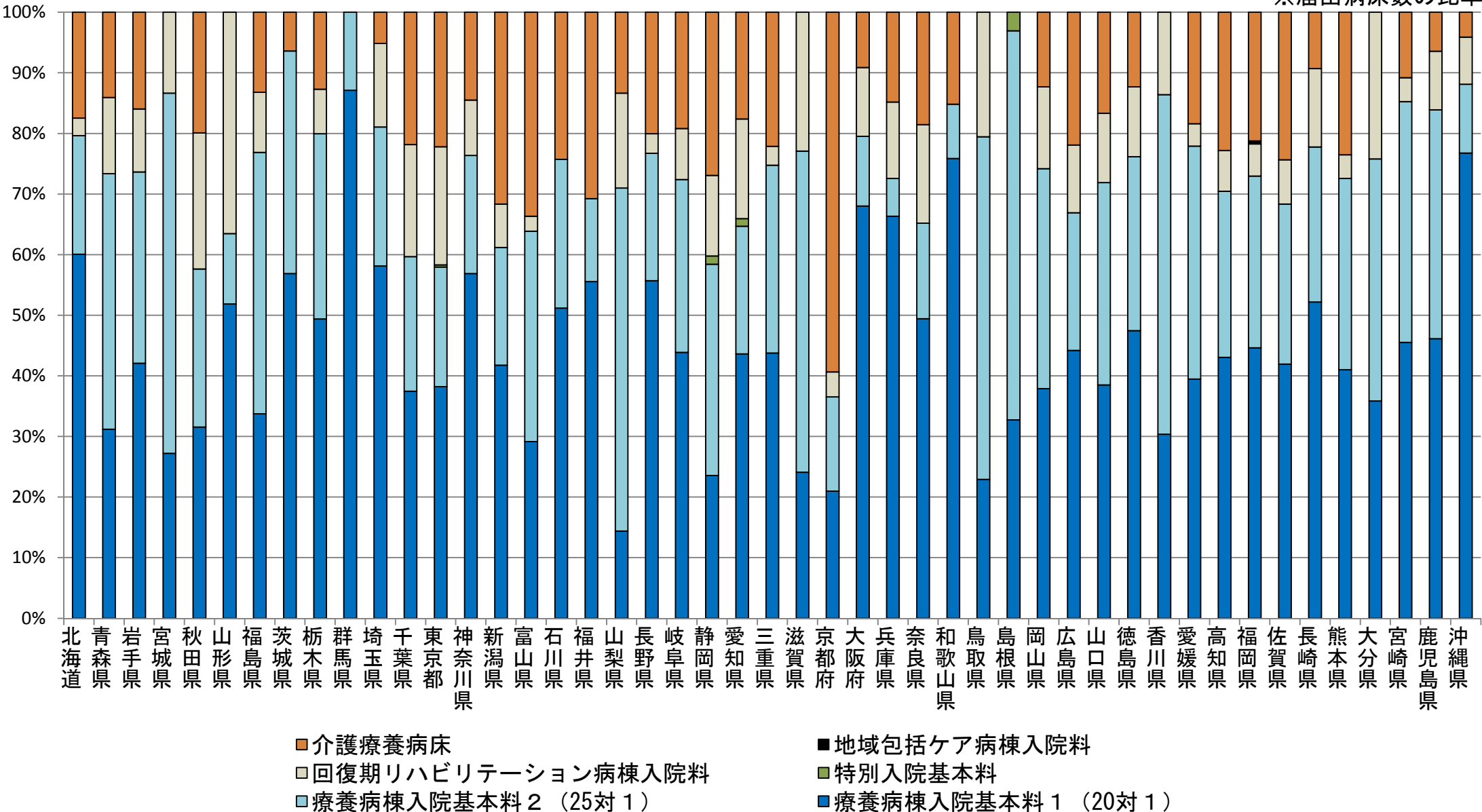


病床規模	20～49	50～99	100～149	150～199	200～299	300～399	400～499	500～599	600床以上	計
療養病床単独病院数	253	476	274	160	89	35	6	5	3	1,301 (100.0%)
全て医療保険	164	270	153	86	45	15	2	1	1	737 (56.3%)
医療・介護双方	74	164	105	63	41	20	4	4	2	477 (36.7%)
全て介護保険	15	42	16	11	3	0	0	0	0	87 (7.0%)

厚生労働省医政局調べ(平成26年度病床機能報告データ等より作成)

# 療養病床単独病院における医療保険・介護保険適用の状況 (都道府県別)

※届出病床数の比率



厚生労働省医政局調べ(平成26年度病床機能報告データ等より作成)

# 医療療養病床の『20対1』と『25対1』について

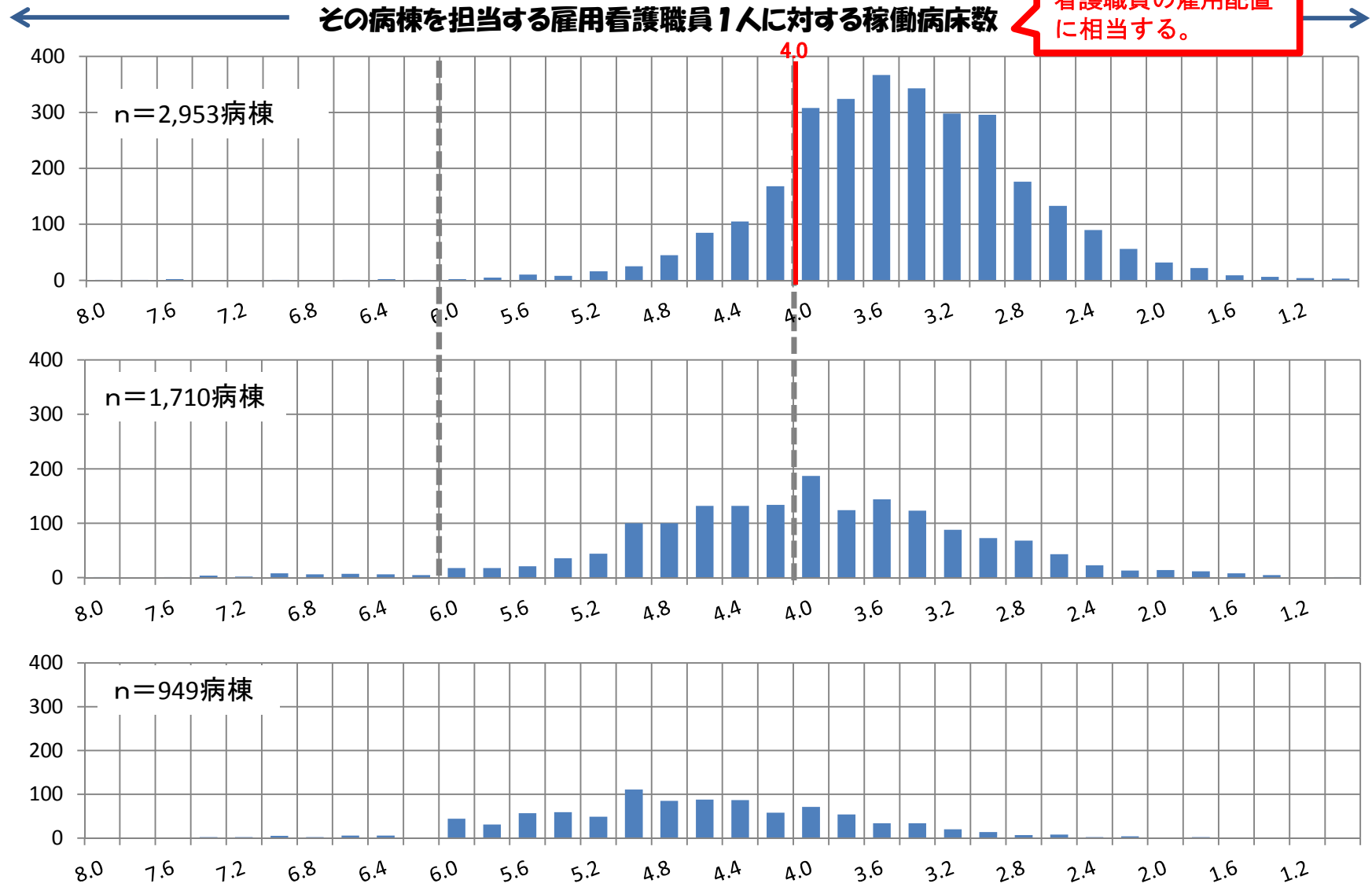
- ◎ 医療療養病床については、2つの診療報酬上の評価基準がある。
- ◎ 看護職員の配置がより手厚いほうの基準を満たすと『医療療養病床20対1』に、もう一方の基準を満たすと『医療療養病床25対1』に該当する。
- ◎ 『20（25）対1』は『入院患者20（25）人に対して看護職員1人』という意味。

		医療療養病床 20対1		医療療養病床 25対1
人員	医師	48対1(3人以上)	同じ ↔	48対1(3人以上)
	看護師及び 准看護師	<u>20対1</u>		<u>25対1</u>
	看護補助者	<u>20対1</u>		<u>25対1</u>
施設基準		6.4㎡以上	同じ ↔	6.4㎡以上
該当する病床数		約13.7万床 (※1)		約7.6万床 (※1)
患者要件		医療の必要度の高い者 (医療区分2・3)が <u>8割以上</u>		医療の必要度の高い者 (医療区分2・3)が <u>5割以上</u> (平成29年度末まで経過措置あり)

(※1) 施設基準届出 (平成26年7月1日現在)

# 看護職員 1 人あたり稼働病床数別の病棟の分布 (療養病床を有する病院)

概ね、病棟における看護職員の雇用配置に相当する。



厚生労働省医政局調べ(平成26年度病床機能報告データ等より作成)

(注) 医療法上の職員数の標準は施設単位(病床種別ごとの必要数の和)で算出することとされているが、上記データは病棟単位で算出しており、病棟間で職員数の傾斜配置を行っている場合には、標準を下回る値が生じ得る。(診療報酬上の職員数の基準は病棟単位で算出するが、同一種別の病棟間での職員の傾斜配置が可能)

また、職員数の標準は入院患者数に基づき算出することとされているが、上記データは稼働病床に基づき算出しており、稼働病床数より患者数が少ない場合には、標準を下回る値が生じ得る。

## 療養病床の在り方等に関する主な論点

1. 介護療養型医療施設及び医療療養病床(医療法施行規則の人員配置標準の特例の対象となっているもの)(以下、「介護療養病床等」という。)の在り方等については、
  - ・ 介護療養病床等の設置期限の再延長を、第一選択肢として議論すべき、といった意見と、
  - ・ 介護療養病床は、法律上、既に廃止されていること等を踏まえて議論する必要がある、といった意見があるが、どのように考えるか。
  
2. 介護療養病床等の受け皿となる新たな施設を創設する場合、次の点をどのように考えるか。
  - (1)新たな施設の基本的性格(財源を含む。)
  - (2)人員配置
  - (3)施設基準
  - (4)低所得者への配慮 等

(参照:療養病床の在り方等に関する検討会 選択肢の整理案)
  
3. 新たな施設を創設し、介護療養病床等の転換を促していく場合、経過措置について、どのように考えるか。
  - (1)新たな施設を創設する場合、転換に当たっての経過期間が必要と考えられるが、どの程度を想定すべきか
  - (2)その他の転換支援を含む経過措置についてどのように考えるか
  
4. それ以外に、次のような論点について、どのように考えるか。
  - ・ 現行の療養病床の転換以外に新設も認めるかどうか 等



## これまでの主な御意見 (検討会での御意見を含む。)

※ これまでにいただいた御意見について、事務局の責任において整理したもの。

### 1. 検討の進め方について

- 介護療養病床の存続、廃止期限の再延長を第1選択肢として検討すべき。この問題は解決済みの話ではなく、この部会で説明して議論すべき。
- 介護療養病床が廃止されていることは、法律上の前提。再延長するには相当の理由が必要であり、再延長を前提にしながら議論するのは不適。

### 2. 人員配置基準について

- 人員基準等を削減することがあれば被害を受けるのは利用者。人員削減は行うべきではない。
- 介護療養病床の療養機能強化型A相当の機能は、必ず存続させる必要。
- 看取りの段階で医師の関与は、しっかりしておくべき。そのためには、最低基準の病院機能が必要。
- 医師や看護職員、介護職員の配置については、併設の病院・診療所での医師や職員が柔軟に対応できるような報酬の設定が必要。
- 近隣医療機関との連携も含め、当直や24時間の医療対応及び看取りが可能な体制にすべき。過疎地域では当直体制を組むのも困難。

### 3. 施設基準について

- 特養・老健等はユニット・個室になっており、患者負担が高い。低年金の

方は入るところがなく、療養病床でいるのが一番安い。こうした点を考慮しても、6.4 m<sup>2</sup>の4人部屋はそのまま継続すべき。

- 『住まい』としてずっと入院・入所されている方の療養環境を守っていくという観点も必要。海外では、家具を個室に持ち込む等して、できるだけ自分の暮らしを大切にしているところもある。
- 長期療養してそこで亡くなる、看取りをすると考えると、個室が基本であるべき。ただし、建替えまでは現行のものを認めるということが妥当。
- できるだけ、既存施設が、そのまま活用できるようにすべき。新たに共用部分を作ったり、個室にしたりすることになれば、転換は難しい。
- 広さの問題や多床室を認めるかどうかなどの経過措置の部分は転換だけに限るべき。

#### **4. 財源の在り方について**

- 介護費用は、介護保険から、医療提供は、医療保険から支給することを検討すべき。
- 財源は、サービス行為に着目するのが望ましく、医療サービスなら診療報酬、介護サービスなら介護報酬であるべき。

#### **5. 低所得者への配慮について**

- 医療や介護は、マクロでどのように効率的な再分配制度とするかが大事。低所得者対策もその中の1つの要素であって、新制度の障害ではない。
- 新たな類型は、低所得者の受け皿となることが考えられるため、補足給付を認めることが必要。
- 低所得者への配慮は当然なされるべきだが、経済力のある高齢者にはしかるべき負担をしていただくべき。

## **6. 制度検討に際してのその他の留意事項**

- 新類型については、新設を認めるべき。また、転換型老健(介護療養型老人保健施設)の新類型への転換を認めることも検討すべき。
- 新類型は、療養病床からの転換を最優先に考えるべき。
- 平成 30 年度から新しい仕組みを導入していく場合に、現場の混乱を避ける意味でなんらかの経過措置が求められる。
- 地域医療構想や介護保険事業計画と療養病床の関係を整理することが重要。
- 新たな類型は、転換する場合に限定して、利用者のニーズと経営者の意向を反映した現実的な形にすることが必須。
- 医療を外から提供する住まいの併設は魅力的な類型であるため、転換に限ることはない。
- 介護療養型老人保健施設の扱いをどうするのかを議論すべき。
- 経過措置を設ける場合、建替えまでとすることが必須。
- 療養病床からの転換類型が、介護保険事業支援計画や医療計画で規制されないようにしなければならない。

平成28年10月5日	第3回社会保障審議会 療養病床の在り方等に関する特別部会	委員提出資料
------------	---------------------------------	--------

介護療養型医療施設の廃止が法律で決まっていることを国民は知らない。廃止後の受け皿となる施設が、かつての転換型介護療養型医療施設に似たようなものであるならば、介護と医療を同時に必要とする「医療介護難民」がかなり出現するであろうことは必至。これは国民にとって不幸である。

前回の介護報酬の改訂で、必要とされる機能を満たした介護療養型医療施設については、機能強化型A、Bという類型を創設して評価したばかりである。

介護療養型医療施設のサービスと同等の内容を無理に在宅で実施しようとするれば、介護保険、医療保険のサービスを使って、月80万円位の額となることは知られている。

また、実際に介護療養型医療施設の減少に伴い、「胃ろうアパート」と称されるような悪徳事業者は、利用者を食物にするだけでなく、介護報酬と診療報酬とから莫大な利益を引き出し、保険財政を悪化させている。

介護療養型医療施設のコストは安い。自施設内でケアと治療を同時に行い、ターミナルまで完結させることができる。そして、かつて問題となった社会的入院はもはやない。にもかかわらず、介護療養型医療施設がどうして今、廃止されるのか、どう考えても理不尽である。

S県で活動しているある先生の話から。

地方行政はこの地区では600床位の介護療養型医療施設があり、ちょうどよいバランスになっている。

そこに、新しく特別養護老人ホームが1000床出来た。しかし、看取りの時に高機能病院へ転送する。そこでのコストは15万/日。7日間入院すると100万。その後亜急性期に入院する。こういう流れが患者、家族にとって本当に幸福かどうか。

#### 当院の事例

TAさん。進行性核上性麻痺。PPSE（パーキンソンに似た疾患）。発症後4・5年。H26年1月当院入院。ADL障害。嚥下機能低下。幻覚妄想あり不安が強くなる。自宅での療養困難という理由で当院に。前病院では車椅子ベルト、胴抑制をされていた。

入院の際に抑制は解除。精神症状については活発、意思の疎通は悪く大声を出しながら歩き回るなど。転倒リスクは非常に高度な状態が続く。徘徊時にはマンツーマンで付き添うなどして対応。時に37度台の原因不明の微熱があり、速やかに解熱を図るなどして対応する。嚥下障害はみられるが経口摂取を継続してきた。

#### 「特別養護老人ホーム入所の希望」

ご家族からは状態が安定したら特養入所の希望が出されていたが、不意の立ち上がりや徘徊に見られ、進行性疾患のため歩行状態もおちつつありその分不安定さが増し、付き添いながらの歩行が続いている、一方頻繁な大声がみられ精神状況が落ち着かないことから、おそらく、「動きが少なくなるまで入所は不可能であろう」と判断。進行性の症状に対応し

つつ療養を継続。28年3月、入所可能と判断。6月13日特養入所。

しかし、入所3日目に誤嚥性肺炎。近隣の急性期病院に入院。そこで「今後も誤嚥性肺炎を繰り返すであろう。経口摂取は難しい」と判断され、また、特養受け入れの条件として、「胃ろうの造設もしくは末梢輸液による治療」を提示され「鼻腔栄養や中心静脈栄養は選択肢とならない」と言われた。そこでご家族は当院再入院を希望。

7月再入院。特養入所時、(急性期病院入院時)よりもかなりレベルダウンしてしまっているが、9月現在、少し戻りつつある。

食事については、姿勢を維持できず、あるいは覚醒が悪く、誤嚥等のリスクはあるが、食事時間をずらしたり、リクライニングチェアに座ってもらうなどしてリラックスを図った上で食べてもらうなどの工夫をし、経口摂取を継続している。

精神症状やリスクに対してはしっかりとケアし、諸症状にはやめはやめに手を打って、重症化させないように努力する。こういう医療のあり方はもはや許されないのか。

この方の、特養入所が果たして適切であったのか。あるいは急性期病院での対応が本当にこの方にふさわしい医療であるのか。患者の立場から見るとははなだ疑問である。

2016年10月5日

NPO全国抑制廃止研究会  
理事長 吉岡 充